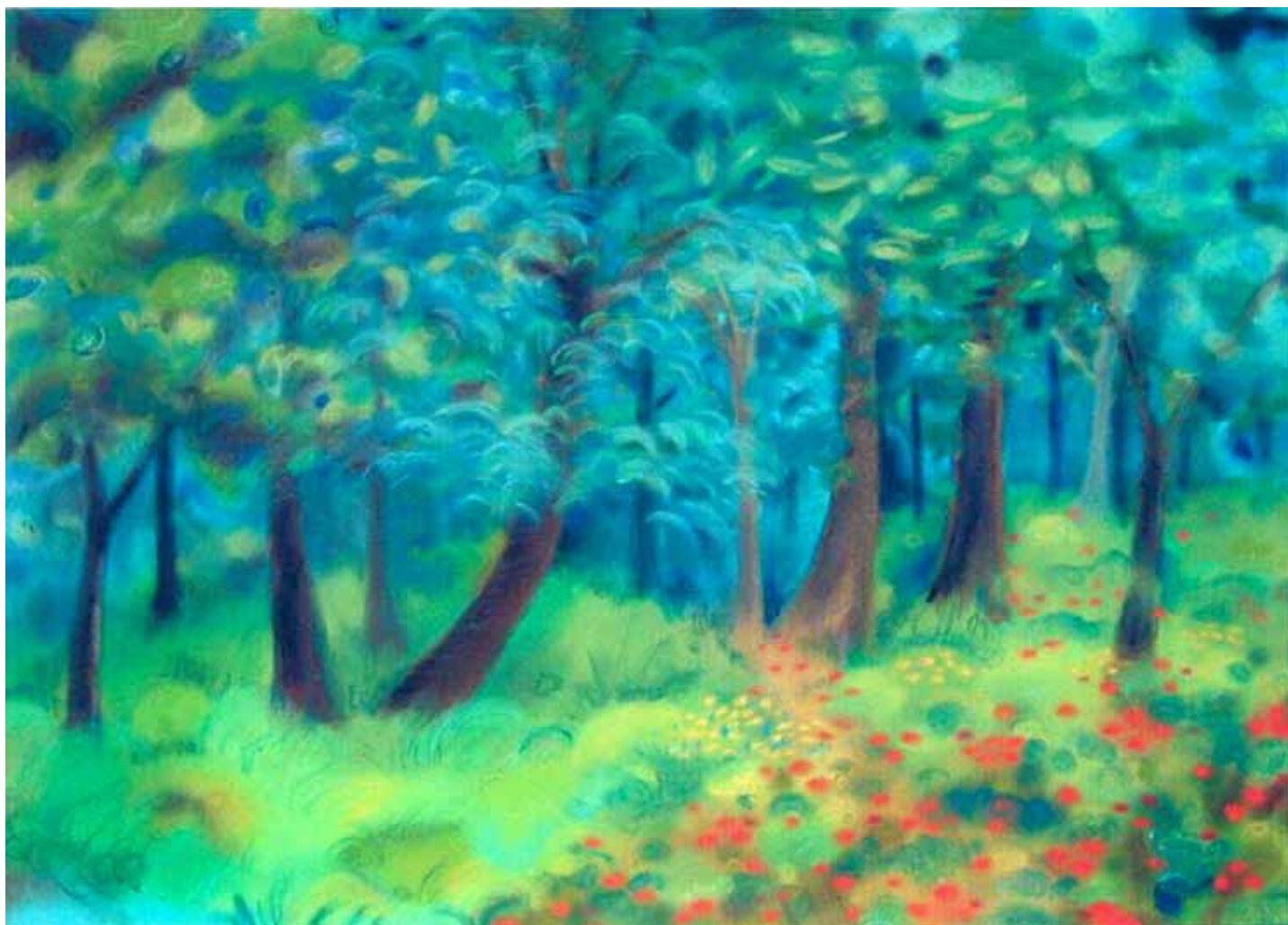


# 市川市みどりの基本計画

~ 潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち ~



市川市

## はじめに



市川市長  
千葉 光行

豊かな緑は、目にやさしく、憩いの場となるとともに、災害時における避難場所や火災の延焼遮断帯、さらには大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和など、さまざまな機能をもっています。このことから貴重な樹林地の保全や市街地の緑化を推進していくことが極めて重要になっています。

本市では、北部にわずかにまとまって残された国府台4丁目樹林地の保全や中部の防災拠点などの役割を担う大洲防災公園の整備などに取り組んでおります。緑の保全、緑化の推進は、一朝一夕にできるものではなく、長い時間とたゆまぬ努力が必要になります。

基本構想に示されている本市の将来都市像「ともに築く 自然とやさしさあふれる 文化のまち いちかわ」の実現に向け、より充実した緑政策を展開するため、この度、市川市みどりの基本計画を策定しました。

潤いと安らぎあふれる緑豊かなまちをめざして各施策を展開してまいりますので市民、事業者の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご指導をいただきました関係者の皆様には、心からお礼申し上げます。

平成16年3月

# 目 次

<b>第 1 章 計画の策定にあたって</b>	
1. 計画の目的	1
2. 計画の目標年次	1
3. 計画の位置づけ	1
4. 緑地の体系	2
5. 緑の効果と機能	3
<b>第 2 章 緑の現況と課題</b>	
1. 市勢の概況	5
2. 緑の現況	12
3. 緑の課題	26
<b>第 3 章 計画の基本方針</b>	
1. 基本理念	32
2. 緑の将来像	33
3. 基本方針	38
4. 計画の目標水準	39
5. 緑地の配置方針	40
<b>第 4 章 基本的な施策</b>	
1. 施策の体系	50
2. 基本的な施策	52
<b>第 5 章 地域別方針</b>	
1. 北東部地域	63
2. 北西部地域	68
3. 中部地域	73
4. 南部地域	78
<b>第 6 章 緑化重点地区及び保全配慮地区</b>	
1. 緑化重点地区	82
2. 緑化重点地区別整備方針	84
3. 保全配慮地区	87
4. 保全配慮地区別整備方針	89
<b>第 7 章 実現化の方針</b>	
1. 実現化に向けた推進体制の確立	92
2. 市民、事業者、市の役割	92
3. アクションプランの推進	94

## < 参考資料 >

1 . 計画の策定体制フロー	96
2 . 計画の策定経過	96
3 . みどりの基本計画策定委員会設置要綱	97
4 . 市民懇談会及び策定委員会参加者名簿	98
5 . 市民懇談会及び策定委員会等における討議結果	100
6 . 基本的な施策の分類表	105
用語解説	107

本文中 \* 印の用語については、参考資料編の用語解説を参照

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画の目的

緑の基本計画は、都市緑地保全法第2条の2に基づいて、緑地\*の保全\*及び緑化の推進に関する措置を、総合的かつ計画的に取り組む計画です。「市川市みどりの基本計画」は、貴重な緑地を保全し、潤いや安らぎのある新たな公園・緑地の整備に向けた基本的な方策を定めるものです。

## 2. 計画の目標年次

本計画は、市川市総合計画\*及び市川市都市計画マスタープラン\*の計画目標年次と同じ、平成37年(2025年)の21世紀第1四半世紀を計画目標年次とします。

また、計画策定後は、社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、5年ごとに市域の緑量調査等を実施し、計画の進行管理を行っていくものです。

## 3. 計画の位置づけ

本計画は、市川市総合計画に適合し、市川市都市計画マスタープランに整合するとともに、市川市環境基本計画\*と調和が保たれ、また、千葉県都市計画区域の整備、開発及び保全の方針\*とも整合を図る計画とします。

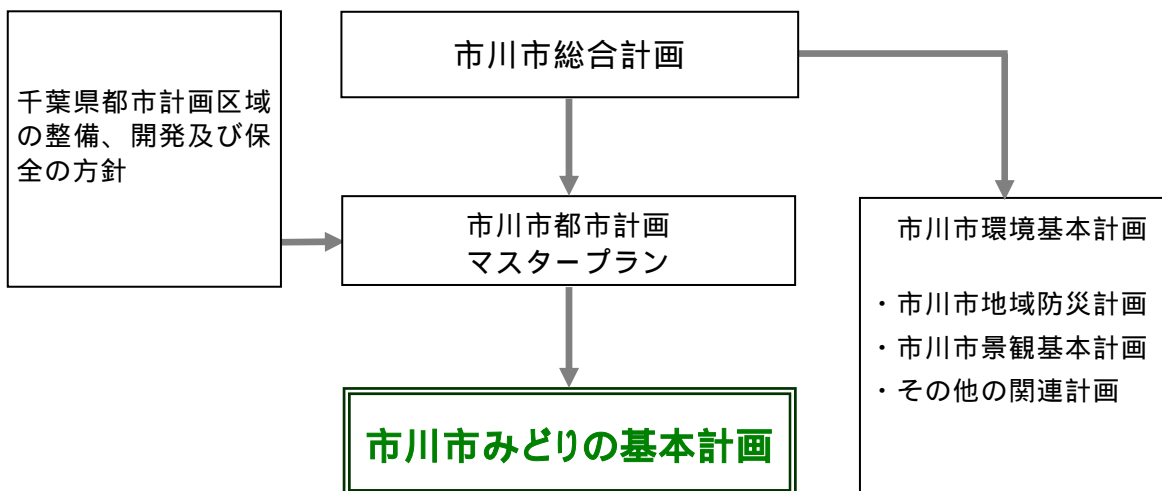


図 1-1. 計画の位置づけ

## 4. 緑地の体系

本市における緑地の体系を以下のとおり分類し、計画を進めます。

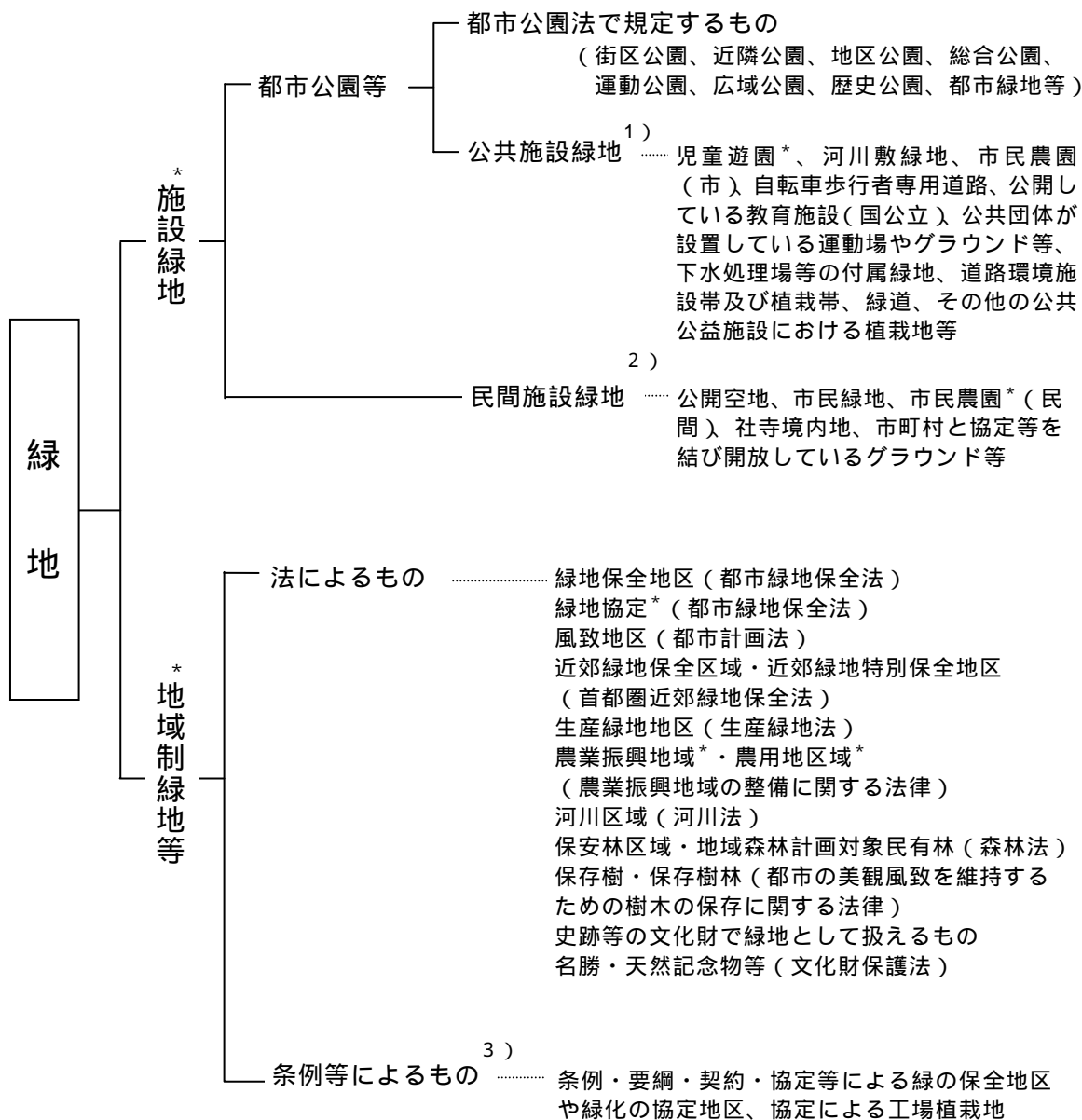


図 1-2. 緑地の体系

(注意)

- 1) 公共施設緑地とは都市公園以外の公有地、又は公的な管理がされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設。
- 2) 民間施設緑地とは私有地で公園緑地に準ずる機能を持つ施設。
- 3) 条例等の適用を受け、永続性の高いものを対象とする。なお、緑地として面積算定する場合には植栽地面積等を対象とする。



## 5. 緑の効果と機能

### (1) 緑の効果

近年、都市においては身近で良好な自然環境が減少したため、ヒートアイランド現象\*等の都市特有の問題が発生し、様々な弊害が顕在化しています。

緑\*の効果に着目し、良好な緑を保全し、快適でゆとりある生活環境を形成していく必要があります。

都市の中で緑が果たす主な効果、作用として以下のようなものがあります。

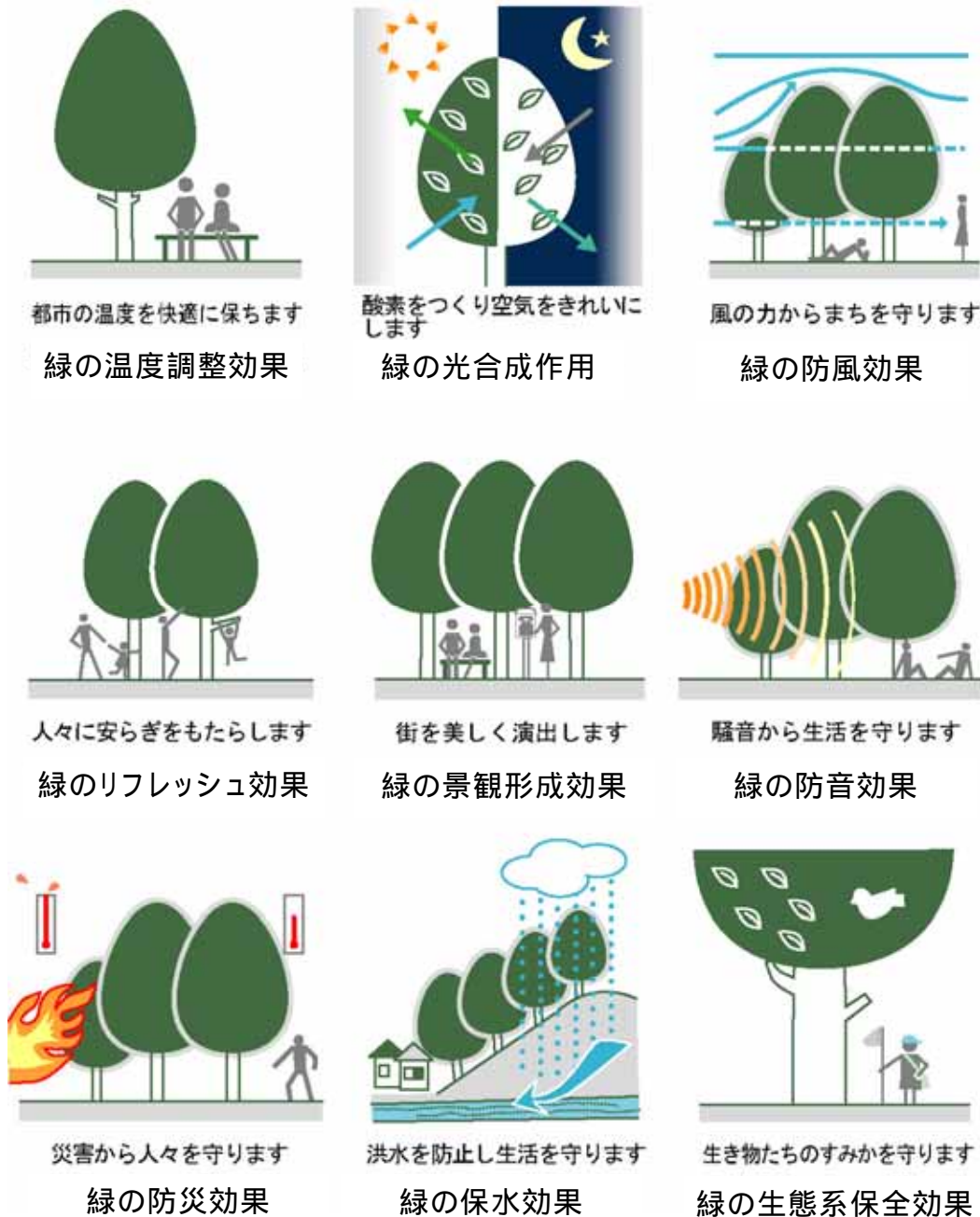


図 1-3. 緑の効果

## (2) 緑の機能

### 環境保全

緑は、人間を含めた多様な生物が生息する上で必要不可欠なものであり、生態系\*の中心をなすものです。また、地域の気象の変化を和らげたり、大気の浄化や騒音の緩和等の環境を保全する効果があります。このように、緑には人と自然が共に生きていく地域の環境を守る大きな役割が期待されています。

### レクリエーション

市街地の公園や広場は、市民の遊びやスポーツの場、交流や憩いの場を提供しています。また、樹林地や水辺は自然とのふれあいの場として様々な形で利用されています。この他、市民農園等は市民が土と親しむ場として積極的に活用されています。

### 防災

緑は災害時における住民の避難場所、避難路\*の役割や火災の延焼・水害・崖崩れに対しても一定の防止効果があることが認められています。また、防風・防砂の効果や、ブロック塀を生垣にすることで地震の際に倒壊する危険性を減らすことができる等、都市の安全性を高める上でも大きな役割が期待されています。

### 景観構成

街路樹、道路沿いの生垣や公園の植栽や住宅の庭木、巨木や社寺林\*等、緑は美しい街並みを形成する上で欠かせない存在となっています。また、緑は四季おりおりの彩りの変化をもたらし、人々に潤いや安らぎを与える役割が期待されています。

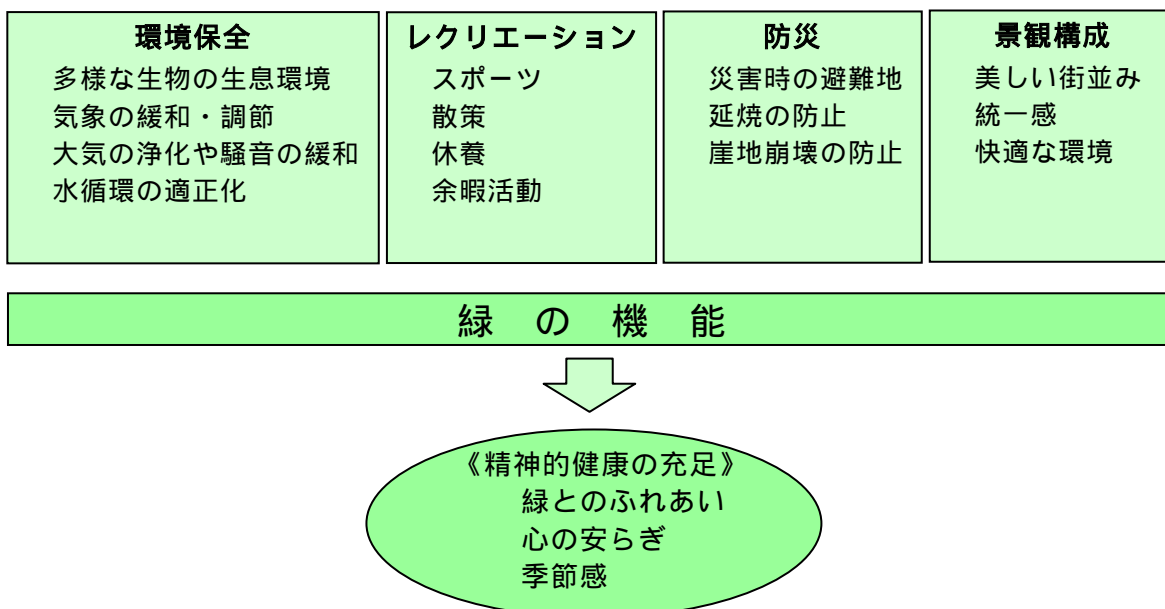


図 1-4 . 緑の機能



## 第2章 緑の現況と課題

### 1. 市勢の概況

#### (1) 自然的条件

##### 位置

本市は千葉県の北西部に位置し、西は江戸川を隔てて東京都に相對し、東は船橋市と鎌ヶ谷市、北は松戸市、南は東京湾に臨み、さらに浦安市に接しています。

都心から20km圏内にあり、平坦な地形であることから良好な住宅都市として発展するとともに、市南部の工業地は京葉工業地帯の一翼を担っています。

##### 地形

本市の面積は、約56.39km<sup>2</sup>で、南北約13.3km、東西約8.2kmの南北にやや細長い形をしています。

市の北部は下総台地の西端に位置する標高20～25mの関東ローム層からなる台地で、台地の南には沖積層からなる標高5m以下の低地が広がり市の中央部から南部へと平坦な地形が続いています。

台地は大きく分けて西から国分台・国分の台地、曾谷・大町の台地、柏井町・中山の台地の3つに分けることができます。この3つの台地の間には国分谷と大柏谷の2つの幹谷が入り込んでおり、それぞれの谷に国分川と大柏川が流れています。

2つの幹谷からは台地に向かっていくつも細かい谷が木の枝のように奥深く入り込んでおり、谷津\*と呼ばれる下総地方独特の細長い谷地形が形成されています。谷津の両側は急峻な斜面林にはさまれており、斜面林の裾からは湧水が多く見られます。これらの谷津は、狭い範囲に様々な自然環境がモザイク状に分布するため、水循環\*や生物の生息に変化をもたらし、多様な生態系\*を生み出しています。

市の中央部には、今から8千年～3千年前



図2-1. 市川市の位置

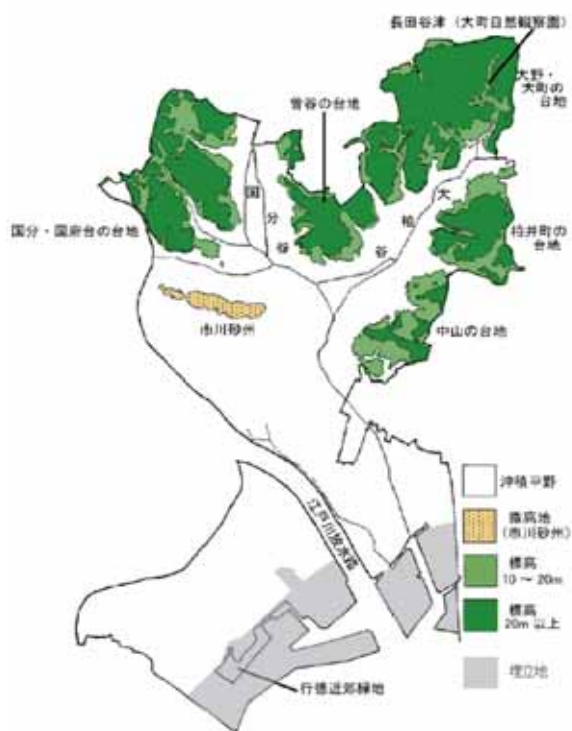


図2-2. 市川市の地形

頃の縄文時代の海進海退\*によって砂が堆積し、周辺の低地よりも2～4m程度小高くなった「市川砂州」が東西に伸びています。

市の中央部から南部に広がる低地は、縄文時代の海進海退により海であった部分に土砂が堆積してできた平坦な地形になっています。現在、東京湾に面している部分は昭和30年代以降に大規模な海面埋立により造成された土地です。

### 気象

過去10年間(平成5年から平成14年)の年平均気温は15.6℃、月別の平均最低気温は1月の5.5℃、平均最高気温は8月の26.7℃となっており、おおむね温和な気候です。

年間降水量は約1,200mmで夏期に多く冬に少ない傾向となっており、千葉県内では海流に影響を受ける外房地方に比べて寒暖の差が大きく降水量が少ない特徴があります。

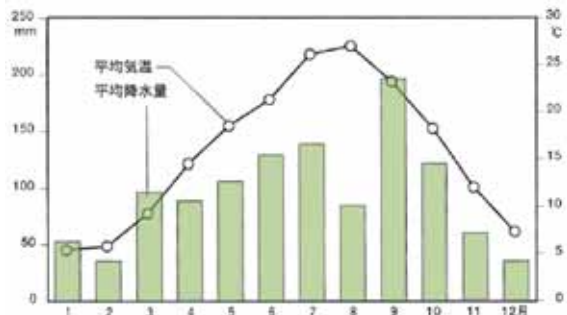


図2-3. 市川市の気象

### 水系

本市には9本の一級河川があり、いずれも利根川水系に属します。

江戸川は利根川より千葉県関宿で分流し上水道や工業用水等の水源となっています。

通常は行徳可動堰\*により東京湾と仕切られており、江戸川閘門から旧江戸川へと流れ千葉県浦安市、東京都江戸川区で東京湾に注いでいます。

このほか、真間川、国分川、春木川、大柏川、派川大柏川等の小河川とこれらに注ぐ多くの小規模な水路は、周辺の谷津を水源として北より南へ流下し、江戸川、東京湾へと注いでいます。

かつて多数あった小規模な水路や小川は、いずれも普段は水量が少なく、そのほとんどが治水対策等により整理、暗渠\*化されて道路になっています。また護岸改修により、自然の川岸は見られなくなっています。

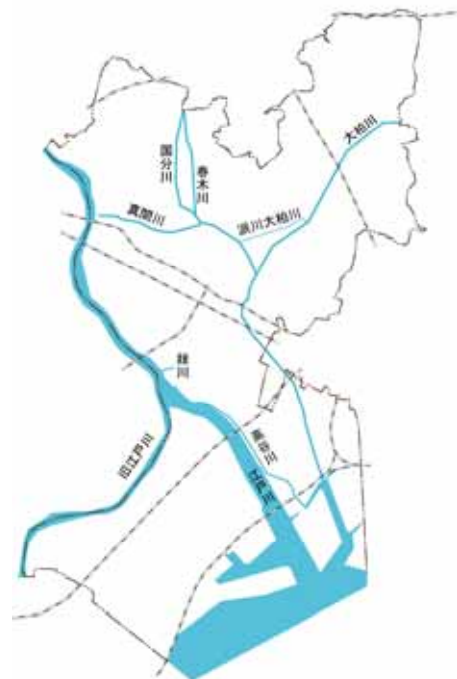


図2-4. 市川市の水系

### 動植物の生息状況

本市には、台地と低地、市川砂州、江戸川や小河川、東京湾等の地形や水系があり、そこに生息する生物も多く、それぞれに複雑な生態系をなしていました。人口の増加と都市化は自然環境の変化を招き、それによって

在来の動植物の生息・生育環境へ影響がおよび、生息種・生育種の変化が起きました。

市街化が進み在来の生物が生息できなくなった地域では、餌を人間の生活に依存する生物や外来種\*等が多数生息・生育し、市街地特有の生態系を形づくっています。

### 樹林地

樹林地の多くは北部の台地と、低地との境界に残る斜面林で、土砂崩落の防止や湧水\*の水源涵養機能\*等も担っています。真間山から国府台、里見公園にかけての江戸川沿いには、照葉樹林\*の片鱗が見られ、スダジイやタブノキが林冠\*を成し、下総台地における典型的な樹林形態を示しています。

斜面林の大部分は、マツ林等であったものが放置され、イヌシデ、クヌギ、コナラ、エゴノキ等の落葉広葉樹\*が混交する雑木林\*となり、多様な動植物の生息・生育場所になっています。



北東部の樹林地

### 湧水、谷津

かつての谷津地形に多く見られた湧水源は、農業や生活用水となり、小川や湿地は多様な生物の生息域となっていました。現在では、湧水として保存されているものは数少なく、大町公園や里見公園等わずかです。

大町公園自然観察園の湧水が潤す谷底の湿地では、サワガニやホトケドジョウ、ヘイケボタル、オニヤンマ等の動物、カワモズク、ミクリ、カサスゲ、ミゾソバ等の植物を始めとする多様な動植物が生息し、周辺の斜面林と合わせて複雑な生態系を形成しています。



大町公園内の湿地

### 小河川

湧水を源とし水田等を潤していた水路や小河川は、都市化による水質悪化、護岸整備や暗渠化等で、生物の生息空間に適さなくなりました。その後に生活排水対策が進み、一部にはカダヤシやモツゴ、コイ等が見られるようになりましたが、本来の生物相とはなっていません。大柏川や国分川の中流には、洪水対策として調節池\*が設けられ、地域本来の湿地環境を取り戻す努力が行われ、かつて水田や小川で見られた生態系が復元されることが期待されています。

### 江戸川

利根川より分流した江戸川は、都市化が進んだ小河川に比べると特有の自然環境がみられます。

上流部からタネが運ばれてきてオニグルミ、タコノアシ、フジバカマ、ノウルシ等、今では江戸川河川敷の一部でしか見ることのできなくなった植物も少なくありません。

魚類ではコイやフナをはじめ多くの魚類が生息するとともに、利根川水系にしか生息していない中国原産のハクレン等も生息しています。また、アユやシラス(ウナギ稚魚)等も海から遡上してきます。



江戸川(和洋女子大学からの眺望)

### 江戸川放水路\*

干潮時、両岸にわずかに干潟が干出し、河川敷に生育するヨシ原と相まって東京湾最奥部の泥干潟に似た生物相が見られます。

魚類では、分布の北限とされるトビハゼが生息するほか多くの魚類の産卵や稚魚の生息場所となっています。

また、チゴガニ、コメツキガニ、ヤマトオサガニ、アシハラガニ等の甲殻類\*、多数の貝類やゴカイ等の底生生物が生息し、これらを餌とするシギやチドリ類の渡来、越冬場所となっています。放水路の河川敷や砂が多かった場所では、砂浜に見られるハマエンドウやハマヒルガオ等の海浜植物が生育し、干潟の周辺等海水が混じる場所ではウラギクやシオクグ等の塩生植物\*もわずかに見られます。



江戸川放水路

### 市街地

都市化により自然環境の大きな特徴のひとつとして、外来生物が多いことが挙げられます。植物では、セイヨウタンポポ、オオイヌノフグリ、ヒメジョオン、ハルジオン、セイトカアワダチソウ等が生育し、動物ではアメリカザリガニやウシガエル、ミシシッピーアカミミガメ、ブラックバス、また、ドバト等がたくさん生息しています。

また、人間の餌やりやゴミに依存してハシブトガラスやカモメ類、カモ類、ドバト、タヌキ、ハクビシン等が急激に増加したり、特定の場所に集中する等の現象も起こっています。

(参考文献：「平成14年度版 市川市の環境」)

## (2) 社会的条件

### 人口

本市の人口は、平成 15 年現在 463,103 人であり、この 30 年間で約 17.3 万人増加しています。近年 10 年間では約 1.6 万人の増加に留まり、増加傾向は鈍化しています。

また、世帯数は、近年 10 年間で約 2.3 万世帯増加し、平成 15 年の平均世帯人員は 2.26 人となり、核家族化や単独世帯の比率が高くなっています。

さらに、市外からの転入人口は 37,349 人、転出人口は 38,271 人に達し、転入・転出による流動人口が多くなっています。

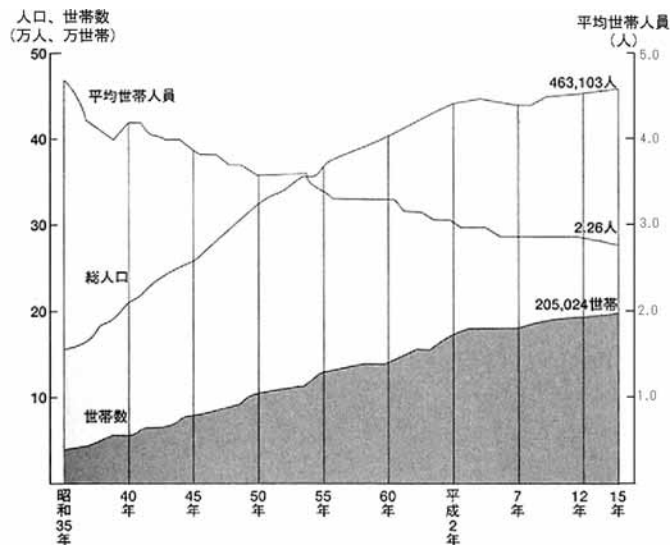


図 2-5. 人口の推移  
(各年 10 月 1 日現在)

### 土地利用

土地利用の変遷を地目別で比較すると、田は、昭和 40 年代、50 年代に急激に減少し、平成 15 年では 168.6ha(昭和 40 年の 11.1%)となっています。この大きな要因は宅地開発によるもので、昭和 40 年から平成 15 年までに 1,450.4ha が開発され、畑や山林の減少にも影響しています。

また、都市公園\*は、昭和 40 年の面積 14.7ha から 109.5ha 増加し、平成 15 年では約 124.2ha となっています。

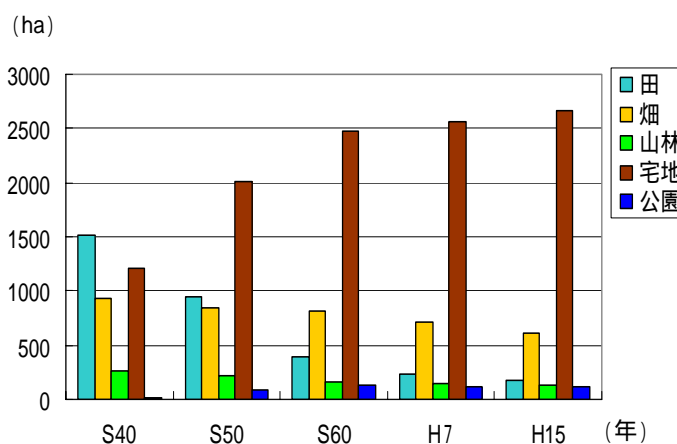


図 2-6. 土地利用の変遷  
出典：固定資産税課資料





図2-7. 住宅地、水田、果樹園の変遷  
出典：市川の自然



### 交通体系

本市は東京都と千葉県を結ぶ交通網の玄関口に位置していることから、広域的な幹線道路\*や鉄道等の交通環境に恵まれています。

道路は、南から首都高速湾岸線、京葉道路、国道14号が東西方向を結び、広域的な幹線ルートが形成されています。また、南北方向には県道市川松戸線や市川柏線等がありますが、南北の幹線道路が充足しているとは言えません。そこで、南北軸として外かん道路の整備が進められ、首都高速湾岸線、京葉道路、国道14号とつながることにより、市内の交通流の円滑化等交通機能の向上が期待されています。

鉄道においては、南からJR京葉線、営団地下鉄東西線、都営地下鉄新宿線、JR総武線、京成本線、JR武蔵野線、北総線があり、交通利便性は高いといえます。



図2-8. 交通体系図

### (4) まちづくり事業

#### 市街地再開発事業

本市の中心市街地において、低層の木造建築物が密集し、公共施設が不十分な市街地では、建築物等の整備と併せて道路・広場等の公共施設を確保し、安全で快適な市街地をつくりあげていくことが必要です。

本八幡駅北口地区(約3.6ha)市川駅南口地区(約2.6ha)の市街地再開発事業を推進しています。

#### 土地区画整理事業

昭和12年より宅地の利用増進と公共施設の整備改善し健全な市街地を築くため、土地区画整理\*事業が組合施行で行われています。現在は、市川市柏井土地区画整理事業(面積17.7ha)と市川市原木西浜土地区画整理事業(面積7.9ha)が行なわれています。

土地区画整理事業では公園緑地が計画的に配置されています。



図2-9. まちづくり事業実施区域

## 2. 緑の現況

### (1) 特徴的な緑

#### 樹林地

本市の特徴的な樹林地の変遷を見ると、全体的に分断化や縮小化の傾向がみられます。

明治20年から昭和30年までは大町周辺に多く分布していた樹林地が果樹園に、中山周辺では墓地等になり、まとまった消失がみられます。

また、下貝塚地区周辺では、宅地開発により消失し、帯状の樹林地が分断されました。近年、宅地化や土地造成が進行し、特に国府台や大野地区周辺の市街化区域内では、樹林地の減少が目立ちます。市内全体では、平成6年と11年の調査結果を比較すると、5年間で2.03ha減少しています。

(平成11年度の樹林地は航空写真により計測し、面積を算出しています。)

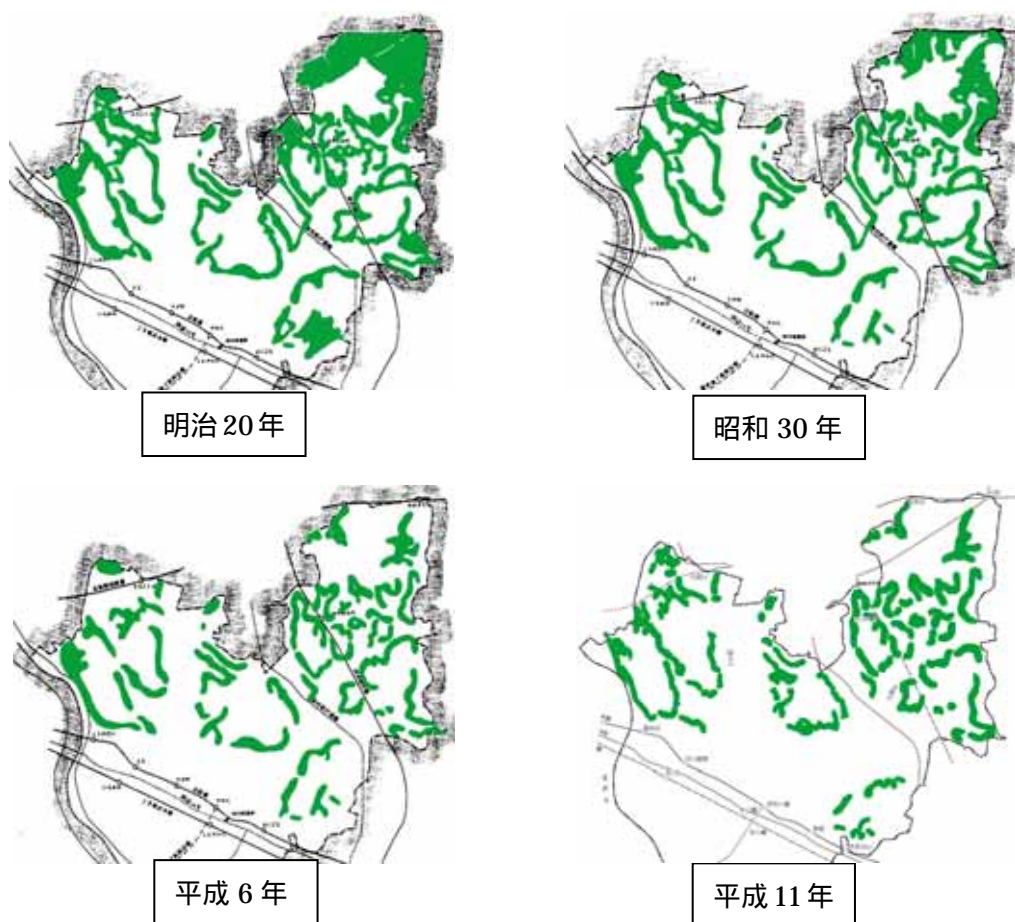


図2-10. 樹林地の変遷

表2-1. 最近の樹林地の比較

平成6年度調査	平成11年度調査	比較結果
147箇所	145箇所	全喪失 2箇所 一部喪失 23箇所
87.30ha	85.27ha	2.03ha 減少

### クロマツ

京成本線沿いから国道14号にかけての市街地には、市の木であるクロマツがまとまって生育し、本市を代表する景観\*となっています。この地域は、「市川砂洲\*」上にあり、クロマツが生育していくための条件に適しています。

この地域のクロマツは、かつて胸高幹周300cm、高さ30mの大木が見られましたが、現在では、胸高幹周250cm、高さ25mのものが多く、主に市川1丁目の地蔵山や平田2丁目の平田緑地、新田1丁目の胡録神社等にまとまって見られます。胸高幹周150cm以上のクロマツのほとんどは、建築規制が厳しい第一種低層住居専用地域にあり、その一部は風致地区に指定されています。

### 農地

農業振興地域は、昭和30年代から40年代にかけて、都市地域への人口集中化のため宅地開発等が急速に行われたことにより、農地が減少し続ける状況の中で、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、重点的に整備・保全を行うことを目的に定められました。

本市は、昭和48年に千葉県知事より、大町及び大野町のそれぞれの一部地域が農業振興地域に指定されました。現在、農業振興地域386haのうち、耕作の目的に供される土地として、果樹園を中心に152haが農用地区域に指定されていますが、昭和48年の指定当初よりも40ha減少しています。

一方、農業振興地域以外での農地では、大柏川沿いの市街化調整区域\*において、近年の農業従事者の減少、高齢化等が背景となって遊休農地\*の増加が課題となっています。そこで、この遊休農地を活用する方向性として、遊休農地解消対策事業を推進していくとともに、市民の農業体験の場、総合学習\*の場としての農地の活用が求められています。



図2-11. 市街地におけるクロマツ分布状況



市街地におけるクロマツ



農地(原木のねぎ畑)



農地(大町の梨園)



### 水辺環境

本市の水辺環境は、江戸川に代表される9本の一級河川の他に、北部にはじゅん菜池緑地や湧水の豊かな大町公園等の広域的な都市公園、南部には江戸川第二終末処理場や行徳近郊緑地特別保全地区、海辺に面した三番瀬等があります。

このような良好な水辺環境は、人々に潤いと安らぎを与え、環境学習等の場としても活用されています。また、動植物の生息・生育の場としても重要な空間であるため、積極的な保全が求められています。



じゅん菜池緑地

## (2) 緑地の総量及び緑地率

本市の緑地の面積は 1,685ha で市の面積 (5,639ha) に対して約 30%を占めています。

緑地の分布状況は、市の北部には風致地区、生産緑地地区や農業振興地域等の地域制緑地が広く分布し、南部では都市公園等の施設緑地の割合が高くなっています。

施設緑地は 693 箇所、382ha 分布し、市面積の約 7%に当たります。また、緑地保全地区や風致地区、生産緑地地区等の地域制緑地は 638 箇所、約 1,436ha(重複面積含む)を占め、市面積の約 26%となります。

本市における市街化区域、市街化調整区域及び都市計画区域の緑地の総量を表2-2に示します。

表2-2. 緑地総量(平成15年)

緑地種別	区域		市街化区域			市街化調整区域			都市計画区域		
	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人		
住区基幹公園	街区公園	291	27.75	0.66	9	2.12	0.56	300	29.87	0.65	
	近隣公園	11	16.69	0.39	-	-	-	11	16.69	0.36	
	地区公園	1	8.40	0.20	-	-	-	1	8.40	0.18	
	都市基幹公園	-	-	-	1	11.39	3.03	1	11.39	0.25	
	運動公園	2	9.21	0.22	-	-	-	2	9.21	0.20	
基幹公園計	305	62.05	1.47	10	13.51	0.29	315	75.56	1.64		
歴史公園	2	2.71	0.06	1	3.16	0.84	3	5.87	0.13		
広域公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
緩衝緑地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
都市緑地	22	13.73	0.32	5	29.05	7.72	27	42.78	0.93		
都市公園計	329	78.49	1.86	16	45.72	12.15	345	124.21	2.70		
児童遊園	81	3.26	0.08	14	0.98	0.26	95	4.24	0.09		
市民農園	6	1.10	0.03	6	2.02	0.54	12	3.12	0.07		
教育施設	52	95.57	2.26	13	31.79	8.45	65	127.36	2.76		
公共団体設置による運動場等	-	-	-	2	5.15	1.37	2	5.15	0.11		
施設付属緑地等	5	7.27	0.17	6	53.80	14.29	11	61.07	1.33		
道路環境施設帯、植栽帯	9	2.94	0.07	2	0.82	0.22	11	3.76	0.08		
緑道	4	0.71	0.02	-	-	-	4	0.71	0.02		
その他の緑地	25	4.72	0.11	2	1.18	0.31	27	5.90	0.13		
公共施設緑地計	182	115.57	2.73	45	95.74	25.44	227	211.31	4.59		
都市公園等合計	511	194.06	4.59	61	141.46	37.58	572	335.52	7.28		
市民緑地	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
市民農園	1	0.27	0.01	-	-	-	1	0.27	0.01		
社寺林	106	43.47	1.03	14	2.74	0.73	120	46.21	1.00		
民間施設緑地計	107	43.74	1.03	14	2.74	0.73	121	46.48	1.01		
施設緑地計	618	237.80	5.62	75	144.20	38.31	693	382.00	8.29		
緑地保全地区	3	2.01	0.05	1	83.00	22.05	4	85.01	1.85		
緑地協定	10	26.71	0.63	-	-	-	10	26.71	0.58		
風致地区	4	497.21	11.75	1	271.79	72.21	5	769.00	16.69		
生産緑地地区	388	111.20	2.63	-	-	-	388	111.20	2.41		
保存樹林	3	0.92	0.02	3	3.48	0.92	6	4.40	0.10		
農業振興地域	-	-	-	1	386.00	102.56	1	386.00	8.38		
河川区域	5	7.45	0.18	3	172.26	45.77	8	179.71	3.90		
保安林区域	1	0.10	0.00	-	-	-	1	0.10	0.00		
地域森林計画対象民有林	17	15.00	0.35	37	93.00	24.71	54	108.00	2.34		
史跡等	4	8.17	0.19	1	2.68	0.71	5	10.85	0.24		
法によるもの計	435	668.77	15.81	47	1,012.21	268.93	482	1,680.98	36.48		
樹林地保全協定	132	11.90	0.28	110	38.80	10.31	242	48.70	1.06		
地域制緑地間の重複	80	52.73	1.25	6	240.93	64.01	86	293.66	6.37		
地域制緑地計	487	627.94	14.84	151	810.08	215.23	638	1,436.02	31.17		
施設緑地、地域制緑地間の重複	100	60.91	1.44	34	72.12	19.16	134	133.02	2.89		
緑地総計	1,005	804.83	19.02	192	882.16	234.38	1,197	1,685.00	36.57		
人口	市街化区域人口							423,100 人			
	都市計画区域人口							460,738 人			
面積	市街化区域面積							3,976 ha			
	都市計画区域面積							5,639 ha			
緑地の確保水準	市街化区域面積に対する割合							20.24 %			
	都市計画区域面積に対する割合							29.88 %			
都市公園等の水準 (住民一人当たり面積)	都市公園							2.70 m <sup>2</sup> /人			
	都市公園等							7.28 m <sup>2</sup> /人			

## &lt;緑地の総量について&gt;

- ・人口は平成15年4月1日現在です。
- ・各緑地面積の数値はm<sup>2</sup>単位で集計し、四捨五入により算出しています。(単位:ha)
- ・施設緑地、地域制緑地間で重複する緑地面積は合計値より控除しています。
- ・各緑地面積の数値はm<sup>2</sup>単位で集計し、四捨五入により算出しています。
- ・緑地率 = 緑地総量 / 市域の面積 = 1,685ha / 5,639ha × 100 = 29.88(%)

緑地現況図

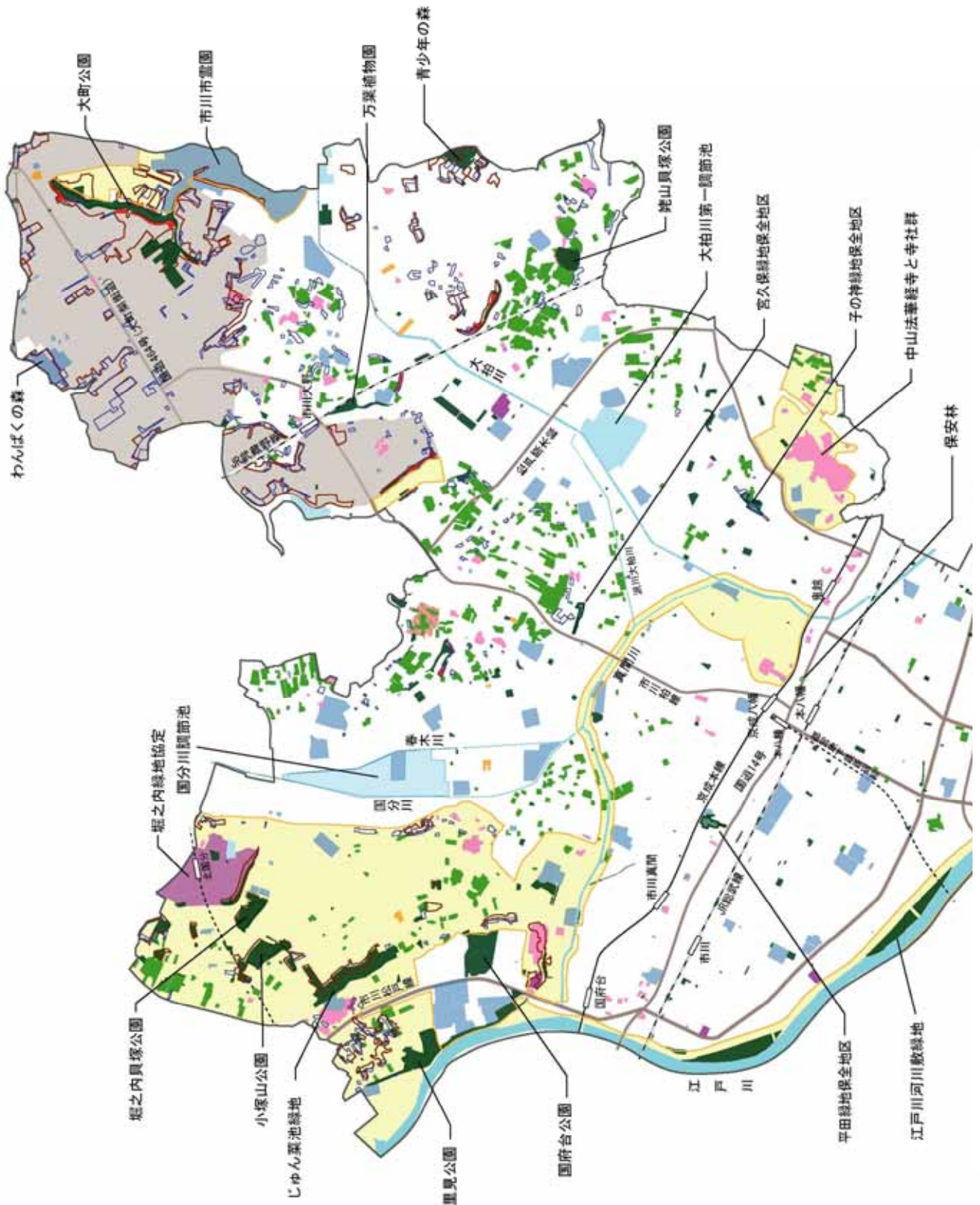
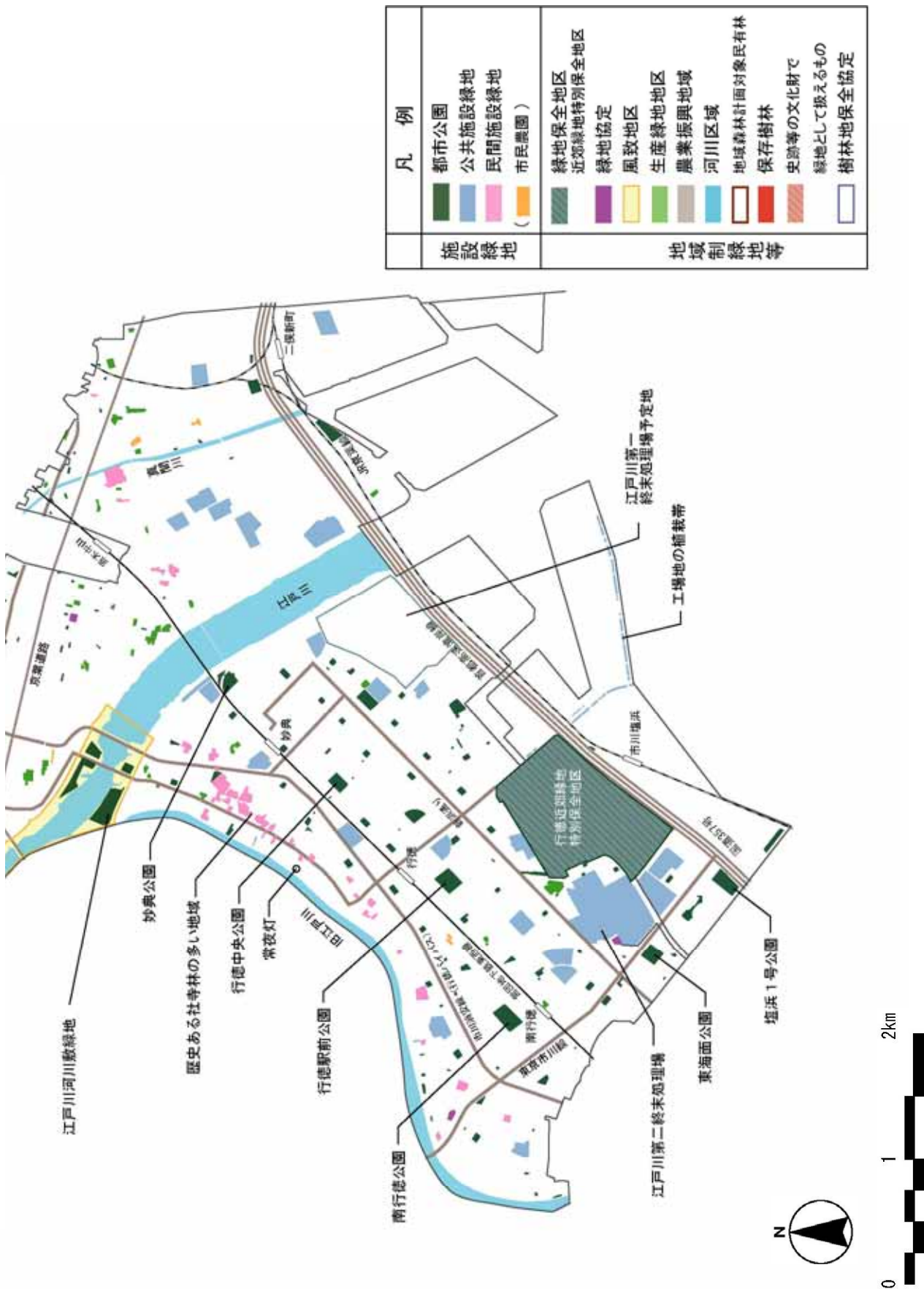


図 2-12. 緑地現況図





### (3) 施設緑地の現況

本市の都市公園、公共施設、民間施設を含めた施設緑地の総面積は382haです。

都市公園は、面積、施設、目的、機能等により分類されています。地域の特性を活かした公園づくりとしては、湧水や湿地を取り込んだ自然性の高い大町公園、歴史的価値の高い堀之内貝塚公園、姥山貝塚公園、斜面樹林を活かしたじゅん菜池緑地等があります。

現在、都市公園は345箇所、124.2haあり、市民一人あたりの公園面積は2.70㎡となっています。都市公園法施行令に定められた標準面積(市民一人あたり10㎡以上)とは大きくかけ離れているのが現状です。全国、千葉県、周辺市の都市公園の整備状況を平成15年現在の数値で比較してみると、本市は低い値となっています。

また、公共施設緑地を含めた都市公園等の現況は、572箇所、面積335.5ha、市民一人あたりの緑地面積は7.28㎡となっています。

#### 都市公園

本市には、大町公園、里見公園、じゅん菜池緑地、小塚山公園、堀之内貝塚公園等地域の特徴を活かした公園があります。

これらの公園は地域防災の拠点として位置づけられています。平成16年4月には、防災拠点、一時避難場所としての機能を担う大洲防災公園2.8ha(大洲1丁目)が開設されます。

地域ごとの公園整備率では、大柏や国府台地区は比較的、公園整備率が高く、緑豊かな地域を形成しています。一方、旧市街地の市川、八幡、中山、宮久保地区の公園整備率は1.0㎡/人以下となっています。その中でも市川、八幡地区は本市の中心市街地であることから、効果的な緑化の推進が望まれています。

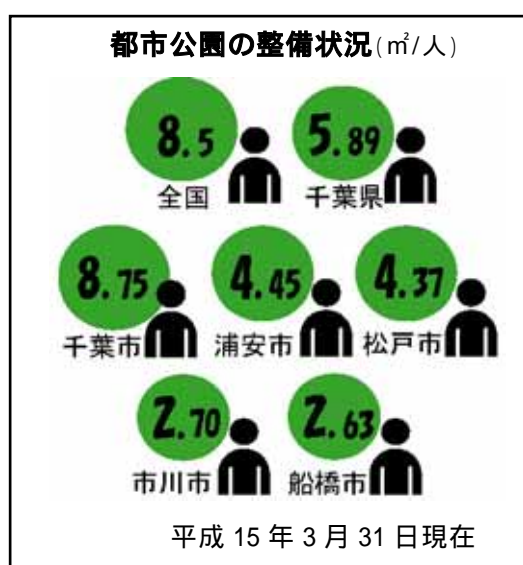


図2-13. 全国、千葉県、周辺市との比較

表2-3. 地域別の公園整備状況

4 地域の分類は、「第5章 図5-1.4 地区分類図」参照

	北東部		北西部		中部		南部		全体	
	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所
街区公園	7.45	73	4.98	59	4.97	75	12.46	93	29.87	300
近隣公園	1.10	1	4.03	2	1.24	1	10.32	7	16.69	11
地区公園	-	0	8.40	1	-	0	-	0	8.40	1
総合公園	11.39	1	-	0	-	0	-	0	11.39	1
運動公園	-	0	7.35	1	-	0	1.86	1	9.21	2
歴史公園	2.46	1	3.41	2	-	0	-	0	5.87	3
広域公園	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
都市緑地	6.35	11	11.90	15	24.53	1	-	0	42.78	27
緩衝緑地	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
都市公園計	28.75	87	40.07	80	30.74	77	24.64	101	124.21	345

## 公共施設緑地

### 児童遊園

市内には、現在 95 箇所、約 4.2ha の児童遊園が整備されています。地域ごとにその整備状況をみると、大柏地区が最も多く約 1.22ha、最も少ない市川地区では約 0.04ha の状況です。また、八幡 6 丁目児童遊園（0.22ha）や稲荷木 3 丁目児童遊園（0.23ha）等、比較的面積の大きい児童遊園も整備されています。



八幡神社児童遊園



香取市民農園

### 市民農園

本市が開設している市民農園は、市街地周辺部を中心に 12 箇所、約 3.1ha が整備されています。特に、原木 4 丁目や東国分 1 丁目にある市民農園は規模も大きく、利用者も多い状況です。市民農園は人気も高まりつつあり、市民が身近に土にふれることのできる場となっています。



中国分市民農園

表 2-4. 市民農園一覧(H15 年 10 月現在)

< 本市が開設している市民農園 >

	名称	所在地	開設年月	面積(m <sup>2</sup> )	区画数
1	稲荷木	稲荷木 2 丁目 172	S52.09	1,047	28
2	香取	香取 2 丁目 5 - 5	S56.03	2,177	94
3	原木 4 丁目	原木 4 丁目 1358 - 1	S57.03	4,155	104
4	東国分 1 丁目	東国分 1 丁目 1598 - 4	S57.02	4,700	146
5	大町	大町 178 - 2	H8.03	3,908	70
6	中国分	中国分 2 丁目 18 - 1	H8.10	3,253	104
7	若宮	若宮 2 丁目 115 - 5	H9.09	518	22
8	曾谷	曾谷 1 丁目 192 - 1	H9.09	1,361	50
9	原木 3 丁目	原木 3 丁目 1535	H11.10	2,675	111
10	曾谷 3 丁目	曾谷 3 丁目 1218 - 7	H12.04	1,395	32
11	柏井町 3 丁目	柏井町 3 丁目 136	H15.04	2,088	66
12	信篤	原木 2 丁目 1581 - 1	H15.09	3,972	104
計	12 カ所			31,249	931

< 民間により開設されている市民農園 >

	名称	所在地	開設年月	面積(m <sup>2</sup> )	区画数
1	柏井きらくファーム	柏井町 3 丁目 222	H13.05	2,749	56

学校

公共施設の緑化の現況を把握するため、その代表的な地域の拠点施設でもある学校について、緑被現況を調査しました。

(平成11年度1/10,000の航空写真より判別できるものを計測)

表2-5. 学校の緑被率

	敷地 総面積(m <sup>2</sup> )	緑被 総面積(m <sup>2</sup> )	緑被率 (%)	緑被現況
幼稚園	15,806	1,558	9.9	最も緑被率*が高いのは南部地域にある南行徳幼稚園の12.7%であり、次いで百合台幼稚園の12.5%となっています。
小学校	558,895	82,333	14.7	小学校の緑被率を見ると最も高いのは中国分小学校で30.6%です。また、大柏小学校や大町小学校等、緑被率20%を超える小学校が見られる一方、緑被率5%以下の小学校も見られます。
中学校	293,477	31,255	10.6	中学校の緑被率を見ると、緑被率20%を超えるのは第一中学校のみであり、緑被率10%前後の学校が多く、緑被率5%前後のものも見られ、緑被率の向上が求められます。
高校	304,927	29,915	9.81	各高等学校の緑被率は市川東高校が約15%、このほかは、10%前後の学校が多く、全体的に緑被率の低い状況です。
大学等	119,312	17,250	15.9	大学等の緑被率を見ると、筑波大付属聾学校は20%に近い緑被率を示しています。

本市では、学校緑化推進事業の一環として校庭の芝生化を推進しており、現在、3小学校で校庭が芝生化されました。校庭の芝生化は、児童のけが、降雨による校庭の土砂流出、都市のヒートアイランド現象の防止や児童の遊びによる体力向上等の効果が期待されています。

表2-6.3 小学校の校庭の芝生化面積表

学校名	芝生化面積(m <sup>2</sup> )
南新浜小学校	1,380
中国分小学校	827
大和田小学校	1,795



南新浜小学校(校庭緑化)



南新浜小学校(校内ビオトープ)



中国分保育園



### スポーツ施設

国府台公園の陸上競技施設や体育館、北方町4丁目の市民プール等の運動施設周囲には比較的緑が多く、また、各地域にあるテニスコートや運動広場は近隣公園内に整備されており、健康的に活動できる憩いの場として市民に利用されています。さらに、江戸川の河川敷には、広々とした運動施設として野球場やサッカー場が整備され、身近な運動施設として活用されています。



国府台公園

### 街路樹

行徳地域の妙典駅や行徳駅、南行徳駅の周辺等の土地区画整理事業が行われた箇所を中心に、道路緑化が行われています。

しかし、市川駅や本八幡駅周辺の市街地では、整備がほとんど進んでいない状況です。また、整備済みの都市計画道路\*でも街路樹等の緑化が行われていない区間がみられます。街路樹の樹種構成をみると、最も多いのがマテバシイで、次いでサクラ、ヤマモモと続きます。



街路樹(サクラ)



街路樹(妙典土地区画整理地区内)

表 2-7. 道路の緑化の状況(平成 15 年 4 月)

道路総延長	777,082m
一般国道	17,169m
県道	39,207m
市道	720,706m
植栽延長	111,962m
緑化率	14.4%

植栽可能な道路に対する緑化率ではなく、全市域における道路総延長に対する道路緑化率であり、現在、植栽可能な沿道には高木約12,000本、下木約180,000本が植栽されています。

表 2-8. 街路樹で多用されている樹種一覧(高木)

順位	樹種	本数(本)
1	マテバシイ	2,352
2	サクラ	1,551
3	ヤマモモ	1,039
4	クスノキ	1,034
5	サザンカ	471
6	プラタナス	422
7	ハナミズキ	407
8	タブノキ	401
9	イチョウ	401
10	クロガネモチ	372

## 民間施設緑地

### 社寺林の現況

法華経寺、葛飾八幡宮、弘法寺、下総国分寺、唱行寺、徳願寺等の境内には歴史や文化を感じることのできる社寺林が見られます。また、稲荷神社、愛宕神社、妙行寺等の敷地内には巨木もあり、風情ある都市景観を構成する地域資源となっています。

市域における社寺林の状況を以下の表に示します。

表 2-9. 社寺林の現況

	市街化区域	市街化調整区域	計
箇所数	106	14	120
面積 (ha)	43.5	2.7	46.2



法華経寺



落葉樹の生垣



工場敷地内の緑化(塩浜地区)



工場敷地内の緑地(塩浜地区)



工場周辺の緑化(塩浜地区)

### 住宅地の緑化状況

住宅地における緑化状況をみると市の中心部である菅野や八幡、大和田地区、また、南部の妙典、行徳等新しい市街地では所々に生垣や花により緑化された戸建住宅が見られますが、全般的に少ない状況です。

密集した市街地等には狭隘道路\*が多く、ブロック塀が目立つことから連続的な緑化が必要です。

### 駅前等の商業・業務地における緑化状況

本市の中心部となる本八幡駅、市川駅周辺には、クロマツ等の屋敷林\*、街路樹やフラワーポット等による緑化を行っているところもありますが、更なる緑化の充実が求められています。

### 工業地における緑化状況

地域の良好な生活環境の保全を目的に、「工場等の緑化に関する要綱」に定める基準に従い企業と緑化協定を締結しており、各工場別に緑地面積を定めていますが、十分な緑化が見られない工業地もあります。



#### (4) 地域制緑地等の現況

都市計画関連の緑地を保全する法律等により、緑地が守られています。

##### 緑地保全地区

「都市緑地保全法」第3条に基づき、良好な自然環境を形成している緑地を緑地保全地区として昭和56年3月に3地区、約2haが指定されています。

平田緑地保全地区(0.68ha)  
子の神緑地保全地区(0.69ha)  
宮久保緑地保全地区(0.64ha)

##### 近郊緑地保全区域

「首都圏近郊緑地保全法」第3条に基づき、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然環境を有し、無秩序な市街化の防止に効果がある緑地について、その周辺住民の健全な生活環境を確保するために本市では、行徳近郊緑地保全区域(83ha)が昭和45年5月に内閣総理大臣指定され、同年8月には県知事により行徳近郊緑地特別保全地区(83ha)として指定されています。

##### 風致地区

「都市計画法」第8条の規定に基づき、県知事が都市計画に定める地域地区で、良好な都市の風致を維持するために5箇所769haが指定されています。

国府台風致地区(596ha)  
八幡風致地区(54ha)  
法華経寺風致地区(60ha)  
梨風苑風致地区(7ha)  
大町風致地区(52ha)

##### 生産緑地地区

「生産緑地法」第3条の規定に基づき、農業と調和した良好な都市環境の形成を

ることを目的として定められ、平成15年時点で388箇所(111.2ha)が指定されています。

##### 農業振興地域

本市では昭和48年に千葉県知事より、大町及び大野町のそれぞれ一部が農業振興地域に指定されました。現在、農業振興地域386haのうち、耕作の目的に供される土地として、果樹園を中心に152haが農用地区域に指定されていますが、昭和48年の指定当初よりも40ha減少しています。

##### 河川区域

##### 河川

本市では「河川法」第4条の規定により、上水道や工業用水道等の水源となっている江戸川をはじめ、9本の一級河川が指定されています。国(江戸川)、千葉県及び市(旧江戸川、真間川、大柏川・派川大柏川、春木川、国分川、高谷川、秣川)がそれぞれの区間で河川管理を行っており、北から南に流下しながら東京湾へと流入しています。

河川区域の面積では、水面・水辺を合わせると179.7haあります。

##### 調節池

市街地の河川空間は、まとまった自然が存在する貴重な空間です。まちづくりを進めていく上でも重要な要素といえます。総合治水計画に基づいて、現在整備を進めている調節池としては、大柏川第一調節池(16ha)国分川調節池(24ha)があります。調節池は洪水を防ぐために、越流堤から計画的に川の水を取り込む広大な敷地を必要とする施設です。都市化の進む中、貴重な水辺空間として有効利用が期待されています。

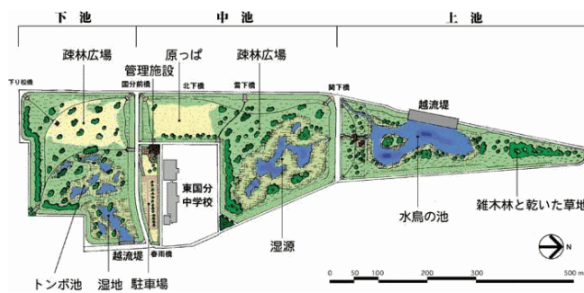


図 2-14. 国分川調節池整備イメージ図



図 2-15. 大柏川第一調節池整備イメージ図

### 保安林

「森林法」第 25 条の規定に基づき、農林水産大臣が水源の涵養、土砂の流出の防備等 11 項目の目的を達成するために必要である場合は、保安林として指定することができます。八幡 2 丁目に 0.1ha(八幡不知森)が指定されています。

### 地域森林計画対象民有林

「森林法」第 5 条の規定に基づき、知事により、森林の経済的機能と公益的機能を、総合的かつ高度に発揮させるために民有林を対象として「地域森林計画」が策定されています。

計画の対象となる森林の所有者等は、計画に対する意見の申し立てができ、また、森林施業計画をたてることができます。計画どおりに伐採や造林を行うことにより、税制、金融制度、補助金制度の優遇措置を受けることができます。本市では 108ha の民有林が指定されています。

### 保存樹・保存樹林

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」第 2 条に基づき、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認められる場合に指定されるものです。市長により、保存樹は真間山緑地の隣接地 10 本が指定され、保存樹林は 6 箇所 (4.43ha) が指定されています。

### 史跡

「文化財保護法」第 69 条の規定に基づき、国指定の史跡としては、現在 5 箇所 10.9ha が指定されており、歴史文化遺産の貴重な緑地として位置づけられています。

- 姥山貝塚 (2.28ha)
- 曾谷貝塚 (4.21ha)
- 堀之内貝塚 (2.68ha)
- 下総国分尼寺跡 (0.58ha)
- 下総国分寺跡 (1.1ha)

### 緑地協定

「都市緑地保全法」第 14 条に基づき、市民の方々(土地所有者等)がお互いに自分たちの住む街を良好な環境にしていくため、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全または緑化に関する協定を締結することができます。

本市では、堀之内地区や集合住宅等 10 箇所、約 26.7ha で緑地協定が締結されています。

### 緑地保全に関する協定

市川みどり会(山林所有者の会)と市が「緑地保全に関する協定」を締結し、市内の貴重な樹林地を保全しながら、緑化の推進活動、山林相続税の問題を研究しています。(平成 15 年現在: 会員 177 名、契約対象山林 48.9ha)

## (5) 公園緑地の事業

本市における緑地の保全、緑化の推進に関連する事業は次のとおりです。

表 2-10. 公園緑地の事業

	事業名等	事業概要
1	巨木等保存協定制度	本市に残された巨木やクロマツの保全育成のため、樹木の所有者と市の間で「樹木の保存等に関する協定」を締結し、保存樹木の樹名板の設置や剪定等の費用の一部を補助しています。
2	樹林地保全協定制度	市川みどり会を中心とした山林所有者との間で良好な自然環境の保全に向けて「樹林地保全に関する協定」を締結し、山林に対して、補助金を支給、固定資産税の減免、山林保険(施設賠償責任保険)を適用しています。
3	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	市内の美観上優れた樹木、樹林の保存及び保護を図ることにより、都市の健全な環境の維持及び向上を図ります。市内の樹木、樹林の中で一定の基準に達しているものを指定し、指定された樹木、樹林の所有者は、保存の義務が生じます。
4	クロマツ保全事業	市の木「クロマツ」の保護・保全を目的に、保全対策として薬剤散布による害虫駆除を行っています。
5	公園ボランティア支援事業	市川ガーデニングクラブに市民約 200 人が参加しています。主に公園内の清掃、花壇管理を行っており、今後、より幅広い市民の参加を推進します。なお、市からの支援は草花の種の提供等を行っています。
6	緑の基金拡充事業	緑地の保全及び緑化の推進を目的とする緑の基金に補助金を交付し、公園の管理運営、生垣補助、イベント活動等の充実を図っています。なお、平成 16 年度から生垣補助は、設置費用を全額助成する基準を新たに設け、制度の充実を図ります。
7	街路樹整備事業	街路樹の植栽を進めるとともに、生育不良の樹木の植え替え、補植等により、緑豊かな街並みの形成を図っています。今井橋付近の主要地方道東京市川線では、ボランティア団体により低木の維持・管理や(高木の)落ち葉処理等の活動が行われています。
8	市川市宅地開発事業の施行における事前協議の手続及び公共施設等の整備に関する基準等を定めた条例	優良な宅地開発事業の施行を誘導し、良好な居住環境の形成及び保全並びに安全で快適な都市環境を備えたまちづくりに寄与することを目的として 500 ㎡以上の事業区域で条例の適用を受ける宅地開発行為については、緑化施設(共同住宅の場合)の面積についても敷地の 10%以上確保する規定が示されています。
9	工場等の緑化に関する要綱	地域の良好な生活環境の保全を目的に、「工場等の緑化に関する要綱」に定める基準に従い工場等と緑化協定を締結しています。要綱に基づいて、既設・新設の工場別に緑地面積を定め、また、工場敷地内外の緑化に関する技術的基準も定めています。
10	市川市屋上等緑化推進事業補助金交付要綱	建築物の屋上、ベランダ、壁面を緑化することにより都市緑化を推進し、都市の快適環境を創出すると共にヒートアイランド現象の緩和及び良好な環境の創出を図ることを目的とし、補助を行っています。

### 3. 緑の課題

本市の緑をとりまく現況から“緑づくり”の推進に向けた課題を整理し、基本方針に結びつけていきます。

#### 課題1：地域の特性を踏まえた緑地の保全と活用

樹林地の保全・活用  
農地の保全・活用  
個性を演出する樹木の保全  
良好な水循環の形成

#### 課題2：公園緑地の効率的・効果的な整備

公園整備水準の向上  
利用者のニーズを踏まえた公園施設への対応

#### 課題3：緑化の先導的役割を担う公共施設の緑化推進

地域の緑化モデルとなる公共施設  
緑の拠点となる大規模施設への対応  
道路緑化の充実

#### 課題4：民有地に憩いと潤いをもたらす緑づくり

住宅地の緑づくり  
商業地・工業地における緑づくり

#### 課題5：緑のネットワークの形成

緑をつなぎ、生き物と人々にやさしいまちの形成  
連続的な沿道緑化の形成

#### 課題6：市民の協力による緑化活動の推進

緑に関する市民意識の向上  
緑化活動の連携



## 課題1 地域の特性を踏まえた緑地の保全と活用

### 樹林地の保全・活用

- ・ 北部の樹林地は、多様な動植物の生息・生育場所となっており、樹林地の減少をくい止めていく必要があります。また、低地の農地や河川とともに一体的に保全していくことが望まれます。
- ・ 樹林地は、市街地に残る貴重な資源として、保全と活用を行うための樹林地評価システム（優先度）を明確にする必要があります。
- ・ 緑地を整備し維持・管理するには、多大な費用がかかることから、緑地を活かし維持管理の資金の一部となる施策等を考えることも求められています。

### 農地の保全・活用

- ・ 農業振興地域は、個性ある景観の形成、市街地の防災機能\*の向上に寄与することから、首都圏に残る貴重な緑地として、保全が求められています。
- ・ 農業振興地域以外の農地については、農業従事者の数の減少、高齢化、農地の維持が困難となった遊休農地の増加の解消が課題となっています。

### 個性を演出する樹木の保全

- ・ 本市には、クロマツをはじめとする歴史ある巨木、社寺林や屋敷林、地域の歴史を演出する緑が多くみられます。歴史・文化を伝えるかけがえのない貴重な財産として、その保全・育成を目的に、これらを保全するための支援体制の強化が必要になります。
- ・ 市街地にみられるクロマツは、民有地の屋敷内にあり、将来的な維持管理が困難な状況にあります。

### 良好な水循環の形成

- ・ 樹林地には、保水機能や、斜面地の崩壊を防ぎ、水源を涵養し洪水を防ぐ効果があります。
- ・ 本市の湧水状況を定期的に把握して湧水地の保全を図ることが求められています。

### ●農地の緑



民有地内のクロマツ

## 課題2 公園緑地の効率的・効果的な整備

### 公園整備水準の向上

- ・ 市域全体における都市公園の整備の水準は低いことから、整備水準を高めることが求められています。
- ・ 地域における一人当たりの公園面積率にばらつきが見られることから、効果的に整備、配置する必要があります。市中心部の密集した市街地、旧江戸川沿いの旧市街地、また、人口増加の著しい地域においては防災拠点としての役割を担う公園づくりの展開が求められています。
- ・ 本市には0.1ha程度の小規模な公園も多く見られます。

### 利用者ニーズを踏まえた公園施設への対応

- ・今後の公園整備については、防災面や景観面等の機能の向上を図るとともに、魅力的な公園としていくことが求められています。
- ・子どもからお年寄りを含むすべての方が利用しやすく、地域コミュニティとなるよう、ユニバーサルデザイン\*に配慮した施設内容としていく必要があります。
- ・公園内における犯罪の防止を図るため、照明設備等を充実させるとともに公共施設や民間施設と一体となった公園づくりの必要性が高まっています。
- ・公園緑地の計画と整備及び維持・管理のあり方については、市民と市の役割分担を明確にすることも含めて、市民参加\*のもと検討する必要があります。



大洲防災公園(整備イメージ図)



出入りに障害のある公園

### 課題3 緑化の先導的役割を担う公共施設の緑化推進

#### 地域の緑化モデルとなる公共施設

- ・市の顔である公共施設は、市民が集い、憩いの場となるよう、様々な緑化手法による積極的な緑化を図り緑豊かな空間づくりに努めるとともに、住宅地や商業地等の緑化の先導的役割を果たすことが求められます。また、多くの市民が利用する駅前空間の緑化率\*が低いことから、公共施設緑化の充実が求められています。
- ・市街地の主要な道路沿線には、立地や周辺の土地利用に応じた、ふさわしい街路樹、小規模緑化スペースの充実が求められています。

#### 緑の拠点となる大規模施設への対応

- ・既に市民に親しまれている江戸川第二終末処理場等のように、地域の拠点となる大規模な施設については、施設の上部空間利用やシンボリックな緑化等、その機能の向上が求められています。



地域のレクリエーション利用ができる公共施設(市川市衛生処理場)



緑化された公共施設(市川市衛生処理場)





江戸川第二終末処理場周辺と調和した緑地



江戸川第二終末処理場の上部を活用した緑地空間の創出

### 道路緑化の充実

- ・市の中心軸となる外かん道路は、緑地のスペースを十分に確保する必要があり、沿道環境に配慮した植栽が求められています。
- ・街路樹植栽が行われた道路でも、緑のボリュームが十分とは言えない区間があり、歩道幅員や沿道の土地利用に配慮しながら、緑陰をより多く確保できるように市民の協力が得られるようにしていくことが必要です。

## 課題4 民有地に憩いと潤いをもたらす緑づくり

### 住宅地の緑づくり

- ・北部の谷津地形上に位置する住宅地では地域の景観に配慮し周囲の樹林地と調和した緑化が求められています。密集した

市街地では、地域の防災性向上のため、生垣等により民有地の緑化を図ること等地域性に配慮した民有地緑化が求められています。

- ・ヒートアイランド現象の緩和を図るため建築物の屋上、ベランダ、壁面への緑化の支援を拡充することが必要です。
- ・市民一人ひとりが身近な場所である自宅の庭や集会所等に花壇づくりやプランターの設置等、簡単に始められる緑化から取り組むことが求められています。



屋上緑化の事例(新浜)



住宅地における緑化事例(八幡)

### 商業地・工業地における緑づくり

- ・利用者の多い市川駅、本八幡駅の周辺等を中心に商店やビル等が集積した中心市街地には、建築物の屋上や壁面への緑化、花鉢やハンギングバスケットの設置等、少ないスペースを有効に利用した緑化を図ることが求められています。
- ・臨海部に多く見られる工場内では、わずかな緑しか見られないことから、緑の量の確保が求められています。
- ・密集した商業地や住宅地においては、公開空地を確保し、施設と一体となった魅力的な空間整備が求められています。



苗木植栽による工場緑化(高谷新町)

## 課題5 緑のネットワークの形成

### 緑をつなぎ、生き物と人々にやさしいまちの形成

- ・北部の樹林地や谷津の自然環境を形成する大町公園自然観察園、江戸川等の河川、三番瀬は、多様な生き物の生息場所となっており、これらの生き物が移動できるように河川、樹林地、道路等で結んだピオトープネットワーク\*を形成していく必要があります。
- ・避難場所としての公園緑地や江戸川河川敷を街路樹のある幹線道路及び緑道機能を有する緑地等で結び、市民が避難できるための防災ネットワークを形成していく必要があります。
- ・公園緑地、樹林地、社寺は、地域のレクリエーション拠点として、河川沿いや道路の歩道等で結んだネットワーク\*を形成していく必要があります。

### 連続的な沿道緑化の形成

- ・沿道の民有地には緑化を推進し、潤いのある街路景観を形成していくとともに、地域の安全性を高めるため、ブロック塀の生垣化を推進していく必要があります。



市川市霊園の植栽



真間川沿川の桜並木

## 課題6 市民の協力による緑化活動の推進

### 緑に関する市民意識の向上

- ・ 市域の緑の多くは民有地に存在しておりこれらの緑を守り・育むことは、市民の一人ひとりが緑を意識し、市民、事業者、市がお互いに協力し合いながら進めていくことが重要です。
- ・ 市民による自主的な緑に関する取り組みや学べる場づくりを検討する必要があります。
- ・ 樹林地や屋敷林、巨木、田畑等の緑に対して、市民意識を高めていく必要があります。
- ・ 市民の誰もが使いやすく、かつ維持管理しやすい施設の整備を“市民参加型の公園緑地づくり”で進め、愛着心の向上を図ることが求められています。また、緑に関する知識の普及と情報の提供等、様々な機会を通じて市民意識を高めていくことが求められています。

### 緑化活動の連携

- ・ 緑にかかわる様々な市民団体のネットワーク化を図りグループ間の情報交換や交流の機会が求められています。



大和田公園



妙典ちびっ子公園

## 第3章 計画の基本方針

### 1. 基本理念

#### 人と緑とのかかわりを大切にする

本市には、かつて薪炭\*・用材林として活用された樹林地、海岸部の防風林の役割を担ったクロマツ、社寺を囲む鎮守の杜\*、田・畑や果樹園等、人々の暮らしの中で育まれてきた様々な緑が見られました。

これらの緑は、食料や炭等の貴重な資源を生みだし、風や雨を防ぐ等、人々の暮らしを支えてきました。今では人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化にともない、その役割が薄れ、また、近年の急激な都市化により、これらの緑の量、質ともに減少の一途を辿っている状況にあります。

都市における緑には、多様な動植物が生息・生育していくための生態系保全機能やヒートアイランド現象の緩和等の環境改善機能があります。

また、災害時の避難地やレクリエーション活動の場、運動や散歩等の健康を増進する場となり、さらには潤いや安らぎを与える精神的な健康を養う効果もあります。

これらの緑の機能、効果を最大限に発揮していくためには、残された緑を人の手により守り育てていくことが大切です。また、新たに公園緑地を配置し、公共施設の緑化推進を積極的に行いながら、市民、事業者、市のそれぞれが緑の大切さを認識し、連携しながら地域の保全活動や緑づくりに参加していくことが求められています。

本市では、人と緑とのかかわりを大切に持ち続け、市民とともに都市の中で調和するかたちで緑を保全・創出し、育てていくことにより、緑の豊かさが実感できるまちを築いていきます。

この緑を市民共有の財産として次世代に引き継いでいくことが、今を生きる私たちに課せられた使命です。



## 2. 緑の将来像

### 潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち

本市における緑の将来像は、人と緑との  
かかわりを大切に持ち続けるにことにより、  
人の手によって育まれたすばらしい緑の環  
境が創出され、潤いと安らぎが実感できる  
緑豊かなまちを目指します。

#### 「緑」



まとまった樹林地、歴史ある巨木、魅  
力ある公園等からなる憩いの空間。

#### 「水」



江戸川や東京湾の水辺、真間川等の市  
街地を流れる河川から育まれる潤いあ  
る水辺。

#### 「健康」



緑と水と共に暮らす。これらの自然の  
潤いと安らぎが実感でき、誰もが健康  
に暮らすことができるまち。

## 《将来イメージ》

### 樹林地

市内に残る樹林地は都市緑地や、市民緑地\*として開放され、誰もが豊かな自然に接することができるレクリエーション空間になります。ここでは、自然を学べる場として、野草の保護や野鳥の生息にも配慮した、きめ細かい育成管理を市民との協働で行っています。



### 農地

まとまりある農地は、貴重な資源として保全され、開放的な空間が広がっています。また、余暇活動へのニーズを満たす市民農園の整備が進み、市街地においても土に触れ、農作物を育て、楽しめる環境が整っています。



### 都市公園

市街地では、市民が歩いて行ける距離に都市公園が適切に配置されています。また、ユニバーサルデザインの導入により全ての人が気持ち良く公園を利用できるように再整備され、いつでも身体的、精神的な健康を醸成することができるようになっています。



### 公共施設

駅前広場はシンボルツリーや花がいっぱいに飾られたおしゃれな空間になっています。道路には街路樹が植えられ、公園へと続き、公共施設では屋上や壁面が緑化され、地域の緑化の先導的な役割を果たしています。学校では、校庭が芝生化され、子どもたちが素足で自由に遊んでいます。

外かん道路は、緑陰のある並木道をサイクリングや鳥のさえずりを聞きながら散歩を楽しむ人々が行き交っています。



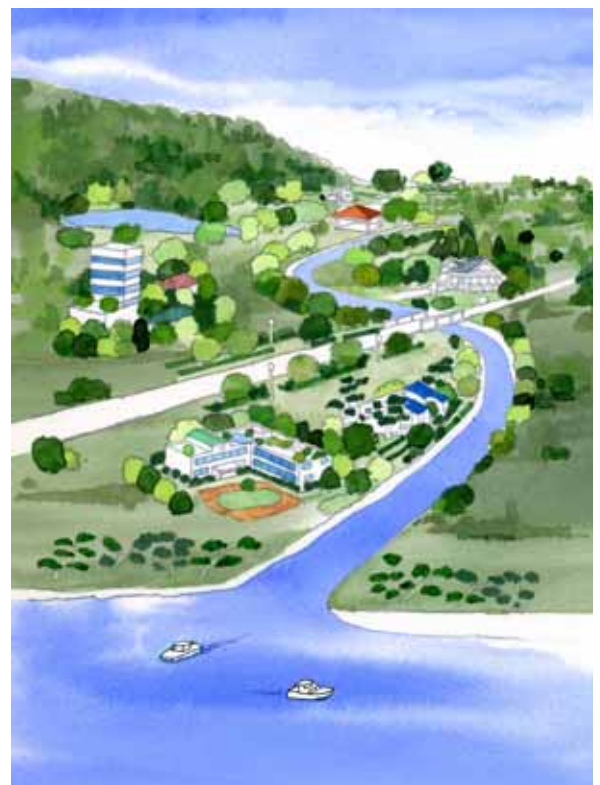
### 民間施設

街並みには生垣が続き、玄関先には草花を飾って、花と緑に溢れる景観が見られます。中心市街地の業務ビルやマンションでは屋上緑化や壁面緑化がされ、ヒートアイランド現象の緩和に寄与しています。臨海部では、無機質な工場景観から緑に囲まれた工場景観へと生まれ変わっています。



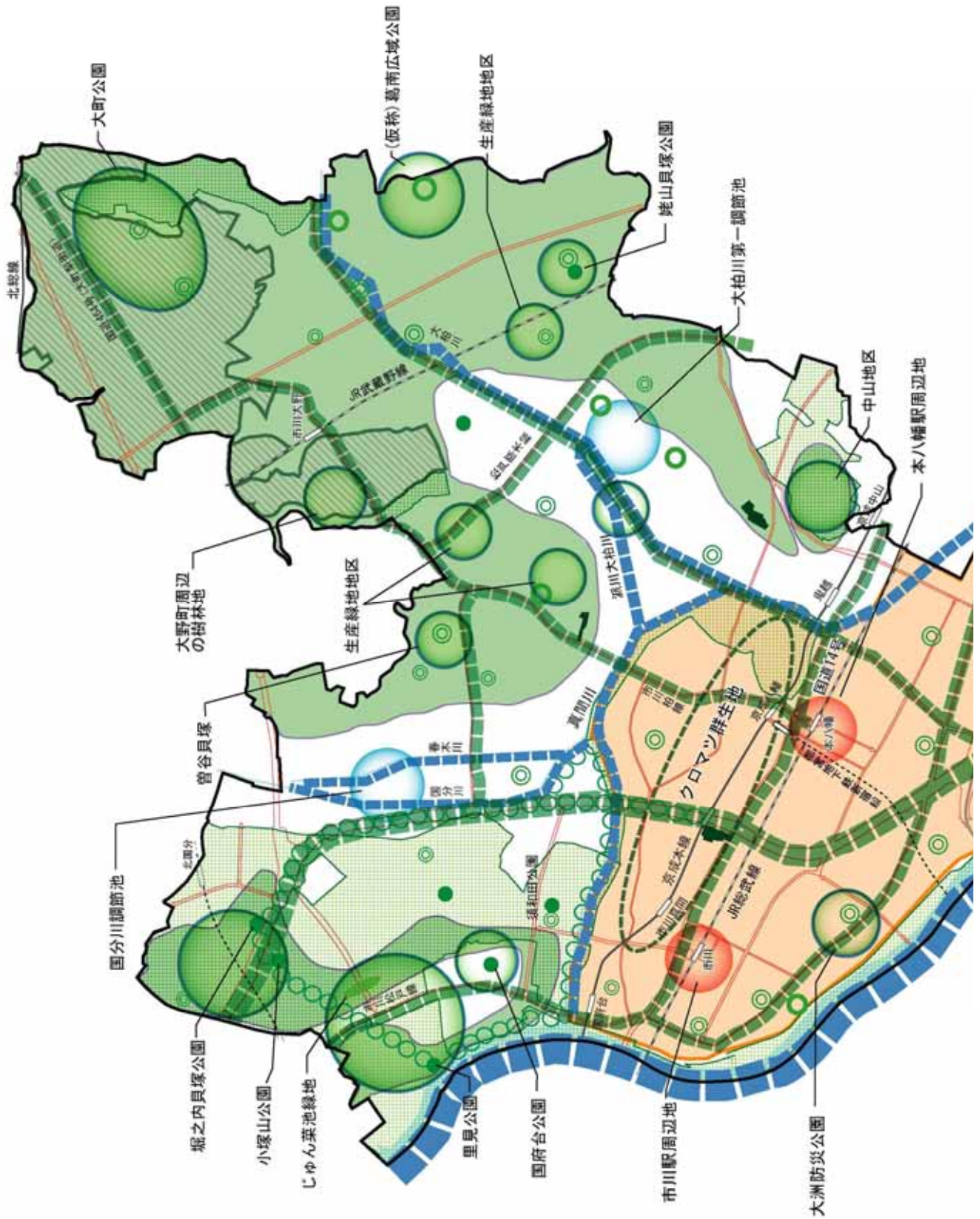
### 水と緑のネットワーク

公園緑地や樹林地の拠点となる緑を生き物たちが自由に行き来できるよう海から台地までビオトープネットワークが結ばれています。広域避難地となる公園緑地や避難路となる緑化された道路が縦横に結ばれ、防災ネットワークが形成されています。緑道や川沿いのサイクリング道路と公園が結ばれ、散策しながら公園にたどり着くレクリエーションネットワークも形成されています。

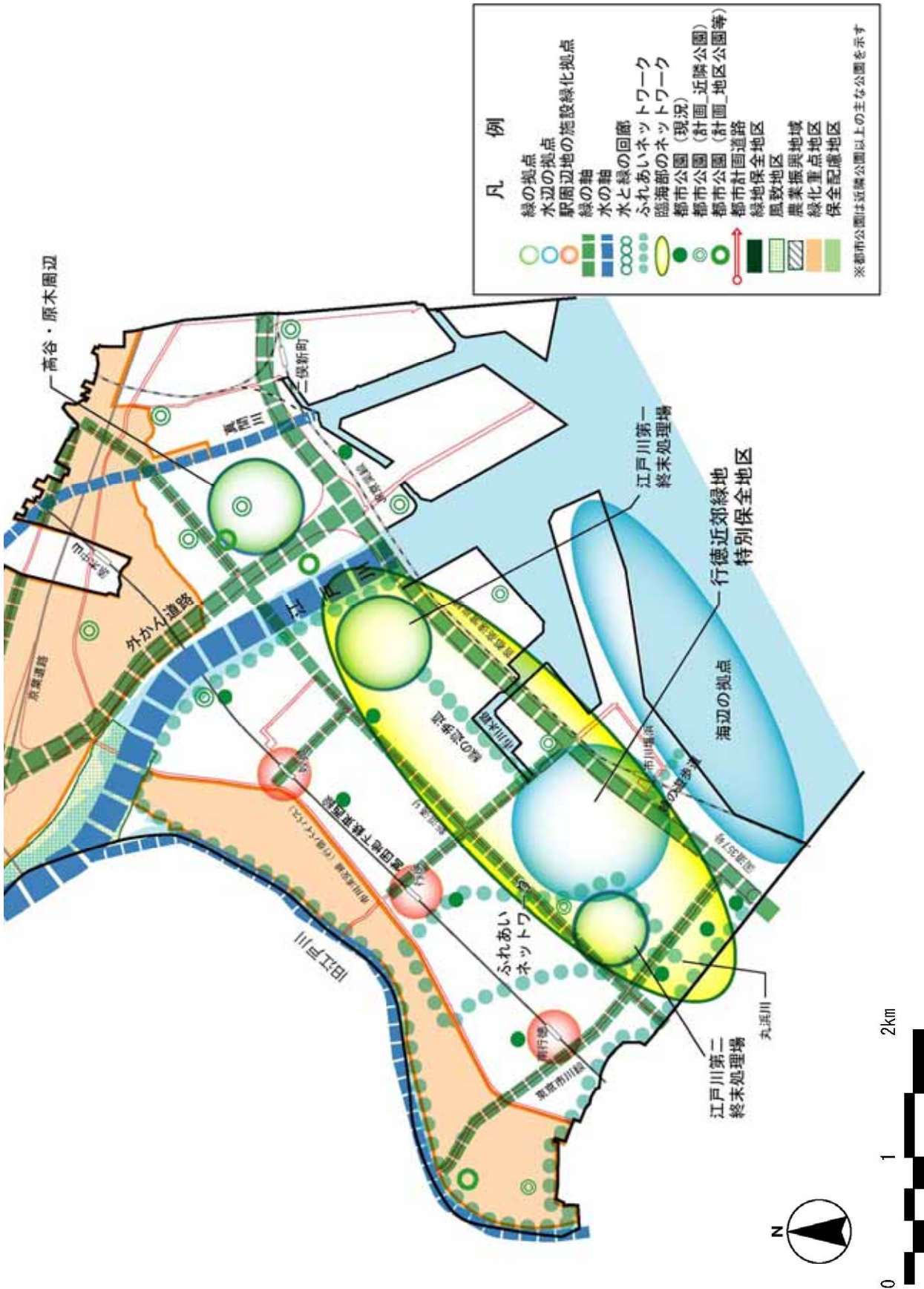




将来像図







### 3. 基本方針

緑の将来像である“潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち”を実現するため、本市が目指す緑づくりを推進する基本方針を示します。

#### 基本方針 1

##### 生態系に配慮して地域の緑を守り活用します

地域の生態系や自然環境を特徴づける樹林地、屋敷林、社寺林、クロマツ、巨木、農地、水辺の環境をその特性に合わせて守り、多様な動植物の生息・生育環境とするとともに、暮らしの中に憩いと潤いを提供する緑として守り活用します。

#### 基本方針 2

##### 魅力ある都市公園を創出します

歩いていける距離に、緑に囲まれた魅力的な公園・広場を創出し、市民が、健康で安全に暮らすことができる緑豊かな環境づくりを推進します。

#### 基本方針 3

##### 公共施設の緑を増やします

市役所、公民館、学校等の公共施設は、市内に配置され日常生活と密接に関わる施設であるため、地域の緑のシンボルとし、潤いと安らぎのある緑の景観を提供する等、他にさきがけた緑化を進めます。

#### 基本方針 4

##### 民有地の緑を増やします

密集した市街地や工業地における建築物の屋上・壁面緑化、屋敷林や社寺林の保全等、日常生活の中に潤いや親しみをもたらす、安全で快適なまちを形成する緑を育みます。

#### 基本方針 5

##### 水と緑のネットワークを形成します

地域の生態系に配慮し、生物の生息空間として連続した樹林地や湧水から都市河川、<sup>\*</sup>東京湾へと続く水系を保全し、多様な生物の生息の場とするとともに地域の水循環を健全に保ちます。

樹林地や公園緑地と豊かな街路樹のある道路や緑道、都市河川とを回廊<sup>\*</sup>として結び、レクリエーションや防災機能を持つ水と緑のネットワークを形成します。

#### 基本方針 6

##### 緑のパートナーシップを推進します

市民や事業者とのパートナーシップ<sup>\*</sup>のもと、緑を守り、更に育てる運動を積極的に行い、保全、育成に有効なピーアールに努めるとともに市民の緑化活動への支援の充実を推進します。

## 4. 計画の目標水準

### (1) 計画のフレーム

緑の基本計画における公園緑地の整備や保全の量的な目標を設定していくための目安となる数値を以下に設定します。

#### 計画対象区域

計画対象区域は、市川市全域で 5,639ha です。

表 3-1. 計画対象区域

都市計画区域名称	計画対象区域
市川市都市計画区域*	5,639ha (市川市の全域)

#### 都市計画区域人口の見通し

人口の見通しは、市川市総合計画に適合させ次のとおりとします。

表 3-2. 人口の見通し

年次	基準年次 (平成 15 年)	中間年次 (平成 27 年)	目標年次 (平成 37 年)
人口	460,738 人	481,400 人	485,000 人

### (2) 緑の確保目標

本計画における緑地の確保目標、都市公園の目標等を設定します。

#### 緑地確保目標水準

平成 15 年現況で、市域の緑地は市全域の 29.9%を占めています。本計画の目標年次(平成 37 年)における緑地の確保目標水準は、市全域面積に対する割合で約 32.7%とします。

表 3-3. 緑地の確保目標水準

年次	基準年次 (平成 15 年)	中間年次 (平成 27 年)	目標年次 (平成 37 年)
市全域の緑地面積	1,685ha	1,781 ha	1,842 ha
市全域面積に対する緑地の割合	29.9%	31.6%	32.7%

#### 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

本計画では、都市公園の目標水準を現実的な視点から検討し、将来目標年次(平成 37 年)における市民一人あたりの都市公園面積を 4.73 m<sup>2</sup>、超長期では国が都市公園法施行令で定めた住民一人あたりの都市公園面積標準 10 m<sup>2</sup>以上に近づけていくことを目指します。また、平成 37 年の都市公園等の目標水準を 10.11 m<sup>2</sup>/人とします。

表 3-4. 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	基準年次 (平成 15 年)	中間年次 (平成 27 年)	目標年次 (平成 37 年)
都市公園面積合計	124.2ha	182.2ha	229.6ha
市民一人あたりの都市公園面積	2.70 m <sup>2</sup> /人	3.85 m <sup>2</sup> /人	4.73 m <sup>2</sup> /人
都市公園等面積合計	335.5ha	430.2ha	490.6ha
市民一人あたりの都市公園等面積	7.28 m <sup>2</sup> /人	9.10 m <sup>2</sup> /人	10.11 m <sup>2</sup> /人

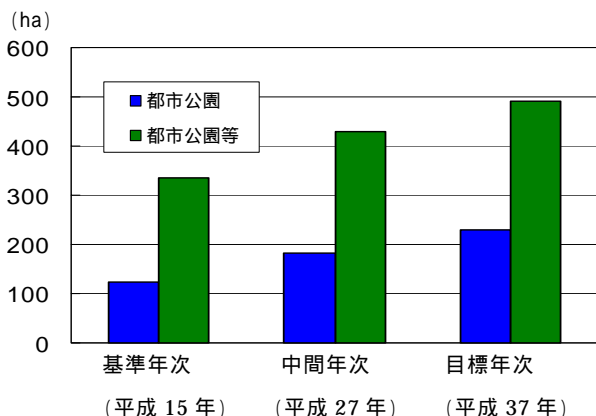


図 3-1. 緑地の目標水準

## 5. 緑地の配置方針

### (1) 各系統別の緑地配置の考え方

基本理念及び基本方針を踏まえて、都市における緑の役割の視点から、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4系統別緑地の配置方針を考慮した上で、総合的な緑地の配置方針を示します。

#### 1) 環境保全系統緑地配置方針

緑の骨格の形成、ビオトープネットワークの形成、身近な生き物との共生、都市気象の緩和等各地域の特性に応じた緑地の配置方針を示します。

##### 都市の骨格の形成

- ・外かん道路等幹線道路は、都市の骨格を形成する緑地として環境施設帯による環境保全対策を行います。
- ・北部の樹林地は、無秩序な市街地の拡大を防ぐ緑地として保全します。
- ・江戸川、旧江戸川、真間川水系各河川は都市の骨格を形成する水と緑の軸として保全します。

##### 身近な生き物との共生

- ・大町公園や大柏川第一調節池、国分川調節池、行徳近郊緑地特別保全地区、そして三番瀬等すぐれた自然環境を有する場を緑の拠点とし、保全・活用します。
- ・樹林地や農地は、湧水の確保や動植物の貴重な生息・生育地として保全します。

##### 快適な生活環境づくりを担う緑の保全・育成

- ・学校の校庭緑化（芝生化等）により、砂塵防止や校舎への照り返し防止及び微気象緩和等、学校及び周辺地の良好な生活環境の形成を推進します。
- ・商業地、住宅地、工業地等の各地区では地区内の修景や環境改善に資するよう緑化を推進します。
- ・クロマツ市街地と呼ばれる国道14号以北のクロマツの保全を前提としてまちづくりを展開します。

##### 貴重な都市の緑地としての農地保全

- ・大野町、大町、柏井町及び原木・高谷のまとまった農地や市街地に点在する生産緑地は、都市部におけるオープンスペース\*として、都市環境保全に資する緑地として保全します。

##### 都市気象の緩和

- ・緑地は、ヒートアイランド現象の軽減等の気象緩和効果が期待されるため保全します。特に緑の少ない市街地においては、夏季の都市熱を下げるため屋上緑化や生垣緑化を図ります。
- ・都市の熱を下げて冷たい空気を送るような風の通り道となるよう江戸川、真間川水系各河川と大町、柏井周辺の緑地との連携を図ります。



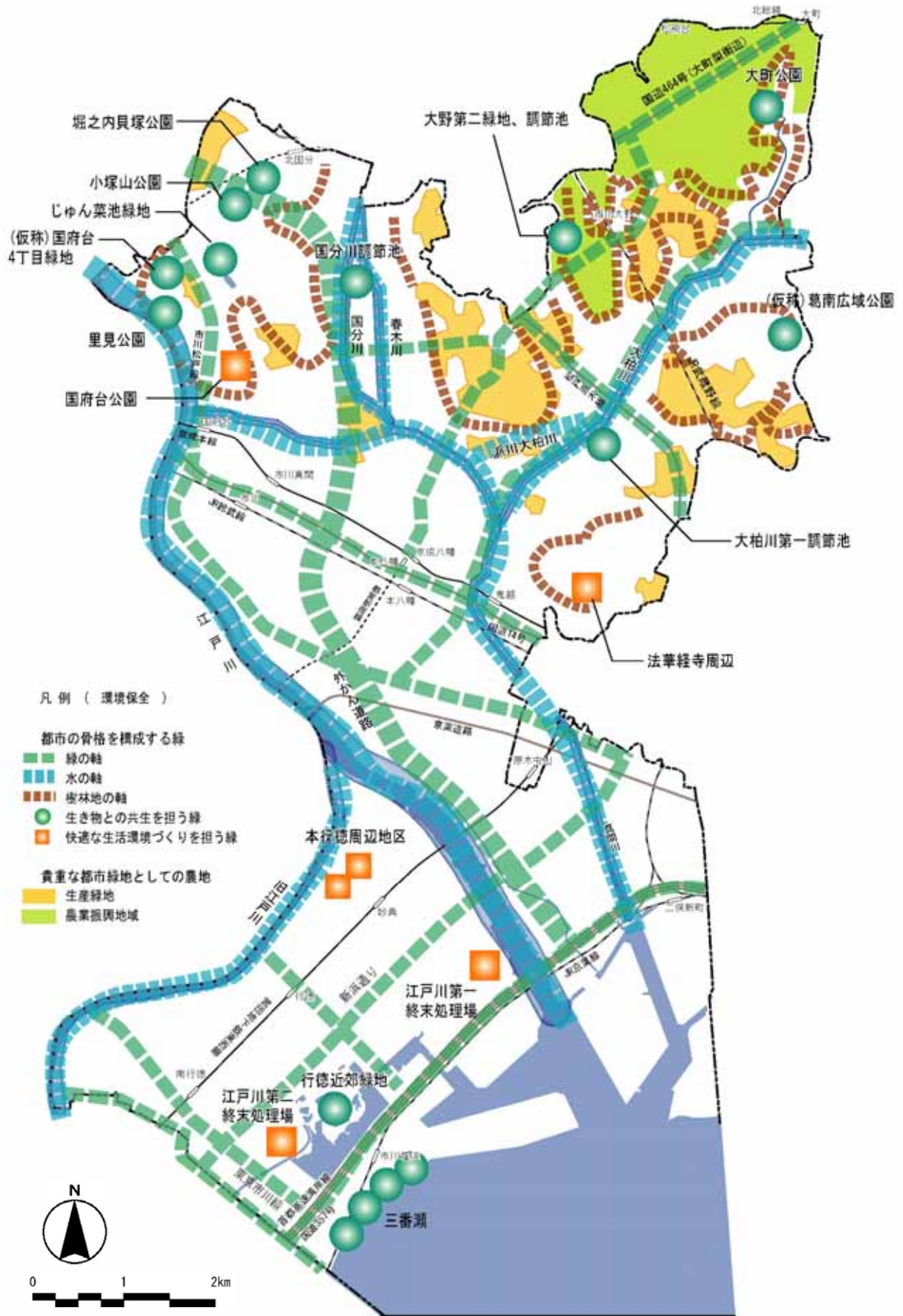


図 3-2. 環境保全系統配置方針図

## 2)レクリエーション系統緑地配置方針

多様なレクリエーション需要への対応、民間施設緑地の保全・活用、レクリエーションネットワークの形成等をめざして、緑地の配置方針を示します。

### 多様なレクリエーション需要への対応

- ・地域の土地利用の動向、地域住民のレクリエーションニーズに応じた公園緑地の配置及び施設の導入を図ります。
- ・三番瀬付近は、海辺の生き物の生息環境に配慮するとともに、人と自然が共生できる海浜レクリエーション拠点として保全・活用します。
- ・市民参加による公園緑地づくりの機会を設け、継続的に利用・管理に関わるコミュニティ活動の推進を図ります。

### 身近なレクリエーション空間の提供

- ・住民の身近なレクリエーションの場となる住区基幹公園\*は、誘致距離、既設の公園分布状況等から適正に配置します。
- ・子どもからお年寄りを含むすべての方に配慮したユニバーサルデザインの施設導入を行い、市民の健康維持のため、気軽に親しめる場の提供を図ります。

### 民間施設緑地の保全・活用の推進

- ・商業・業務地、市街地再開発事業等においては公開空地によるアメニティ\*広場の創出を推進します。
- ・社寺境内地の公開できる緑地部分は、憩いの場として活用を図ります。

### 農地のレクリエーション活用

- ・農地の保全に努めるとともに、市民の土とのふれあいの場を提供するため、市民農園の整備を推進します。

### 緑のレクリエーションネットワークの形成

- ・複数のレクリエーション拠点をつなぎ連続的かつ広域的な利用効果を高めるため、公園等を相互に連絡する道路の緑化等により、公園緑地を有機的に配置します。
- ・公園緑地は、緑化された河川、道路、緑道等の歩行ルート及びサイクリングロード等の安全・快適に利用できる緑の空間によって結びます。

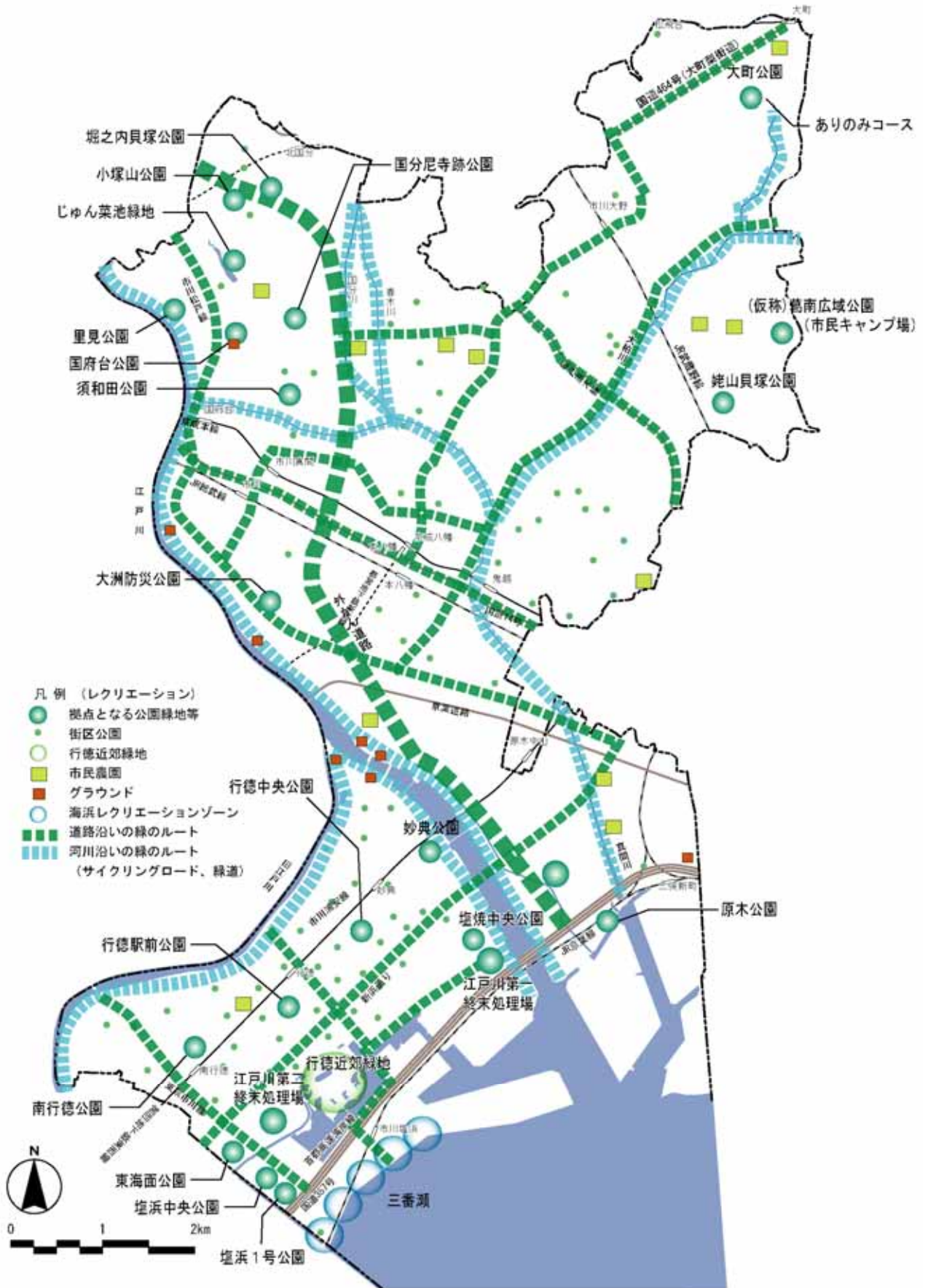


図 3-3. レクリエーション系統配置方針図



### 3) 防災系統緑地配置方針

地震災害時における安全性の確保、防火帯\*の配置、緩衝緑地\*等の配置、雨水貯留機能\*を持った緑地の配置方針を示します。

#### 防災拠点の確保

- ・緊急時における海上からの物資の搬送及び確保については臨海部のオープンスペースと江戸川の緊急用船着場\*を活用します。
- ・広域避難地となる運動公園や総合公園及び江戸川河川敷は防災拠点として整備します。
- ・一時避難場所としては、小・中学校や近隣公園等を指定し、広域避難場所\*は大町、柏井地区や国府台地区に集中した大規模施設や江戸川河川敷のほか、各地域に防災機能を持つ公園を分散して配置します。

#### 避難場所の安全性の確保

- ・一時避難場所\*となっている学校と一体となった公園緑地の整備を図ります。
- ・一時避難場所の周囲には、延焼を遮断する緑地の整備を図ります。
- ・公園緑地の外周部には、防火性・耐火性のある樹木を導入します。

#### 幹線道路の避難路としての安全性確保

- ・避難路には、避難者の安全性を確保するため、江戸川、真間川水系各河川沿い、幹線道路及び緑道機能を有する緑地等を設定します。
- ・避難路は、ブロック塀の生垣化を推進し道路空間の安全性を高めます。
- ・避難路となる幹線道路の街路樹には防火性の高い樹木の導入を図ります。

#### 工場及び幹線道路沿い緑化における緩衝機能の充実

- ・臨海部の工場敷地内には、外周部に緩衝緑地を設け、災害時における被害の拡大防止に努めます。
- ・高速道路及びインターチェンジ沿いには緩衝緑地を設けて、周辺環境への影響を最小限に留めます。

#### 自然災害の危険防止

- ・斜面樹林には、土砂崩壊防止、雨水貯留機能があり、水害等の災害防止につながる重要な役割を担う緑として、その保全・育成をします。



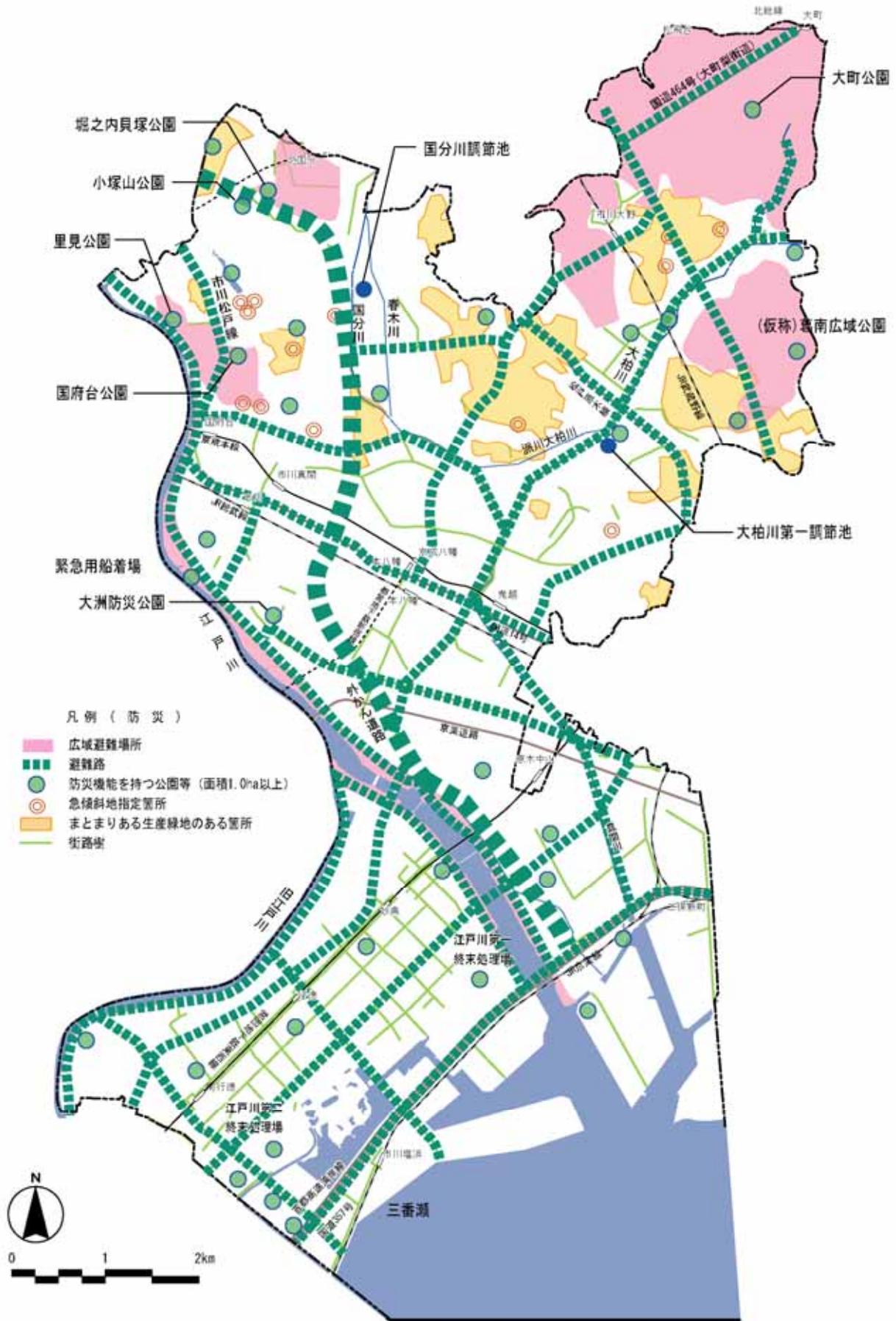


図 3-4. 防災系統配置方針図

#### 4) 景観構成系統緑地配置方針

郷土景観を構成する樹林地、地区を特色づける社寺林、市街地の緑地保全等を目指して、緑地の配置方針を示します。

##### 郷土景観を構成する樹林地の保全

- ・樹林地は、市北部地域の背景を形づくる重要な景観構成要素として、保全を図りつつ、緑豊かな景観を楽しむ場とします。
- ・江戸川と一体となった斜面樹林や行徳近郊緑地特別保全地区等の水辺と緑が織りなす良好な水辺景観を保全します。
- ・地域景観のシンボルやランドマーク\*となっているクロマツ、巨木、公園緑地の保全と活用を推進します。

##### 歴史のシンボル景観の保全

- ・社寺林、屋敷林、遺跡等は、地域の歴史風土、文化を伝える景観要素として、保全・育成に努めます。

##### 河川・海辺の景観の向上

- ・江戸川を始めとする多くの河川は、生活の中にとけ込んだ景観構成要素であり、「水と緑のシンボル」として位置づけ、沿川の緑化を推進するとともに、水辺景観に配慮した川沿いのまちづくりを推進します。
- ・三番瀬では、かつての海辺の景観の回復を目標とし、南側に親水性を高めた水辺景観の創出をめざします。

##### 市街地の計画的な緑化

- ・街路樹は、新設、既設の道路に周辺の土地利用及び環境条件に応じた樹種を考慮して植栽し、道路景観の向上を図ります。
- ・まちの顔となる駅周辺の地域特性に配慮しながら緑化を推進します。
- ・住宅地は、地区計画\*、緑地協定等による統一的な緑化をめざします。
- ・特に住宅市街地においては生垣緑化やオープンガーデン\*により、緑豊かな街並みを形成します。
- ・北部の景観を代表する果樹園等の田園景観の保全を推進します。

##### 眺望地点の活用

- ・市内の良好な景観を望める場所は公園緑地等の公的空間に取り込み、景観を楽しむ眺望地点\*として提供します。



図 3-5. 景観構成系統配置方針図



## (2) 総合的な緑地の配置方針

市川市全体の緑地について、各系統の配置方針に基づき、総合的な緑地の配置方針を示します。

### 1) 都市公園

徒歩圏域にある身近な公園として、市民の快適かつ健康な生活環境の向上に寄与する住区基幹公園は、既設の公園分布状況を踏まえ、適正に配置します。

都市基幹公園\*は、主に多目的なレクリエーション活動の場、災害時の広域避難場所としての役割を担うため、本市の緑の拠点と位置づけ、4系統の機能を充足できる位置に配置していきます。

### 2) 樹林地

市内に残存する樹林地は、多様な動植物が生息・生育するビオトープの拠点、身近な自然にふれることのできるレクリエーション空間及び地域の郷土景観を構成する要素として、各系統の中で重要な役割を担っており、その連続性を確保し、今後も保全や育成を支援していく対象として位置づけます。

### 3) 河川、調節池

河川は、水辺の多様な動植物が生息・生育する空間や、風の通り道として都市の気象緩和等の機能を担い、本市の水と緑のネットワークを形成する水の軸として位置づけます。

また、大柏川第一調節池・国分川調節池は、市内陸域に広大な面積を有する水面を確保しており、ビオトープ拠点及びレクリエーション拠点として位置づけます。

### 4) 幹線道路

外かん道路の緩衝緑地は、環境保全機能を担う緑の軸として位置づけていくとともに、主要な幹線道路には、沿道及び周辺地域への環境負荷の軽減や災害時の延焼遮断機能\*の役割を担う街路樹を植栽し、緑の軸を形成していきます。

### 5) 臨海部

三番瀬付近は、海辺の生き物の生息環境に配慮した海浜レクリエーション拠点として位置づけます。また、行徳近郊緑地特別保全地区は、海から陸へとつながる生き物の生息・生育地となる拠点として保全します。





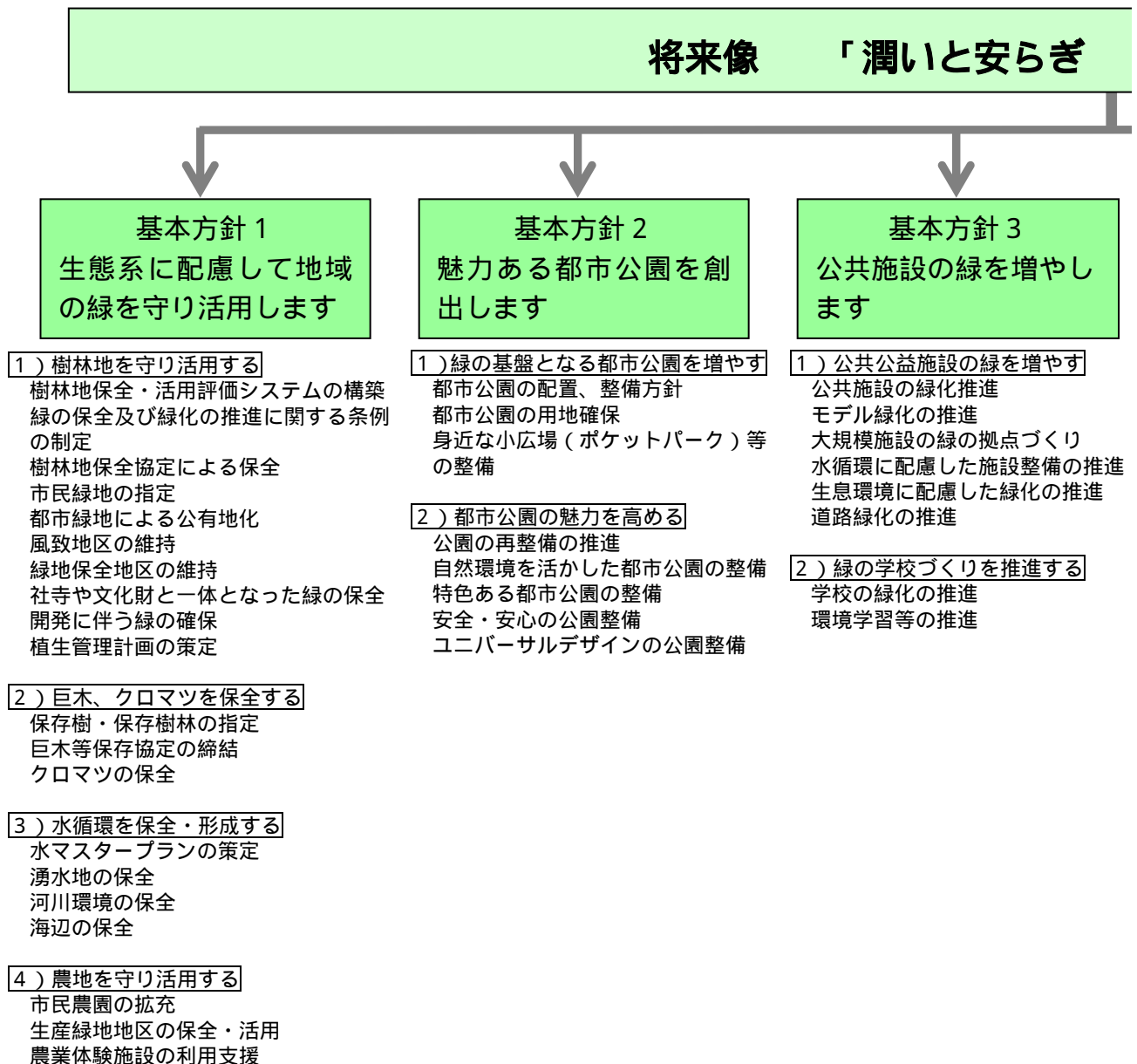
図 3-6.4 系統による総合的な緑地配置方針図

# 第4章 基本的な施策

## 1. 施策の体系

計画の基本理念、将来像、基本方針を受けて、本市における緑の保全、創出、育成を推進する施策の体系を示します。

施策は、以下に示す6つの基本方針に基づいて取り組んでいきます。



## あふれる緑豊かなまち」

### 基本方針 4

民有地の緑を増やします

#### 1) 緑あふれるまちづくりの推進

- 住宅地の緑化の推進
- オープンガーデンの推進
- 屋上や壁面への緑化の推進
- 総合設計制度や地区計画等による緑化の推進
- 緑地協定の推進
- 商業・業務地の緑化の推進
- 工場等の緑化の推進

### 基本方針 5

水と緑のネットワークを形成します

#### 1) 機能別のネットワークを形成する

- ビオトープネットワークの形成
- 防災ネットワークの形成
- レクリエーションネットワークの形成
- 風の道づくりの推進
- 桜ネットワーク整備構想の推進
- 大規模な公園緑地等のネットワークの形成

### 基本方針 6

緑のパートナーシップを推進します

#### 1) 緑と花に対する関心を高める

- 啓発活動の推進
- 緑と花のイベントの開催
- 緑と花の講習会の充実

#### 2) 緑と花の組織(人)をつくる

- 緑の調査専門委員の活用
- 緑と花に関する市民団体のネットワーク化の推進
- 緑地の管理ボランティアの育成
- (仮称) 緑の市民大学の設置

#### 3) 緑と花の活動への支援

- 市民参加の公園・緑地づくり
- 緑のリサイクル活動の推進
- 市川市緑の基金の協力・支援
- 緑のトラスト運動の支援
- 公園ボランティアへの支援
- 「樹木1本、生垣1m運動」の支援

## 2. 基本的な施策

本市の緑の課題をテーマごとに整理した基本方針に基づき、ここでは計画実現へ向けての基本的な施策を示します。

### (1) 生態系に配慮して地域の緑を守り活用します

地域の生態系や自然環境を特徴づける樹林地、屋敷林、社寺林、クロマツ、巨木、農地、水辺の環境をその特性に合わせて守り、多様な動植物の生息・生育環境とするとともに、暮らしの中に憩いと潤いを提供する緑として守り活用します。

#### 1) 樹林地を守り活用する

樹林地保全・活用評価システムの構築

- ・ 民有樹林地について、植物の生育状況、活用のしやすさを示す傾斜度、緑のつながりとまとまりを示す面積規模、周囲の土地利用及び市民の関わり度合い等を評価項目とし、自然環境保全再生指針と連携を図り、「樹林地保全・活用評価システム」を構築します。
- ・ このシステムによる評価を行い、民有樹林地を保全・活用していくための方策に活用します。

緑の保全及び緑化の推進に関する条例の制定

- ・ 緑の保全・活用に関する手法等について、必要な事項を定める条例を制定します。

樹林地保全協定による保全

- ・ 市と山林所有者の間で締結されている樹林地保全に関する協定については、今後も継続

します。また、市街地内の屋敷林等について新たな指定の拡大を進めます。

- ・ 近隣市や山林所有者等と連携して、都市近郊の樹林地が保全されるよう国や県に要望します。

市民緑地の指定

- ・ 市民への開放や利用が望ましいとされる一定規模以上の樹林地は、地権者の協力のもとに市民緑地として開放・活用します。
- ・ 市民緑地等による樹林地の開放に際しては誰もが安心して利用できるよう、市民が主体になって、安全性を十分に考慮した整備や維持・管理を進めます。

都市緑地による公有地化

- ・ 民有樹林地としての保全が困難と判断されその樹林地が重要であると認められる場合には都市緑地等による公有地化を進めます。

風致地区の維持

- ・ 風致地区として指定されている5地区は、引き続き地区指定を維持し、緑化指導を充実することによって緑が多い周囲の景観と調和する街並みを維持します。

緑地保全地区の維持

- ・ 行徳近郊緑地特別保全地区（83ha）、緑地保全地区3箇所（約2ha）は今後も指定を維持します。
- ・ 良好な自然環境を有する等の緑地保全地区に相当する樹林地は、土地所有者の同意を得て、緑地保全地区の新たな指定に努めます。



### 社寺や文化財と一体となった緑の保全

- ・身近な社寺、文化財と一体となった樹木・樹林地を歴史と文化が学べる場として、保全、活用します。

### 開発に伴う緑の確保

- ・樹林地における宅地造成等の開発に対し自然環境への影響に配慮していくため、自然度が高い部分の保全、もしくは代替環境の創出を進めます。

### 植生管理計画の策定

- ・保全・活用の対象となった樹林地では、その特性及び活用内容に適合した植生管理を進めていくために「この樹林地はこのような林に」という管理の方針を示した「(仮称)植生管理計画」を市民とともに策定し、継続的な維持・管理の支援を行います。

## 2) 巨木、クロマツを保全する

### 保存樹・保存樹林の指定

- ・公有地及び社寺林の中で、景観上或いは文化財と一体となって歴史を伝える優れた樹木や樹林については、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、保存樹、保存樹林の指定を推進します。

### 巨木等保存協定の締結

- ・緑の少ない市街地等では、民有地や屋敷林に生育する巨木、クロマツを対象に、市の樹木の保存等に関する協定の締結を推進します。

### クロマツの保全

- ・クロマツの所有者に対して、保全に向けた条件等の調査により、保全対策を進めます。
- ・クロマツの病虫害については、薬剤散布等による支援を維持します。

## 3) 水循環を保全・形成する

### 水マスタープランの策定

- ・良好な水循環の再生に関わる新たな施策を総合的かつ体系的に推進することを目的とした「水マスタープラン」を策定します。

### 湧水地の保全

- ・市内に残る湧水地の状況について把握し、水源涵養の役割を果たす斜面樹林を保存樹林等に指定する等により、湧水地を含めて一体的に保全します。

### 河川環境の保全

- ・河川や調節池の水辺は、水域と陸域を結ぶエコトーン\*として重要であり、瀬や淵等の多様な河川形状と水辺植物の保全・再生を行なうとともに、市民が水辺に親しめる場として活用します。
- ・水と緑のネットワークの軸や拠点としての機能を担うため、市民に親しめる水辺として保全・再生します。

### 海辺の保全

- ・臨海部は、環境学習\*の場となるような良好な自然環境を保全します。
- ・三番瀬の周辺は、市民が海辺に親しめ、クロマツの名所となるような拠点づくりによる里海を再生します。

## 4) 農地を守り活用する

### 市民農園の拡充

- ・農業体験等の余暇やレクリエーションを楽しむことが市民に広く定着しつつあり、市民のニーズに対応して、市民農園の更なる普及を推進します。

### 生産緑地地区の保全・活用

- ・農業と調和した良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法の規定に基づき、緑地機能を有すると認められる農地については追加指定を進めます。
- ・将来的にも緑地としての保全が必要なところについては、指定の解除の手続きがあった場合には、公園の配置計画に基づき、公園や市民農園等への転換を進めます。

### 農業体験施設の利用支援

- ・民間が設置する体験農園、市民農園及び観光農園等について市の出版物やホームページ等により、ピーアールします。

## (2) 魅力ある都市公園を創出します

歩いていける距離に、緑に囲まれた魅力的な公園・広場を創出し、市民が、健康で安全に暮らすことができる緑豊かな環境づくりを推進します。

### 1) 緑の基盤となる都市公園を増やす

#### 都市公園の配置、整備方針

- ・身近にある街区公園から、市民全体を対象とする総合公園まで、市民がいつでも都市公園を利用できるよう適正な配置をします。

#### 住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

#### 都市基幹公園

主として一つの市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。

表 4-1.都市公園種類別の配置、整備方針

都市公園		整備方針
A 住区基幹公園	a 街区公園	最も身近な公園として街区の実状に合わせ、遊戯、運動、憩い等に配慮して施設を配置します。誘致距離 250m、面積 0.25ha を標準として、25 箇所、7.3ha を整備します。
	b 近隣公園	主に近隣に居住する市民の利用に供することを目的とする公園で、住民の日常的な屋外レクリエーション活動に応じた施設を中心に構成されます。誘致距離 500m、面積 2ha を標準として 8 箇所、14.3ha を整備します。
	c 地区公園	主として徒歩圏域に居住する市民の利用に供することを目的とする公園で、市民の身近な運動を中心としたレクリエーション施設を主体に、休養、修景施設等を配置します。誘致距離 1km、面積 4ha を標準として 4 箇所、18.7ha を整備します。
B 都市基幹公園	a 総合公園	休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの拠点となることを目的とした公園で、既設の大町公園を 7.6ha 拡張します。
	b 運動公園	市民の日常的かつ週末の運動目的に供する公園として、また避難地の性格を考慮し、防災拠点となる所に分散し、2 箇所、24.5ha を整備します。
C 特殊公園	歴史公園	国指定の史跡である曾谷貝塚を歴史公園として 1 箇所約 2.6ha 整備します。また、姥山貝塚公園を拡張整備します。
D 広域公園		主として一つの市町村区域を超える広域的なレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、本市と船橋市にまたがる柏井町・藤原地区で千葉県施行による(仮称)葛南広域公園(約 14.9ha)を整備します。
E 緩衝緑地		道路や工場からの大気汚染、騒音等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的に境界地区に設置する緑地で、外かん道路の整備にともない 10ha を整備します。
F 都市緑地		都市の自然環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図ることを目的とする緑地で、北東、北西部地域の斜面緑地等、合計 5.5ha を整備します。

### 都市公園の用地確保

- ・買収による確保を行うほか、借地方式や関連施設との一体整備、既設公園の統合・再編、生産緑地の転換等により、都市公園の用地確保を推進します。
- ・工場の移転等による跡地は、都市公園の用地としての活用も検討します。

### 身近な小広場(ポケットパーク)等の整備

- ・地域のシンボル及び地区住民の憩い、語らいの場として、住宅密集地や商業地等の道路や川沿いに小広場(ポケットパーク\*)を整備します。

## 2) 都市公園の魅力高める

### 公園の再整備の推進

- ・子どもの多い地域では遊具を充実したり、高齢者の多い地域ではベンチ・花壇・芝生等の憩いの場を充実する等、公園利用の多様化、高齢社会の到来、地域住民のニーズに適した魅力ある公園として再整備を推進します。

### 自然環境を活かした都市公園の整備

- ・貴重な動植物がみられる樹林地等、自然環境を有する公園では動植物等の生息・生育環境の保全に配慮した整備を行います。

### 特色ある都市公園の整備

- ・自然環境や利用者ニーズ等の地域特性を踏まえた特色ある公園づくりを推進するため、専門家を交えた地域住民によるワークショップ方式等を活用した公園づくりを推進します。

- ・都市公園の新規整備やリニューアルの際に市川市の特色であるクロマツの植樹について生育に適した環境の検討を踏まえたくえで推進します。

#### 安全・安心の公園整備

- ・公園内における犯罪の防止を図るため、見通しを確保するとともに照明等の付帯施設を充実します。また、公共施設と一体となった公園づくりを進めます。

#### ユニバーサルデザインの公園整備

- ・公園内の園路、トイレ、水飲み場等の施設を全ての人が気持ち良く利用でき、人々の憩いの場となる公園整備を進めます。

### (3) 公共施設の緑を増やします

市役所、公民館、学校等の公共施設は、市内に配置され日常生活と密接に関わる施設であるため、地域の緑のシンボルとし、潤いと安らぎのある緑の景観を提供する等、他にさきがけた緑化を進めます。

#### 1) 公共公益施設の緑を増やす

##### 公共施設の緑化推進

- ・児童遊園、住民サービス施設等の公共施設の緑化を推進します。
- ・児童遊園は、状況に応じて拡張整備を行い都市公園として位置づけていくほか、新規の整備を推進します。
- ・市役所、公民館等人々が多く集まる公共施設の敷地については、緑化率を向上します。

##### モデル緑化の推進

- ・建築物の屋上・壁面緑化等の新しい技術による緑化手法を採用したり、パーゴラ\*、植え込み等少ないスペースを有効に利用した、民有地緑化のモデルとなるような緑化を推進します。
- ・公共施設の生垣化、中高木の植栽、屋上壁面緑化・道路緑化の視点から、地域にふさわしい植栽、維持管理の方針となる「(仮称)公共施設緑化推進方針」を策定します。

##### 大規模施設の緑の拠点づくり

- ・江戸川第一終末処理場等、地域の拠点となる大規模な施設については、施設の上部や周辺の緑化を推進します。
- ・シンボリックな緑化、水辺環境に配慮した緑の拠点を創出します。



#### 水循環に配慮した施設整備の推進

- ・水マスタープランに基づき、良好な水循環の保全・形成を進めるため道路、公共施設等の公共空間では、透水性舗装や敷地内緑化を行います。また、雨水貯留浸透施設の設置を推進します。

#### 生息環境に配慮した緑化の推進

- ・身近な生き物の生息環境を確保していくため、公共施設に野鳥や昆虫等の生息環境を形成する樹木の植栽やトンボ等が生息できる池等を整備して、ピオトープネットワークの一翼を担います。

#### 道路緑化の推進

- ・外かん道路のような幅員が広く市の都市軸となるような幹線道路は、植栽スペースを十分に確保する等、沿道環境に配慮した植栽を進めます。
- ・緑豊かな空間を形成するため、緑視効果の高い樹種の導入等により、ボリューム感のある緑を創出します。
- ・駅前広場には、シンボルツリーの植樹等を進めます。

## 2) 緑の学校づくりを推進する

#### 学校の緑化の推進

- ・小中学校を地域の緑の核とし、屋上や壁面の緑化、校庭の緑化、生垣や花壇の設置、緑に囲まれた通学路の整備等を進めます。
- ・緑化に当たっては、子どもたちの思い出となり、また大木となるシンボル樹の植栽を推進します。
- ・休日や夏休み等学校教育との調整を図りながら、緑にふれられる場として地域への校庭の開放を進めます。

#### 環境学習等の推進

- ・小中学校の敷地内にトンボ池等身近な小動物や昆虫等が生息できる空間をつくり、生態観察を通して自然の大切さを学べる場の形成を推進します。
- ・子どもたちが、学校の花壇づくりや地域の農家の方々の協力のもと野菜づくりをしたり、収穫をする農業体験、樹林地での自然体験活動等の環境学習を推進します。

#### (4) 民有地の緑を増やします

密集した市街地や工業地における建築物の屋上・壁面緑化、屋敷林や社寺林の保全等、日常生活の中に潤いや親しみをもたらし、安全で快適なまちを形成する緑を育みます。

##### 1) 緑あふれるまちづくりの推進

###### 住宅地の緑化の推進

- ・戸建住宅の新築や改築時に対する緑化指導を進めます。
- ・公共性がある駐車場の設置にあたっては生垣等による緑化を指導・支援します。
- ・身近な生き物の生息環境を確保していくため、住宅地の庭やベランダに野鳥や昆虫の生息環境の一部を担う樹木や小池、水鉢を配置する等のエコアップ\*を推進します。
- ・沿道の民有地では、潤いのある景観を形成していくとともに、地域の安全性を高めるために、ブロック塀の生垣化の助成制度を拡充します。

###### オープンガーデンの推進

- ・花や緑で飾られた市街地の庭は、市街地における街並み緑化にふさわしい役割を担うことから、オープンガーデンを推進し、人と人との交流や自然とのふれあいの場を創出します。

###### 屋上や壁面への緑化の推進

- ・建築物の屋上、ベランダ、壁面の緑化は、市街地のヒートアイランド現象の緩和にも寄与することから、「市川市屋上等緑化推進事業補助金交付要綱」に基づき、支援します。

- ・高層建築物には、周辺環境に配慮し、緑化施設整備計画認定制度による屋上等の緑化を推進します。

###### 総合設計制度や地区計画等による緑化の推進

- ・市街地緑化の充実をめざして、総合設計制度\*や地区計画制度を活用して、幹線道路沿いや駅前地区等に公開空地や沿道の緑の確保を進めます。
- ・オープンスペースの創出に努めます。

###### 緑地協定の推進

- ・土地区画整理事業や市街地再開発事業では市民・事業者による緑地協定制度の適用を進めます。

###### 商業・業務地の緑化の推進

- ・市川駅、本八幡駅、行徳駅の周辺等、商業・業務地においても緑化の推進に努めます。まとまった緑化スペースが確保できない中心市街地では、屋上や壁面への緑化、花鉢、ハンギングバスケット\*の設置等、少ないスペースを有効に利用した緑化を指導・支援します。

###### 工場等の緑化の推進

- ・「工場等の緑化に関する要綱」に基づく緑地面積の確保等、地域の緑を増やすための協力を要請、指導します。
- ・工場等の敷地内に植栽や池の造成等、野鳥や昆虫等の小動物が生息するビオトープづくりを支援します。

## (5) 水と緑のネットワークを形成します

地域の生態系に配慮し、生物の生息空間として連続した樹林地や湧水から都市河川、東京湾へと続く水系を保全し、多様な生物の生息の場とするとともに地域の水循環を健全に保ちます。

樹林地や公園緑地と豊かな街路樹のある道路や緑道、都市河川とを回廊として結び、レクリエーションや防災機能を持つ水と緑のネットワークを形成します。

### 1) 機能別のネットワークを形成する

#### ビオトープネットワークの形成

- ・生き物の生息・移動空間としての公園や樹林地等の拠点間を結ぶ河川や道路を緑化し、多様な生き物の移動が可能なビオトープネットワークの形成を進めます。
- ・樹林地等が分断される場所には多様な生き物が移動可能なエコロード\*等の手法を導入し、生息環境の分断を防止します。

#### 防災ネットワークの形成

- ・避難地としての役割を担う公園、緑地や江戸川河川敷を街路樹のある道路や緑道で結び、防災ネットワークの形成を進めます。
- ・避難路として役割を担う都市計画道路等では、災害時に有効な防火性の高い樹木の植栽帯を設置することで、延焼遮断帯として機能を有する緑化を推進します。

#### レクリエーションネットワークの形成

- ・公園、緑地を結ぶ河川、道路沿いには、休憩施設を配置して、周辺の景観や史跡等、地域の特色を楽しむことができるレクリエーションネットワークを形成します。
- ・江戸川の河川敷は、重要な郷土景観及び市民が水辺の自然とふれあうレクリエーション活動ができる場として、水辺の自然を活かした整備を進めます。
- ・旧江戸川は、沿川地域のレクリエーションの軸として、緩傾斜護岸\*と一体となった緑道の整備を進めます。

#### 風の道づくりの推進

- ・ヒートアイランド現象や大気汚染の緩和を図るため、江戸川や東京湾等の冷涼な川風や海風を市街地に運ぶ風の道づくりを進めます。
- ・江戸川、真間川水系各河川と大町、柏井周辺の緑地との連携を図るとともに、調節池の周辺及び幹線道路の緑化を推進し、風の通り道を形成します。

#### 桜ネットワーク整備構想の推進

- ・桜並木および桜公園等のネットワーク化を推進します。特に、江戸川沿いに点在する既存の桜を連続させるため、堤防天端部を拡げて植栽し、里親制度\*で管理していく江戸川桜並木整備事業を推進します。

#### 大規模な公園緑地等のネットワークの形成

- ・大規模な公園緑地等のネットワーク化をめざし、北西部では「水と緑の回廊」、南部では「緑の遊歩道」「緑のふれあいネットワーク」の形成を推進します。

## (6) 緑のパートナーシップを推進します

市民や事業者とのパートナーシップのもと、緑を守り、更に育てる運動を積極的に行い、保全、育成に有効なピーアールに努めるとともに市民の緑化活動への支援の充実を推進します。

### 1) 緑と花に対する関心を高める

#### 啓発活動の推進

- ・緑と花のリーフレット、パンフレット、各種ポスター等、出版物を発行して啓発活動を推進します。
- ・屋上・壁面緑化等新しい緑化手法の紹介や緑地の維持管理に関する情報、緑地の管理ボランティア\*の募集等、「広報いちかわ」やホームページを通じて広く啓発します。
- ・自治会活動への参加や様々な企業イベントとタイアップして、緑に関するピーアール活動を推進します。

#### 緑と花のイベントの開催

- ・緑化フェアや花めぐりツアー等、緑と花のイベントを充実します。
- ・市民、事業者と幅広いパートナーシップを推進するために緑と花に関するコンクール、展覧会等を開催します。

#### 緑と花の講習会の充実

- ・市の木「クロマツ」、市の花「バラ」等の庭木や園芸種の講習会を開催するとともに緑と花に関する相談室を充実します。

### 2) 緑と花の組織(人)をつくる

#### 緑の調査専門委員の活用

- ・市民や学識経験者の中から、緑の調査専門委員を委嘱し、緑の保全に関する市への意見、提言をはじめ公園のあり方等について意見や提言を求めます。

#### 緑と花に関する市民団体のネットワーク化の推進

- ・緑と花にかかわる様々な市民団体のネットワーク化を推進し、グループ間の情報交換や交流の機会等を設けます。

#### 緑地の管理ボランティアの育成

- ・講習会やイベント等の周知活動を充実し緑地の保全や緑化活動に自主的に参加する緑地の管理ボランティアを育成します。

#### (仮称)緑の市民大学の設置

- ・市民一人ひとりが緑や花に関心を持ち、緑地の保全や緑化活動に自主的に参加できるよう知識や技術を提供する「(仮称)緑の市民大学」を設立し、生涯学習の一環として展開します。

### 3) 緑と花の活動への支援

#### 市民参加の公園・緑地づくり

- ・新たな公園の整備及び今ある公園の改修については、市民が主体となって計画策定に参加する等、利用者の意見を踏まえた公園づくりや公園利用のルールづくりを進めます。
- ・街区公園等の身近な公園・広場、道路の緑については、市民の創意工夫に基づく維持・管理(里親制度の導入等)を推進します。



- ・市民参加の公園計画や管理については、市が支援していきます。

#### 緑のリサイクル活動の推進

- ・緑のリサイクル活動として「樹木銀行」を設け、樹木の提供や引き取りを行い、市内にある緑を有効に活用します。
- ・循環型社会を形成していくため、公園等の維持管理で発生した枝葉のリサイクル化（堆肥化等）をさらに進めます。

#### 市川市緑の基金の協力・支援

- ・市民・事業者・市の協力体制を確立し、本計画の施策を推進するために、市民活動を支援する窓口となる緑の基金の支援、拡充を図り、まちの緑づくりのための活動を推進します。

#### 緑のトラスト運動の支援

- ・緑のトラスト運動\*の支援を推進するため、基金の創設、冊子、マスコットキャラクター等の販売、年会費の会員制を導入することによる寄付金の募集等を推進します。

#### 公園ボランティアへの支援

- ・公園、緑地の清掃や花壇の花植え、管理等のボランティア活動を支援します。
- ・公園内の一部に収益の上がる有料施設を設置し、市民団体やNPO\*の協力を得ながら管理運営を行い、その収益を緑の維持管理に利用する等、新たな維持管理手法や体制づくりを進めます。
- ・事業者が公園、緑地の管理の一部をサポートしていただき、支援内容に応じて「企業ピーアール」ができる方策を推進します。

- 「樹木1本、生垣1m運動」の支援
- ・市民一人ひとりが樹木や草花を植えて育てていくため、一人あたり「樹木1本、生垣1m運動」を進めます。

## 第5章 地域別方針

本市を構成する北東部、北西部、中部、南部の4地域（市川市都市マスタープランにおける地域区分）に沿って、地域別の課題を抽出し、さらに地域別施策方針から基本的な施策を展開し、地域の特性を活かした個性ある緑のまちづくりを進めます。

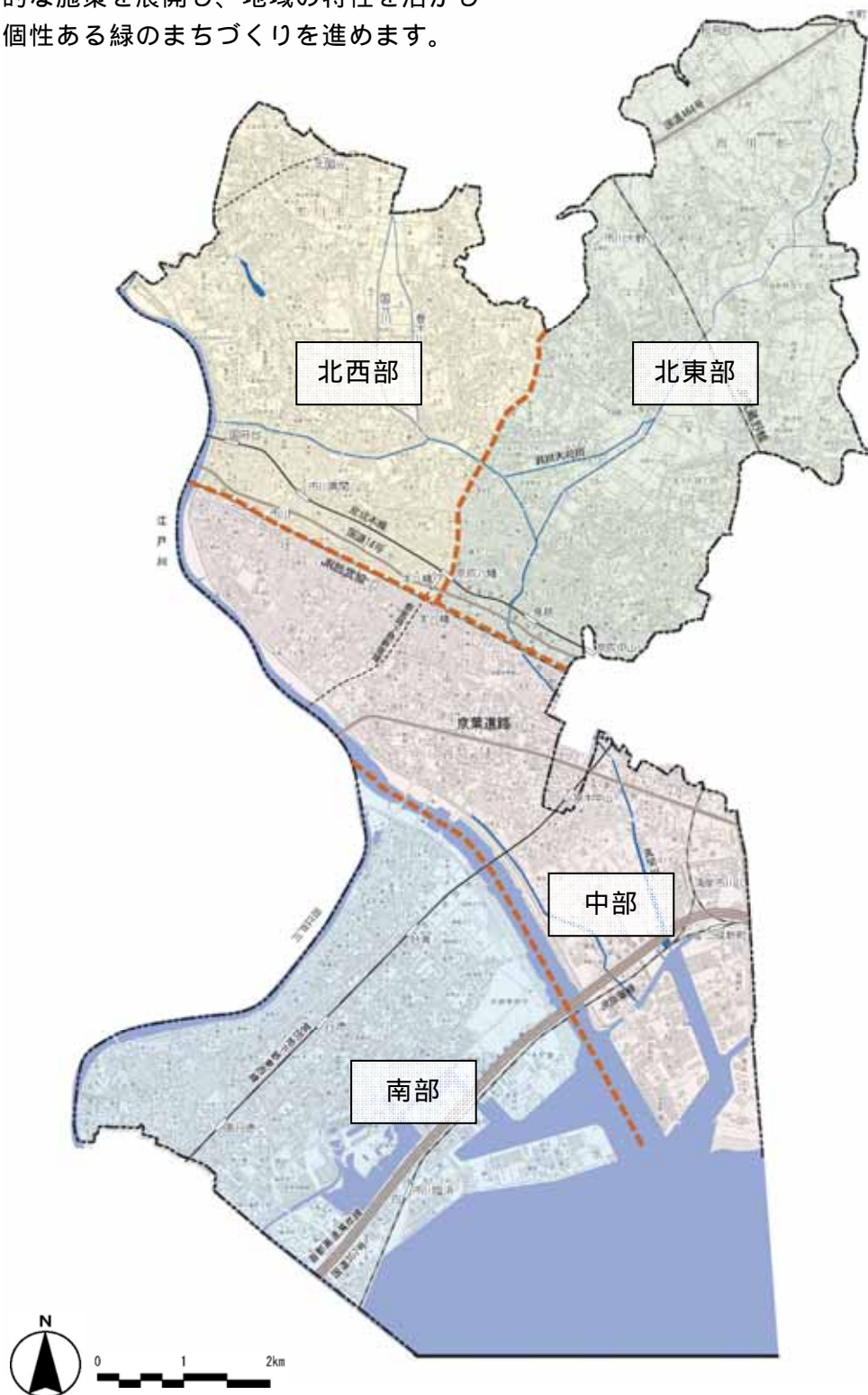
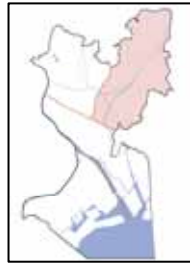


図 5-1.4 地区分類図

## 1. 北東部地域



### (1) かつての緑

昭和30年代前半までは、谷津を中心にとても豊かな樹林地が形成されており、斜面林の裾では、豊富な湧水を利用した谷津田が広く分布していました。

大柏地域では、江戸時代から畑作を中心とした農業が営まれ、大柏川では、水田に必要な肥料等を舟で運んでいました。昭和30年代から市川・八幡地区の市街化が進むにつれ、かつては市の中心部でも盛んだった梨栽培が大町・大野・柏井地区に移りました。



昭和30年頃  
内匠堀



昭和38年  
八幡不知森  
(やわたしらずのもり)



昭和46年頃 鎌ヶ谷市側から北東部の樹林地を望む

### (2) 緑の現況

市内唯一の総合公園の大町公園は、市民にとって豊かな自然を感じることができるレクリエーションの場として利用されています。

国道464号(大町梨街道)沿線を中心に本市を代表する特産物の梨栽培が行われています。

市街地にはクロマツ群生が見られ、葛飾八幡宮、中山法華経寺、姥山貝塚等の歴史や文化を感じることのできる緑地景観が点在しています。

真間川は、連続的な緑化護岸が整備され、潤いをもたらすような連続した桜並木等の植栽が見られます。



果樹園



大町公園



市街地

(3) 緑の課題

河川、谷津、樹林地、農地等、本市を代表する特色ある自然環境の一体的な保全と地域住民が緑の減少に対しての問題意識をもって活動に取り組める体制づくりが必要です。

水辺の拠点として位置づけられている大柏川第一調節池の潤いと安らぎ空間の創出が望まれます。

緑の拠点として位置づけられている大町公園は、自然環境の保全とレクリエーション機能の充実が、さらに求められています。

環境保全機能のある生産緑地地区の保全・活用が求められています。

(4) 施策の方針

- 里地・里山をいかしたまち -

樹林地の保全と活用

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
谷津環境を形成する樹林地の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に残る樹林地をレクリエーションや小中学校の総合学習活動の場として活用できるよう保全、整備を進めます。</li> <li>樹林地の維持管理を支援する緑地管理ボランティア制度を確立します。</li> </ul>	基本方針1：1) 基本方針6：2)
1 大野町周辺の樹林地の保全と活用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>大野町周辺の樹林地は、北東部の谷津地形を構成する代表的な景観として樹林地を保全するとともに、レクリエーション拠点とします。</li> </ul>	基本方針1：1)

風致地区の保全

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
2 風致地区の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>大町、法華経寺、八幡風致地区は、今後も引き続き地区指定を継続し、地域の協力のもと、緑ある景観と調和する街並みを維持します。</li> </ul>	基本方針1：1)



## 地域景観を形成する樹木の保全

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
社寺林・屋敷林等の保全	・ 歴史ある良好な社寺林、地域の個性を演出する屋敷林を保全するため、市の協定樹木制度を活用します。	基本方針 1 : 1 ) 2 )
3) 中山法華経寺と周辺景観の保全	・ 中山法華経寺と周辺の社寺群を歴史・文化資源ただよう緑の拠点と位置づけ、社寺林の保全を地域住民の協力のもとに行います。	基本方針 1 : 1 ) 2 )
4) クロマツ、巨木等を核とした中心市街地の緑化推進	・ 本八幡駅周辺は、中心市街地として人々の多く集まる商業施設や文化施設が集積しているため、各公共施設の緑化を推進します。 ・ 市街地に残るクロマツ・巨木は、地域のシンボルとして市の協定樹木制度により保全します。	基本方針 1 : 1 ) 2 ) 基本方針 4 : 1 )

## 農地(生産緑地地区)の保全・活用

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
5) 生産緑地地区の保全・活用	・ 生産緑地地区は、都市の良好な緑地空間として、また、公園・広場等の候補地として維持します。 ・ 将来的にも緑地としての保全が必要なところについては、指定の解除の手続きがあった場合には、公園の配置計画に基づき、公園や市民農園等への転換を進めます。	基本方針 1 : 4 )

## 都市公園の整備

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
6) 大町公園の整備	・ 湧水や湿地を有する大町公園を中心とした自然環境を保全し、地域の特色ある「緑の拠点」としての公園づくりを推進し、環境学習やレクリエーションの場としての利用を進めます。	基本方針 1 : 3 ) 基本方針 2 : 2 )
7) (仮称)葛南広域公園の整備	・ 「心に残る葛南の里づくり」をテーマに人、水、緑とふれあう場をめざし、レクリエーションにおける世代間の交流、里地・里山*の創出等、市民が自然と触れ合うことのできる環境づくりを千葉県及び船橋市との連携で進めます。	基本方針 2 : 1 ) 2 )
8) 姥山貝塚公園の整備	・ 歴史・文化的な資源を活かした公園施設の整備拡充とともに、自然環境の保全に向けた適正な維持・管理運営を進めます。	基本方針 1 : 1 )
運動公園の整備	・ 市民プールの北部に体育館等を併設した運動公園を整備します。	基本方針 2 : 1 )

水辺の拠点とネットワーク

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
9 大柏川第一調節池及び川沿い環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大柏川第一調節池及び周辺の水辺は、真間川流域の総合治水対策の一環として、治水機能を確保します。</li> <li>・ 貴重な水辺環境の特性を活かし、鳥類や昆虫類の重要な生息場所として保全し、環境学習や市民に親しまれる水辺の拠点とします。</li> </ul>	基本方針 1 : 3 ) 基本方針 3 : 1 )
大柏川沿い環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大柏川は、水と緑の軸と位置づけ、沿川の緑化を進めます。</li> <li>・ 湿地の植生および多様な水辺を形成し、生き物にふれあえる場を整備します。</li> </ul>	基本方針 1 : 3 ) 基本方針 3 : 1 ) 基本方針 5 : 1 )
市のシンボルとなる真間川沿いの緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市のシンボルとなるような水と緑の軸として、河川沿いの緑化（民間施設緑地）、緑道化（公共施設緑地）を進めます。</li> </ul>	基本方針 1 : 3 ) 基本方針 3 : 1 ) 基本方針 4 : 1 ) 基本方針 5 : 1 )

(5) 北東部地域方針図

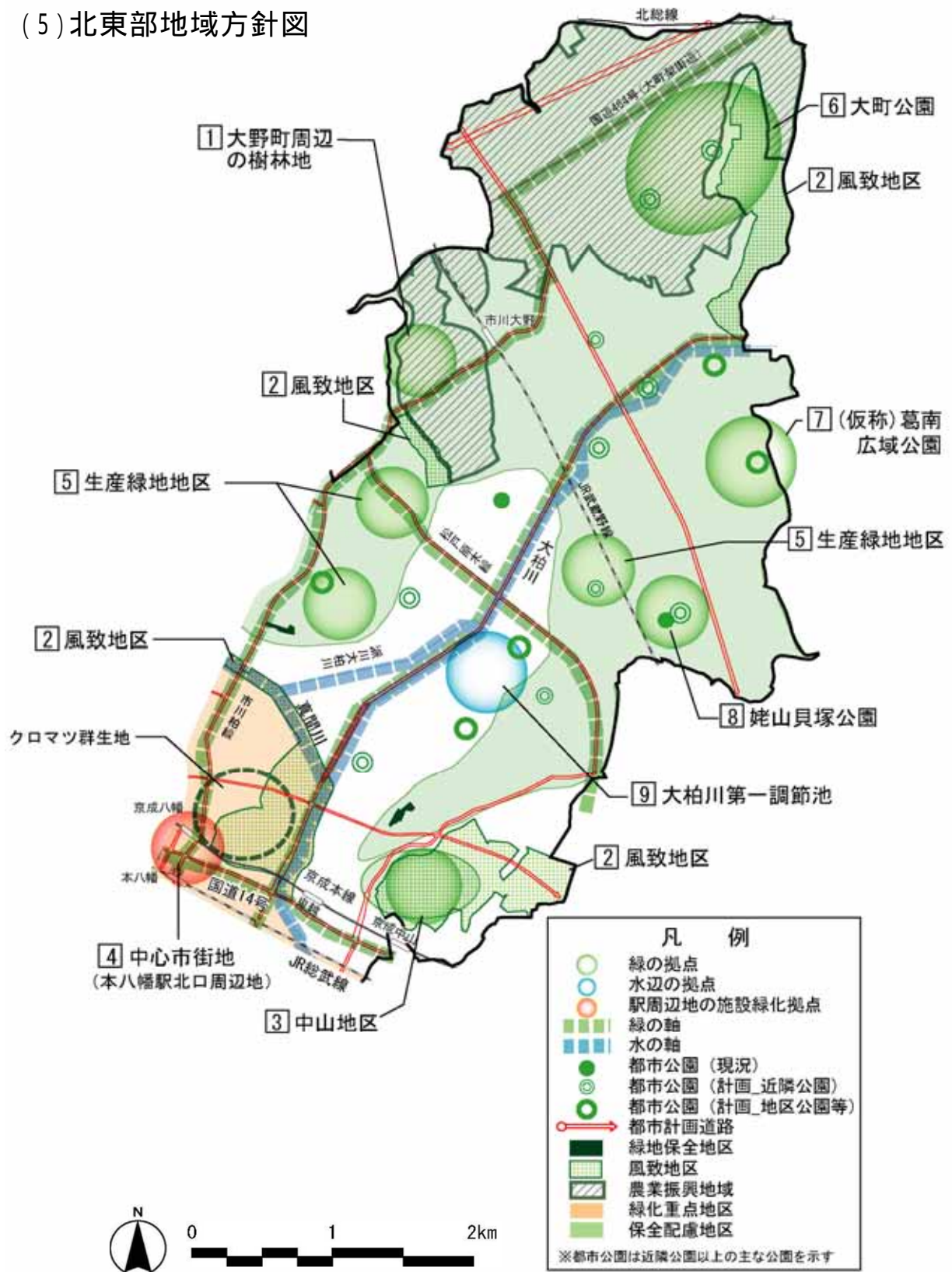


図 5-2.北東部地域方針

## 2. 北西部地域



### (1) かつての緑

かつては、とても豊かな樹林地と農地に囲まれた谷津が多く見られ、広範囲に渡って湧水を利用した水田が分布していました。

JR総武線が開通した頃から、京成本線及びJR総武線沿線から市街化が始まるとともに、広範囲に分布していた水田や農地は減少し、市街地が形成されるにつれ、台地上の樹林地が点在して残るようになりました。



昭和40年  
西消防署望楼より  
国府台方向を望む



昭和40年  
市川駅北口  
駅前広場



昭和42年  
真間川の桜並木  
(須和田橋付近)

### (2) 緑の現況

比較的規模の大きな公園（小塚山公園、里見公園、国府台公園等）が北部に集中し、市民の憩いの場、レクリエーションの場、総合学習活動の場等、緑の拠点として多様に利用されています。

地域の文化を伝える社寺林等が、下総国分寺、真間山弘法寺や堀之内貝塚公園及びその周辺地に多く見られます。

市川、真間、菅野等の住宅地には、市を代表するクロマツが点在した都市景観となっていますが、全体的な緑地率\*は低い状況です。



小塚山公園



堀之内貝塚公園



国府台4丁目樹林地



じゅん菜池緑地



(3) 緑の課題

樹林地、農地、河川等、特色のある緑地の一体的な保全が求められ、市民との協働体制づくりが必要です。  
堀之内貝塚公園から江戸川までの公園と緑地を、緑の拠点として位置づけ、これらの拠点を結ぶ「水と緑の回廊」の形成が求められています。

歴史、文化を継承する緑地が多く見られることから、自然を学び・体験することができる自然環境学習の場づくりが必要です。  
外かん道路の整備によって消失される公園や緑地の代替地の確保が求められています。

(4) 施策の方針

- 歴史・文化を育む水と緑の回廊のまち -

都市公園周辺の樹林地の保全と一体的な緑化

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
1 里見公園周辺樹林地の保全	・ 里見公園周辺一体に連続する樹林地は、市民に親しまれる緑の拠点として緑を保全するとともに、自然を学び・体験することができる環境学習の場として活用します。	基本方針 1 : 1 ) 基本方針 5 : 1 )
2 小塚山公園周辺樹林地の保全	・ 小塚山公園周辺では、地形が入りくんだ谷津の自然環境を保全していくため、連続する樹林地の保全方策、維持・管理の手法を市民とともに進めます。	基本方針 1 : 1 ) 基本方針 5 : 1 ) 基本方針 6 : 3 )

風致地区の保全

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
3 風致地区の保全	・ 風致地区の良好な住環境を維持するため、国府台風致地区の指定を継続します。市民の協力のもと、緑ある景観と調和する街並みを維持します。	基本方針 1 : 1 ) 2 )

松風の薫るまちづくり

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
4 市街地のクロマツの保全	・ 市のシンボルとして平田や菅野のクロマツ、社寺林等を保全していくために、市の樹木の保存に関する協定の締結を推進します。	基本方針 1 : 1 ) 2 ) 基本方針 6 : 2 )

緑の拠点の創出

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
5 水辺環境の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ じゅん菜池緑地は、じゅん菜が生育する水辺環境を維持するとともに、市民の憩い・レクリエーションの場として一層の活用を推進します。</li> </ul>	基本方針 2 : 2 ) 基本方針 5 : 1 )
6 国府台公園の景観の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国府台公園は、緑の多い運動公園としての景観を維持し、周辺の教育施設との調和を図ります。</li> </ul>	基本方針 2 : 2 )
7 曾谷貝塚公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 曾谷貝塚は国の史跡に指定されていることから、緑の拠点を担う歴史公園として整備します。</li> </ul>	基本方針 2 : 1 )
8 国分川調節池の保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国分川調節池は、治水機能の確保と鳥類や昆虫類の重要な生息場所として保全するとともに、環境学習や市民に親しまれる水辺環境を創出します。</li> </ul>	基本方針 1 : 3 ) 基本方針 3 : 1 ) 基本方針 5 : 1 )

水と緑のネットワークづくり

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
湧水の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内に残る湧水地の状況について把握し、地下水源涵養の役割を果たす樹林地と一体的に保全します。</li> </ul>	基本方針 1 : 3 )
水と緑の回廊づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堀之内貝塚公園から江戸川に続く水と緑の回廊を形成するため、小塚山公園、じゅん菜池緑地、里見公園周辺地の民有地の生垣化及び沿道緑化を推進します。</li> <li>・ 地域のシンボルとなる比較的規模の大きな公園や地域内に点在する歴史・文化資源を、道路や水辺空間によってネットワーク化し、身近な生き物が生息・生育しやすい環境を創出します。</li> </ul>	基本方針 3 : 1 ) 基本方針 5 : 1 )
桜等による河川ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地の真間川等の都市河川では、緑化護岸や散策路の整備を進め、市のシンボルとなるような水と緑の軸を形成します。また、水質浄化対策を推進します。</li> <li>・ 江戸川は、水と緑の軸として沿川の連続的な緑化と水辺環境の有効活用を推進します。</li> <li>・ 真間川や里見公園等の桜の名所を結ぶ「(仮称)桜ネットワーク整備構想」を推進します。</li> </ul>	基本方針 1 : 3 ) 基本方針 5 : 1 )

## 道路沿い緑化の充実

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
外かん道路沿いの緑地の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外かん道路は緑の骨格軸として位置づけ、鳥類やその他生き物の移動空間として、水辺と緑の拠点を結ぶとともに、地域の安全性を向上する防災空間としていきます。</li> <li>・ 防塵、防音等の道路による地域環境への影響を軽減するための緑地を確保します。</li> <li>・ 外かん道路の整備により消失した公園や緑地の代替地の確保を推進します。</li> </ul>	基本方針3：1) 基本方針5：1)

## 市街地緑化の充実

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
9 市街地中心部の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市川駅北口周辺は、市の玄関口に位置する中心市街地として、幹線道路の緑化を推進します。</li> <li>・ 商業・業務施設は建築物の屋上緑化等を推進します。</li> </ul>	基本方針4：1)

(5) 北西部地域方針図

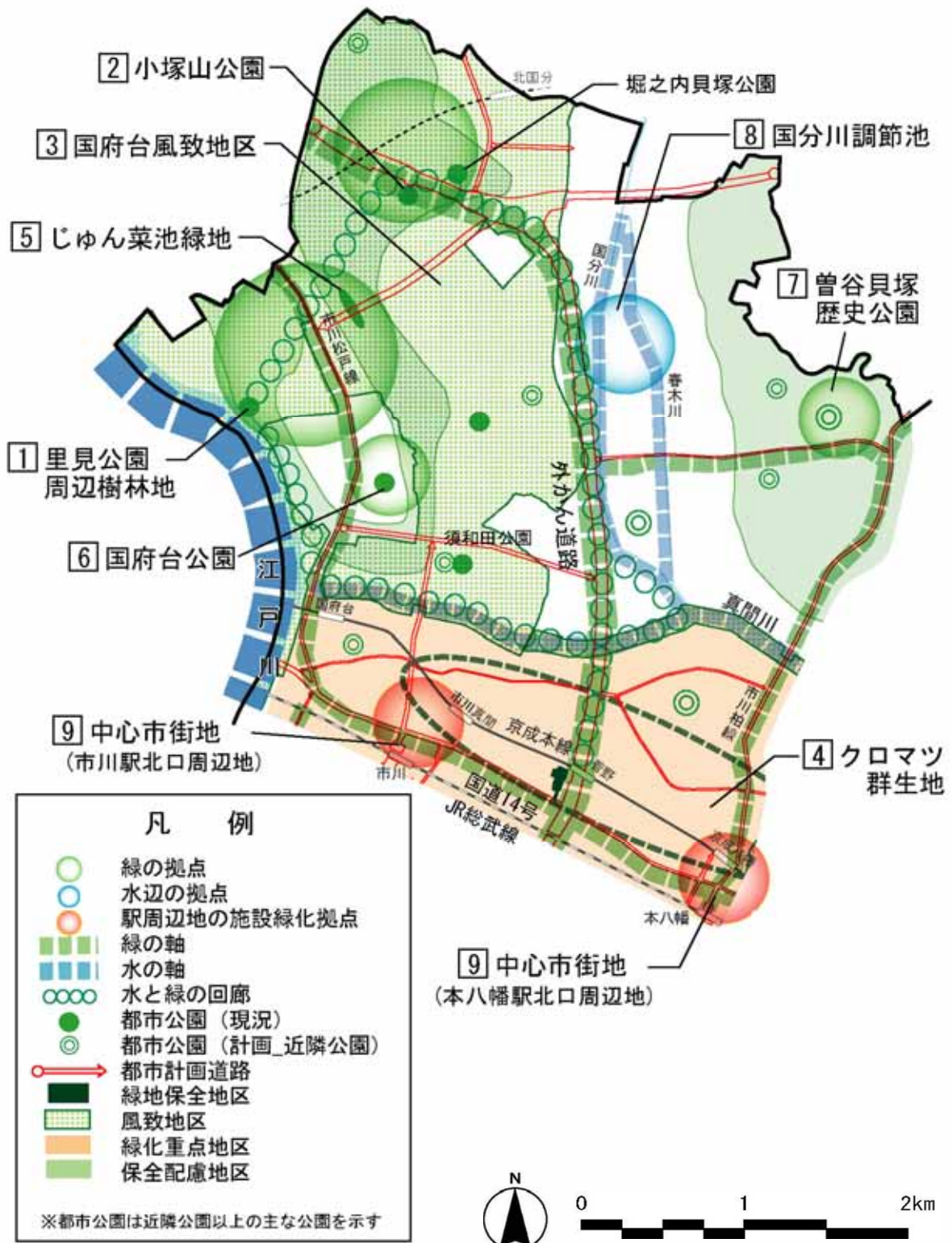
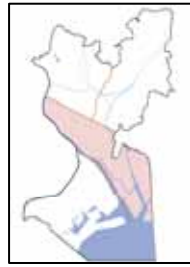


図5-3. 北西部地域方針図



### 3. 中部地域



#### (1) かつての緑

かつては、沖積平野\*からなる中部地域の低地には、広大な水田、ハス田が分布し、農業の営みが盛んに行われていました。

昭和30年以降、JR総武線北側から始まった市街化の波が徐々に南側にも拡大して、水田等が埋め立てられ宅地造成が急速に進み、緑が少なくなりました。昭和44年の営団地下鉄東西線の開通により信篤地区の市街化にも拍車がかかりました。

#### (2) 緑の現況

総武線以南の中心市街地には、住工混在地域\*が形成され、大規模な公園や沿道の街路樹の整備率及び公園整備率が低い状況です。

旧街道沿いの原木山妙行寺、日枝神社等には風情ある歴史的な社寺林が見られます。

多くの人々が集まる市川駅、本八幡駅前周辺やニッケコルトンプラザ等の商業拠点周辺地における緑化が少ない状況です。



昭和31年頃  
本八幡駅南口  
駅前広場



昭和39年頃  
京葉道路



昭和40年頃  
原木IC



江戸川



文化会館



原木山妙行寺



信篤小学校農園

### (3) 緑の課題

公園整備率が低く、公園緑地の質的、量的な確保が必要です。

江戸川の水辺空間には、多くの市民から潤いを感じられる整備が求められています。

外かん道路は、環境・景観面から重点的な沿道緑化が必要です。

住工混在地域は、地域住民と事業者による緩衝機能を充実させる緑化が必要となります。

商業・業務施設地、工場跡地開発にともなう中高層建築物\*の建設に際しては公園緑地の確保とともに屋上・壁面緑化の推進が必要とされます。

地域の安全性を向上するため、大洲防災公園を中心に、沿道緑化、生垣緑化等による緑の避難路の形成が必要です。

教育福祉施設が集中する地区においては、重点的な公園緑地整備を推進し、広域的な緑の拠点の形成が望まれています。

市街化調整区域における農地は、市民ニーズに応じた活用が望まれています。

### (4) 施策の方針

#### 身近な緑にふれあえるまち

##### 市民に身近な農地の保全・活用

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
農地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域における農地は、市民ニーズを踏まえ、市民農園としての活用を図り、市民が土に触れ、農業を体験できる場を創出していきます。</li> <li>生産緑地地区は将来的にも緑地としての保全を図ります。</li> </ul>	基本方針1：4)

##### 公園整備の推進

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
1) 大洲防災公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の住民が安心して生活できるよう、防災拠点の役割を担う多目的広場*等を併設した近隣公園を整備します。</li> <li>園内灯は風力と太陽光発電による環境にやさしいクリーンエネルギー*を活用できる製品を導入します。</li> </ul>	基本方針2：1) 基本方針5：1)

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
防災機能に配慮した公園配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地中心部の公園配置については、防災拠点としての役割を担うことから、病院、学校等の隣接、近接した配置を進めます。</li> </ul>	基本方針2：1) 基本方針5：1)
2 市民が親しめる公園整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民誰もが、心地よく緑に親しむことのできる身近な公園づくりを進めます。</li> </ul>	基本方針2：1)
小規模公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路沿いに地区住民の憩いや語らいの場として、また、地域のシンボルとして住宅密集地や商業地等に小広場(ポケットパーク)を配置します。</li> </ul>	基本方針2：1) 基本方針6：3)
公園・緑地の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育施設の周囲に公園を配置し、一体的な公園緑地空間の創出を進めます。</li> </ul>	基本方針2：1)

## 外かん道路沿い緑化の充実

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
外かん道路沿い緑地の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>外かん道路は緑の骨格軸として位置づけ、鳥類やその他生き物の移動空間として、水辺と緑の拠点を結ぶとともに、地域の安全性を向上する防災空間としていきます。</li> <li>防塵、防音等の道路による地域環境への影響を軽減するための緑地を確保します。</li> <li>外かん道路の整備により消失した公園や緑地の代替地の確保を推進します。</li> </ul>	基本方針3：1) 基本方針5：1)

## 市街地における緑化推進

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
3 市川駅南口周辺の緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市川駅南口周辺は、中心市街地としての商業・業務施設の緑化を推進します。</li> <li>市街地再開発事業にともなう緑化を推進します。</li> </ul>	基本方針3：1) 基本方針4：1)
4 本八幡駅南口周辺の緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>本八幡駅南口周辺は、中心市街地としての商業・業務施設の緑化を推進します。</li> <li>本八幡駅周辺地の文化・教育拠点の中心になる中央図書館には、街路樹の充実等により、本八幡駅南口周辺から連続的な緑化を推進し、快適な歩行空間の形成を進めます。</li> </ul>	基本方針3：1) 基本方針4：1)

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
公共施設の緑化の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな施設の整備時には、開発に関わる緑化の指導等により、緑のオープンスペースの確保を推進します。</li> </ul>	基本方針3：1)
小中学校の緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校を地域の緑の核とし、校舎の屋上・壁面緑化、グラウンドの芝生化、花壇の設置、緑に囲まれた通学路の整備等を進めます。</li> <li>校庭内に身近な小動物や昆虫等が生息できる空間をつくり、生態観察が学べる場の形成を進めます。</li> </ul>	基本方針3：2)
民間施設の緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地、事業所等への生垣緑化、屋上緑化等の指導を行うとともに、補助制度による支援を行います。</li> </ul>	基本方針4：1)

水と緑のネットワークづくり

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
江戸川の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>江戸川は、郷土景観及び市民の身近なレクリエーションの場、水辺環境を活かし、自然とふれあう活動ができる場としての整備を進めます。</li> </ul>	基本方針5：1)
身近な水辺環境の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>真間川は、桜並木等の植栽やポケットパーク等を整備するとともに、散歩道やサイクリング道路等の整備を進めます。</li> <li>河川沿いは、水辺を活かし、緑化護岸等の整備を推進します。</li> </ul>	基本方針1：3) 基本方針3：1) 基本方針5：1)

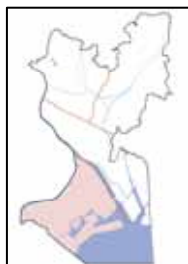


(5) 中部地域方針図



図 5-4 . 中部地域方針図

## 4. 南部地域



### (1) かつての緑

かつては、低地である南部地域一帯に水田、ハス田、アシ原が広がり、農業が盛んに行われ、三番瀬ではアサリ・ノリ等の身近な海の幸を得る漁業が行われていました。

昭和30年以降、営団地下鉄東西線が開通し、東京に近接していることもあり、交通の普及と市街地の形成が急激に進み、ハス田等は埋め立てられ宅地化し、海岸沿いにみられた砂浜と干潟は公有水面\*の埋め立てが行われ、現在の工業地に変わりました。



昭和33年  
のりほし作業



昭和42年  
海浜部の埋め立て



昭和43年  
塩焼地区の祭礼



昭和43年  
営団地下鉄東西線  
(湊新田付近)

### (2) 緑の現況

土地区画整理事業等により、公園整備が進みましたが、近年の高層住宅化への移行により、人口増加が著しく、これらの社会背景に伴う市民のニーズを踏まえた公園の再整備が必要です。

旧市街地は、狭隘道路が多い住宅密集地であり、オープンスペースとなる都市公園も少ない状況です。

行徳近郊緑地特別保全地区、江戸川第二終末処理場を中心とした拠点となる緑地が整備され、これらを活かした水と緑のネットワークの形成が進められています。



旧江戸川



南行徳公園



三番瀬・行徳近郊緑地特別保全地区

### (3) 緑の課題

旧江戸川沿川の地区では、防災性の向上を図るため、一時避難地の機能のある近隣公園以上の整備が望まれます。妙典、行徳、南行徳駅周辺の商業拠点には、大勢の人で賑わう地区であることから、潤いのある緑を形成し、草花を飾り、維持管理していくことが望まれています。

臨海部は工業地となっており、公園等の緑地が整備されていないことから、工場勤務者の憩いの場となるような緑地づくりを推進していくことが望まれています。

三番瀬では漁場環境の悪化が著しく、ゴミの不法投棄等、荒廃が目立つことから、良好な水辺環境の創出及び水辺地と一体となった都市環境の改善が重要な課題となっています。

### (4) 施策の方針

#### 潮風薫る水辺のまち

##### 水と緑の拠点づくり

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
1 行徳近郊緑地特別保全地区の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>貴重な野鳥の楽園として、市民とともに保全・活用に配慮した維持管理体制に努めます。</li> <li>緑の豊かさを体感しながら散策できる観察路の整備を推進します。</li> </ul>	基本方針1：1) 基本方針5：1)
2 海辺の拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>動植物の生態系に配慮した干潟の再生や護岸の整備をするとともに、水と緑のネットワークの拠点となるよう、海辺に親しめる親水公園*や連続した街路樹等による魅力ある緑の創出を進めます。</li> <li>臨海部における自然環境の維持管理体制を強化し、さらに、名所となるような緑の拠点づくりや自然環境学習・研究の場としての活用を進めます。</li> </ul>	基本方針1：3) 基本方針5：1)

##### 身近な公園づくりへの参加

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
既存公園の再整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存公園の魅力を高めるため、再整備と公園管理の一部を市民参加による手法を用いて、推進します。</li> </ul>	基本方針2：2) 基本方針6：3)

公共施設を活用した緑の拠点づくり

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
3 江戸川第一終末処理場上部及び敷地周辺を活用した緑地整備	・ 江戸川第一終末処理場施設の上部利用を行うとともに、江戸川や施設敷地を活用して地域の人々の防災拠点及びコミュニティの場づくりの整備を促進します。	基本方針3：1)
4 江戸川第二終末処理場の活用と維持・管理	・ 江戸川第二終末処理場は、憩いの広場として芝生広場、植栽、池、せせらぎ、子どもたちが安心して遊べる空間が整備されており、緑の拠点とします。	基本方針3：1)

市街地の緑化と保全

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
5 本行徳周辺地区の緑化推進	・ 寺町における多くの社寺林の保全を支援するとともに、歴史的、文化的な景観と調和を図るための生垣緑化等を推進します。	基本方針1：1) 基本方針4：1)
工業地の緑化推進	・ 臨海部の工業地は、「工場等の緑化に関する要綱」に基づく緑地面積の確保等、地域の緑を増やすための協力を要請し、施設改修の際は、より多くの緑地面積が確保されるよう努めます。	基本方針4：1)

水と緑のネットワークづくり

施策方針	基本的な施策	基本的な施策対応
6 江戸川の保全・活用	・ 江戸川は、郷土景観及び市民のレクリエーションの場として、水辺の自然を活かしつつ自然とふれあう活動ができる場として整備を進めます。	基本方針1：3) 基本方針5：1)
7 旧江戸川の活用・整備	・ 旧江戸川沿いは、地域のレクリエーションの軸として位置づけ、緩傾斜護岸と一体となった緑道として整備を進めます。	基本方針5：1)
8 臨海部のネットワーク	・ 江戸川第一終末処理場計画地から猫実川までの遊歩道化を進めます。 ・ 行徳近郊緑地特別保全地区、江戸川第二終末処理場、海辺、江戸川第一終末処理場計画地等、緑の拠点となる箇所を結ぶ、水と緑のネットワーク化を進めます。	基本方針5：1)





## 第6章 緑化重点地区及び保全配慮地区

### 1. 緑化重点地区

#### (1) 緑化重点地区の概要と目的

緑化重点地区とは、都市緑地保全法第2条の2の中で緑の基本計画の策定項目として定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のことです。緑化を優先的かつ重点的に行う地区を設定し、地区での緑化推進の方向性や緑化手法を具体的に示し、施策を履行することにより、緑化の効果が実際に目に見える形になることで、本計画全体の早期実現化につなげます。

#### (2) 緑化重点地区設定の基本的な考え方

現在の経済状況や市の抱えているまちづくりにおける多くの課題の中で、公園の整備と管理、緑化活動等に寄せられている期待は大きいと言えます。とくに年々減少を続ける樹林地や公園不足に対する十分な用地の買い上げができない厳しい財政状況の中で、緑化重点地区を設定し、各地区の課題、方針、施策を具体的に示すことは、優先的かつ効果的な緑化の施策を展開するうえで非常に重要です。

緑化重点地区設定にあたっては、早期効果が望まれ、右記の条件に当てはまる地区を指定します。

#### < 主となる設定条件 >

公園整備率がとくに低い地区  
木造密集市街地\*が形成され、  
地域の防災性を向上する緑化  
が望まれる地区

主となる設定条件を補足し、かつ具体的な地区の設定条件を以下に示します。

- ・街のシンボルとなる駅前地区
- ・ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の改善が必要な地区
- ・良好な歴史的景観を形成する地区
- ・都市住民の憩いの場の創出を図る地区
- ・避難地の面積が十分でない等防災上課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区
- ・緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区

### (3) 緑化重点地区の設定

設定条件にあてはまる 2 地区を緑化重点地区として定め、以下に地区の位置を図示します。

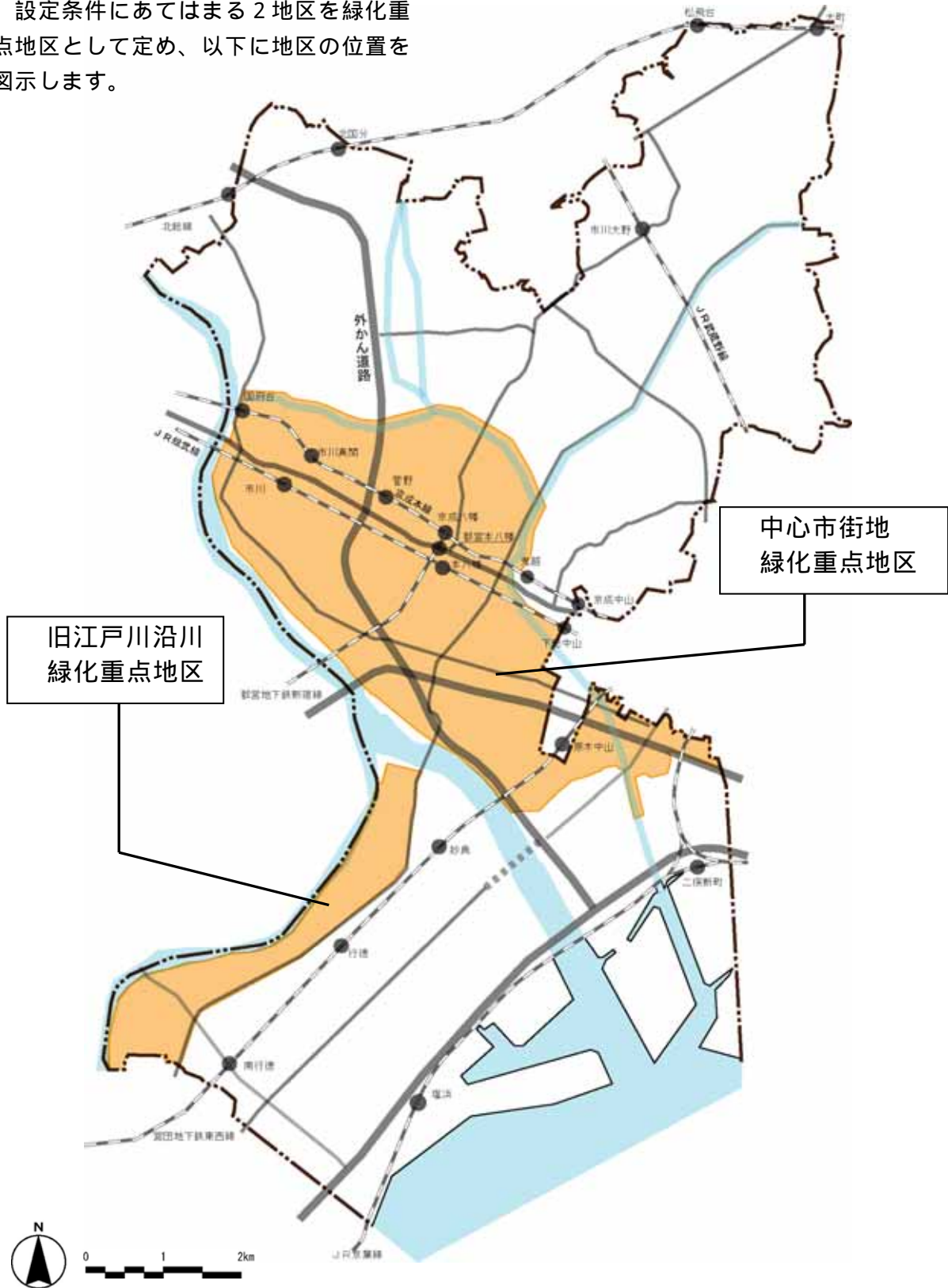


図 6-1. 緑化重点地区の位置

## 2. 緑化重点地区別整備方針

### (1) 中心市街地緑化重点地区

#### 対象区域

真間川沿いの風致地区以南、江戸川以北の一定の広がりをもった市の中心市街地(市街化区域<sup>\*</sup>)を対象とします。

#### 地区における緑の現況と課題

- ・ 全体的に道路幅員が狭く、オープンスペースがない状況です。
- ・ 住宅地内には市の特徴となる緑、クロマツがみられます。
- ・ 市川駅、本八幡駅の周辺には商業・業務系の土地利用が多くみられ、市の中心市街地を形成しています。
- ・ 駅周辺は中高層建築物が多いことから、屋上・壁面緑化による緑の充実が望まれています。
- ・ 公園、街路樹が未整備で建物が密集した地区が多いことから、少ないスペースを活かし、いかに緑化を図るかが課題です。
- ・ 市川南、大和田、田尻地区等では住工混在地域を形成しており、都市環境の向上に配慮した緑化の推進が必要となります。
- ・ 外かん道路建設にともない消失される公園緑地等の代替地の確保が課題となります。

#### 重点的な施策

商業市街地の街路沿線、建築物の壁面、屋上等の連続的な緑化を図ります。再開発事業における緑の創出への誘導を図ります。密集した市街地の効果的な緑化施策として、駐車場緑化を推進します。

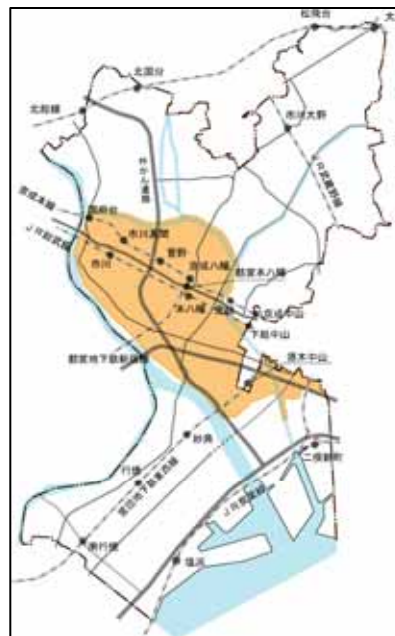


図 6-2. 中心市街地緑化重点地区位置図

大洲防災公園は、防災拠点として地域の安全性を向上するとともに、憩いの場となる空間とします。主要な幹線道路や鉄道沿線等中心となる交通軸の沿線緑化を推進します。学校は、重点的かつ計画的に校庭、屋上等の緑化を推進します。生垣緑化を重点的に推進し、支援・補助体制を充実します。市街地にみられるクロマツの保全を推進します。住工混在地域では、市民と事業者との合意形成を図りながら緑化を進めます。緑化施設整備計画認定制度による屋上、壁面緑化を推進します。



### 緑化施設整備計画認定制度

平成13年の都市緑地保全法改正により都市におけるヒートアイランド現象の緩和、良好な自然環境の創出を図るため、建築物の屋上、空地その他の屋外での緑化施設の整備に関する緑化施設整備計画が市長に認定されると、固定資産税の課税の特例措置（固定資産税の課税標準が最初の5年間について2分の1に軽減）等の支援措置を講じる制度です。

認定の対象となる条件は、以下の通り。

表6-1. 緑化施設整備計画認定制度の対象

対象となる 緑化施設	緑の基本計画における緑化重点地区内の建築物の敷地内（建築物の屋上、空地その他屋外）において整備される緑化施設
緑化施設を整備する建築物の敷地面積	1,000 m <sup>2</sup> 以上
認定要件	緑化施設の面積が建築物の敷地面積に対する割合（緑化率）20%以上

## (2) 旧江戸川沿川緑化重点地区

### 対象区域

旧江戸川と主要地方道市川浦安線（都市計画道路3・4・18号）の間の市街地を対象とします。

### 地区における緑の現況と課題

- ・本行徳地区の周辺では、良好な歴史的景観のある社寺が多くみられます。
- ・都市公園整備率は低く、地区公園等の大規模な公園が整備されていない状況です。
- ・低層住宅から中高層住宅への移行が目立っています。
- ・旧江戸川はコンクリートの直立護岸\*が連続し親水機能がありません。また、主要地方道市川浦安線は街路樹整備等による沿道緑化が行われていない状況です。
- ・旧江戸川沿いの市街地は、狭隘道路が多く高層化が著しい島尻、広尾地区は、公園等の十分なオープンスペース等も少ないことから、防災性の向上が課題となっています。

### 重点的な施策

寺町地区における歴史的、文化的な景観と調和した生垣緑化を推進します。徳願寺周辺の緑化、内匠堀\*、権現道\*の緑化を図ります。不連続となっている街路樹の再整備や緑視効果の高い植栽の導入等、緑豊かな空間を形成するため、緑のネットワークを推進します。



図 6-3. 旧江戸川沿川緑化重点地区位置図

旧江戸川は、常夜灯\*等の歴史ある景観に配慮した緑の空間を創出します。地域の防災拠点及びレクリエーション拠点を創出するため、まとまった緑の整備等によるレクリエーション機能の向上を図ります。高層化が著しく、人口増加が目立つ島尻、広尾地区等では、十分なオープンスペースも少ないことから、緑化施設整備計画認定制度による屋上、壁面緑化を行い、防災性の向上を図ります。

### 3. 保全配慮地区

#### (1) 保全配慮地区の概要と目的

保全配慮地区とは、都市緑地保全法第2条の2の中で緑の基本計画の策定項目として定める「緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。市民等に対して当該地区の樹林地、農地等、保全上重要な地区であることを明らかにすることにより、本市を特徴づける一団の緑地を保全するための有効な手段として位置づけます。

#### (2) 保全配慮地区の設定の基本的な考え方

本市における緑地の状況等を勘案し、必要に応じて緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区を定め、市民緑地契約の締結等、緑地保全方策、概ねの位置を特定し、即地的に定めるものとします。

具体的には、風致・景観の保全、自然生態系の保全、市民の自然とのふれあいの場の提供等の観点から重要となる自然的環境に富んだ地区全体を、緑地以外の土地の区域も含めて設定し、多様な手法の組み合わせにより、地区の自然環境の保全を図ります。

保全配慮地区の設定にあたっては、本市の緑の保全対策を進める上で特に配慮が必要となる地区に設定することが望ましいことから、右記の条件に当てはまる地区を指定します。

#### < 主な設定条件 >

斜面樹林地と農地がまとまった里地、里山が見られる地区  
樹林地と住宅が調和した風致景観を保全していく地区  
歴史性ある良好な社寺林等の景観を望める地区

主となる設定条件を補足し、かつ具体的な地区の設定条件を以下に示します。

- ・生態系の保全を図る地区
- ・自然とのふれあいの場を提供する緑地として保全する必要がある地区
- ・都市における環境保全に資する農地、屋敷林等

### (3) 保全配慮地区の設定

設定条件にあてはまる3地区を保全配慮地区として定めます。以下に地区の位置を図示します。

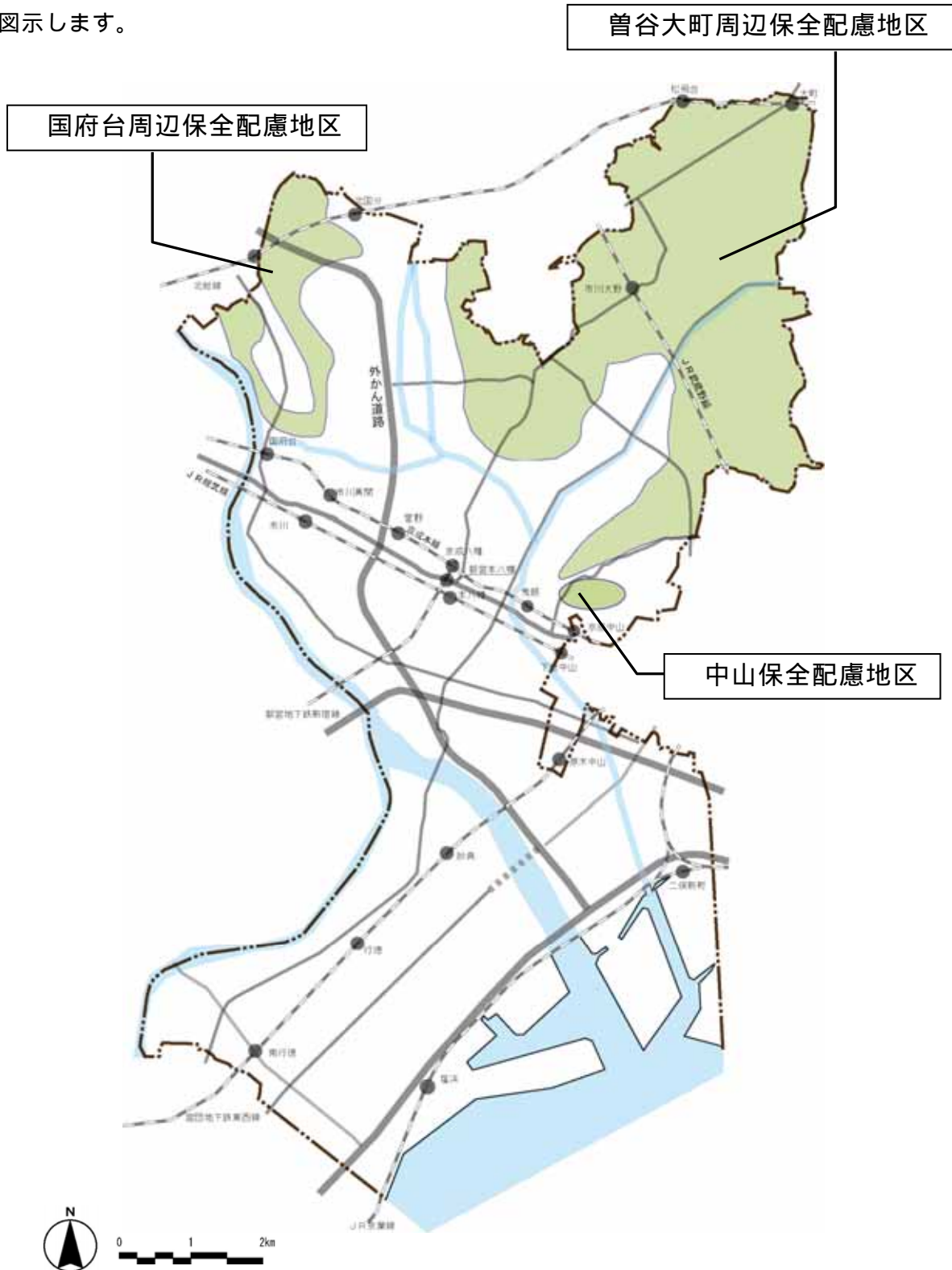


図 6-4. 保全配慮地区の位置



## 4. 保全配慮地区別整備方針

### (1) 国府台周辺保全配慮地区

#### 対象区域

北国分から中国分及び国府台から真間までの樹林地や農地を中心とし、その周辺地を含む一体的な地区を対象とします。

#### 地区における緑の現況と課題

- ・本市の歴史、文化を継承する緑地が多く江戸川沿いの斜面林、里見公園、真間山等の樹林地が見られます。
- ・宅地化や土地造成が原因で樹林地が減少傾向にあります。
- ・小塚山公園、じゅん菜池緑地、里見公園等拠点となる公園緑地が多くみられます。
- ・狭隘道路が多く見られ、街路樹整備については十分ではありません。
- ・自然を学び・体験することができる自然環境学習の場づくりが必要です。

#### 保全施策

緑の拠点となる公園と民有樹林地の保全を中心に生態系にも配慮した拠点間をつなぐ「水と緑の回廊」の形成を図ります。

歴史・文化を感じながら自然環境学習ができる場づくりを進めます。

現況の樹林地について、植生自然度\*や開発のしやすさを示す傾斜度、緑のつながりとまとまりを示す面積規模、景観特性及び土地利用等の評価を行う「樹林地保全評価システム」を構築して、樹林地の保全・活用の推進を図ります。

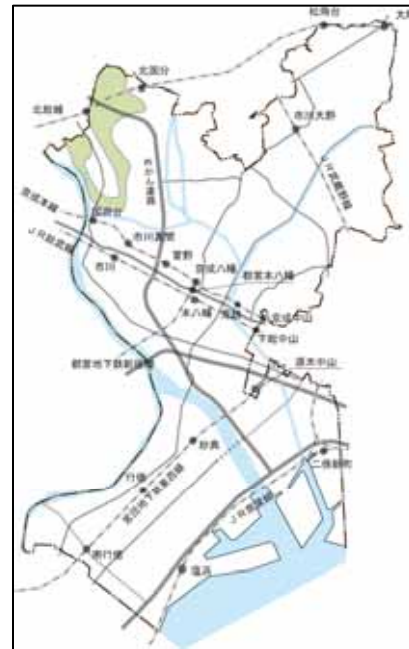


図 6-5. 国府台周辺保全配慮地区位置図

市民への開放や利用が望ましいとされる樹林地は、「市民緑地」として整備し、開放します。

市民との連携強化を図り、樹林地の保全と活用に向け、推進体制を確立します。

江戸川の水辺環境と国府台の斜面林と一体となった水と緑のネットワークを形成します。

## (2) 曾谷大町周辺保全配慮地区

### 対象区域

曾谷、大町、柏井町等に見られる樹林地や農地を中心とし、その周辺地を含む一体的な地区を対象とします。

### 地区における緑の現況と課題

- ・ 樹林地、農地等のまとまりある緑地景観がみられます。
- ・ 樹林地は、宅地化や造成が原因で減少しています。
- ・ 国道464号（大町梨街道）付近には梨園が広がっています。
- ・ 姥山貝塚公園の周辺には民有地の樹林地や、社寺林が多くみられます。
- ・ 市内唯一の総合公園の大町公園は、市民にとって豊かな自然を感じることができるレクリエーションの場として利用されています。
- ・ 一団の生産緑地地区が多く広がっています。
- ・ 人々が緑の潤いを感じることでできる空間づくりの検討が必要です。
- ・ 本市と船橋市の市域にまたがる（仮称）葛南広域公園の整備計画により、広域的なレクリエーションの拠点としての形成が期待されています。

### 保全施策

農業体験等の余暇・レクリエーションを楽しむことがライフスタイルとして定着しつつあり、人々のニーズを満たす資源として、また、農地の具体的な保全施策として、市民農園の普及を推進します。

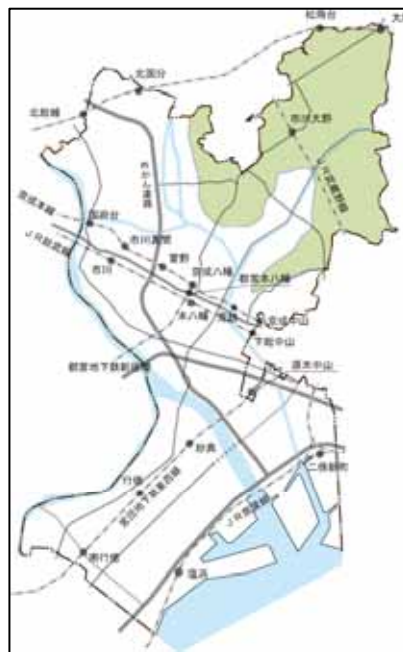


図6-6. 曾谷大町周辺保全配慮地区位置図

農地の所有者とNPOやボランティアによる田畑の体験作業や自然環境の再生を推進します。

緑の拠点として位置付けられる大町公園は、自然環境の保全とレクリエーション機能の充実を図ります。

樹林地や農地を含む周辺地の一体的な緑地保全の取り組み方針や維持管理体制の検討会を支援します。

市民への開放や利用が望ましいとされる樹林地は、「市民緑地」として、誰もが安心して利用できるよう配慮します。

### (3) 中山保全配慮地区

#### 対象区域

法華経寺等の社寺群を中心とし、周辺の屋敷林を含む一体的な地区を対象とします。

#### 地区における現況と課題

- ・法華経寺を中心とした社寺の敷地内にはケヤキやクスノキ、イチヨウ等の歴史のある社寺林が多くみられます。
- ・社寺の周囲には住宅が迫っており、樹木の剪定が問題となっています。
- ・周辺地は密集した商店街や住宅地が形成されており、社寺景観に配慮した緑化の推進が望まれます。

#### 保全施策

歴史のある社寺林を後世に伝えるために、法律に基づいた保存樹・保存樹林の協定制度の締結を図り、良好な生育環境を維持、保全します。

地域の個性を演出する樹木を保全するため、市の協定樹木制度を推進します。法華経寺を中心とした歴史的、文化的な景観との調和を図った生垣緑化を進めます。



図 6-7. 中山周辺保全配慮地区位置図

## 第7章 実現化の方針

### 1. 実現化に向けた推進体制の確立

第4章で示した施策の実現にあたっては、市民、事業者、市のそれぞれが緑の大切さや役割を認識し、実践していくことによって緑豊かな自然環境を守り、育てていくことに結びついていきます。

市民、事業者、市がパートナーシップのもと、一体となって計画の実現に取り組んでいくためには、それぞれが各自の役割を認識した上で、緑の保全と創出に関する主体的な取り組みを進めるとともに、お互いが連携して施策を円滑に実施できるような体制を整備していく必要があります。

### 2. 市民、事業者、市の役割

#### (1) 市民の役割

市民一人ひとりが緑の保全や緑づくりを自分自身の問題として認識し、自然環境の保全や新たな緑化活動への意識を高め、積極的に参加することが求められています。

それは、身の回りの緑や水辺環境に配慮することから始め、緑にかかわるボランティア活動等を通じて緑づくりへの理解を深め、最終的には市民共有の財産となる緑の環境を守り、つくることを目標とした活動が求められています。

#### 〈実現化に向けた市民の役割〉

緑の大切さを知り、身近な緑を育てます。

宅地内（庭やベランダ、屋上、駐車場等）の緑化を推進します。

地域の緑づくりや緑の保全活動へ積極的に参加します。

#### (2) 事業者の役割

事業所敷地内の緑化が緑づくりの大きな要素となっているとともに、景観の構成要素の一つであることを認識し、地域の緑づくりに参加していくことが求められています。

地域の歴史、文化の中で育んできた環境を守り、地域の景観に調和した施設整備等の活動に協力していくことが求められています。

#### 〈実現化に向けた事業者の役割〉

建物の屋上や壁面緑化、生け垣の設置、駐車場等の緑化を推進します。

地域の緑づくりに積極的に取り組みます。

緑豊かな景観づくりを推進します。



### (3) 市の役割

緑の保全や緑づくり等を推進するために、市民、事業者の意向を把握し、各種施策を実施するとともに、市民、事業者の自主的な緑の保全、緑化活動を支援していく必要があります。

また、公園緑地、道路、河川・水路等公共施設の整備にあたっては、地域の自然環境、景観、歴史・文化特性を活かした緑の環境づくりを積極的に取り組んでいく必要があります。

さらに、市民、事業者から緑の保全活動や緑づくりへの理解及び協力が得られるように、市民参加の緑づくりの機会を提供する等、普及・啓発・支援活動を推進していく必要があります。

**〔実現化に向けた市の役割〕**

公共事業（公園や道路の整備等）による緑化を推進します。

緑化や公園整備に関わる財源を積極的に確保していきます。

市民や事業者が行う緑化活動を支援します。

緑の保全や緑化を推進する制度をつくります。

市民、事業者、市による協働体制づくりを推進するための条例を定めます。

広報活動等を充実させ、多様な機会を通じて計画の普及を図ります。

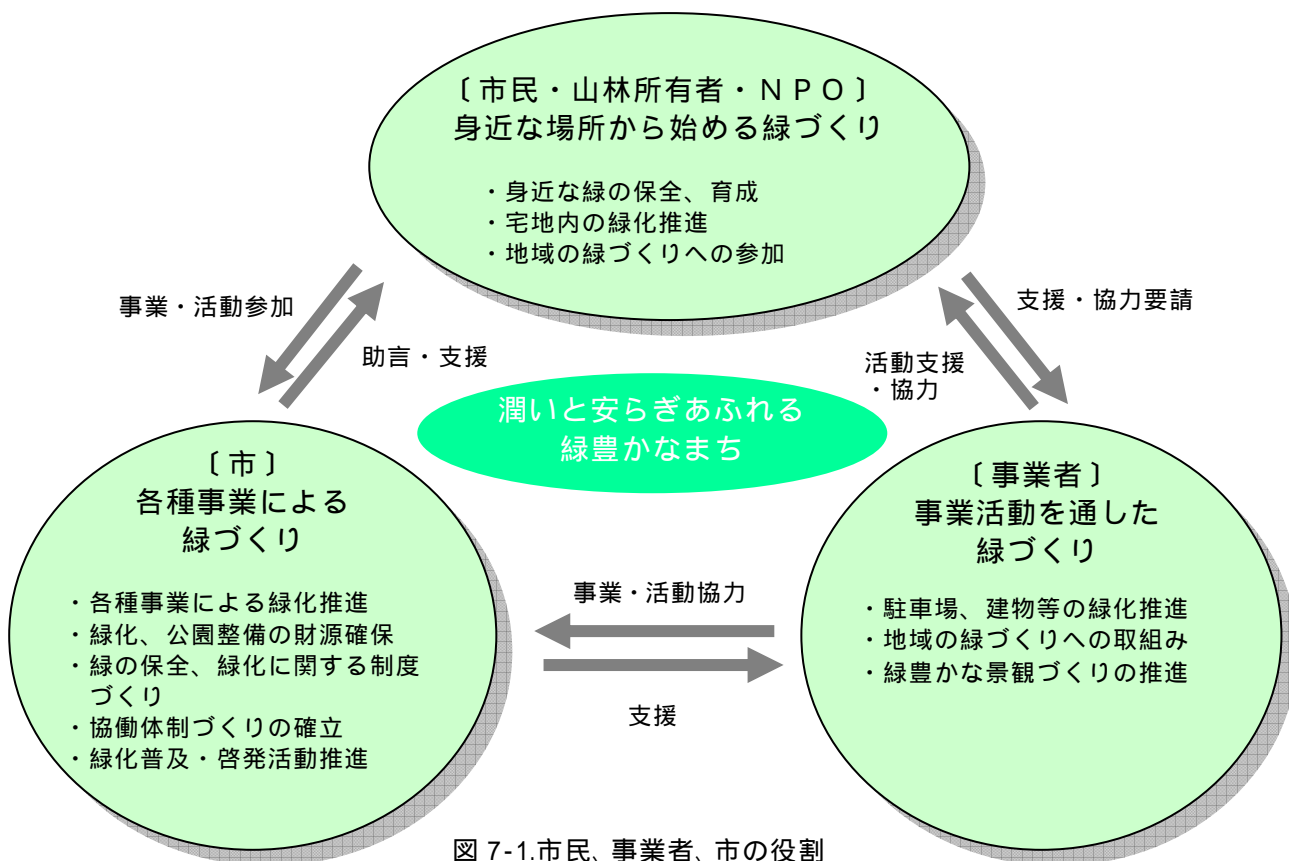


図 7-1.市民、事業者、市の役割

### 3. アクションプランの推進

#### (1) アクションプランの概要

アクションプラン\*とは、本計画における将来像に向けて、基本方針にそった施策の展開を具体的にどのように進めていくのか、何から推進していくのかについて実施期間やプランの具体的な項目を明らかにし、実行するものです。

計画期間を概ね5年とし、個々の施策における具体的な取り組みを市民、事業者との連携を図りながら進めます。(平成16年度開始)

また、個々の施策の展開や進捗状況の点検と評価を毎年実施し、本プランの最終年度には本プランを実行したことによる効果の総合的な点検と評価を行い、この結果に基づき、本計画における施策の見直しを継続的に行います。

#### (2) アクションプランの実施

アクションプランの実施にあたっては、計画を推進する「アクションプラン策定組織」を庁内に設置します。(平成16年度予定)

また、アクションプラン実施に向けては、1つの施策に概ね5年の期間で取り組むことから、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、施策の見直し(Action)のPDCAサイクルに基づく施策評価システムを構築することが必要となります。

そのため、各種施策の実施推進体制づくりを進めていくとともに、モニタリング、評価、改善システムを検討していく必要があります。

具体的には、施策評価のための実施体制、評価表等による評価手法、改善・見直しの手順等について検討していきます。

各施策の評価手法については、統一の施策評価表を作成し、評価を客観的で有効なものとするため、学識経験者等をメンバーに入れた第三者の外部委員による評価組織体制により評価を実施します。

そして評価結果及び改善、見直しの対応方針等が確定した場合については、市民へ公表していきます。

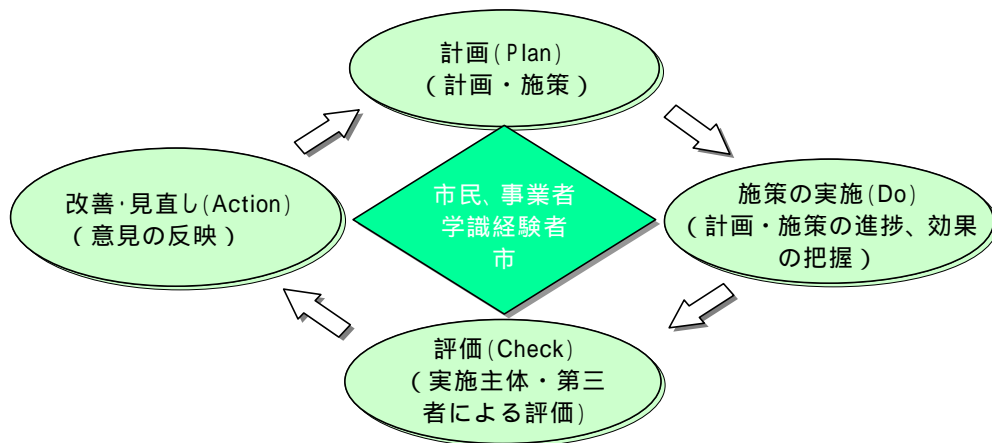
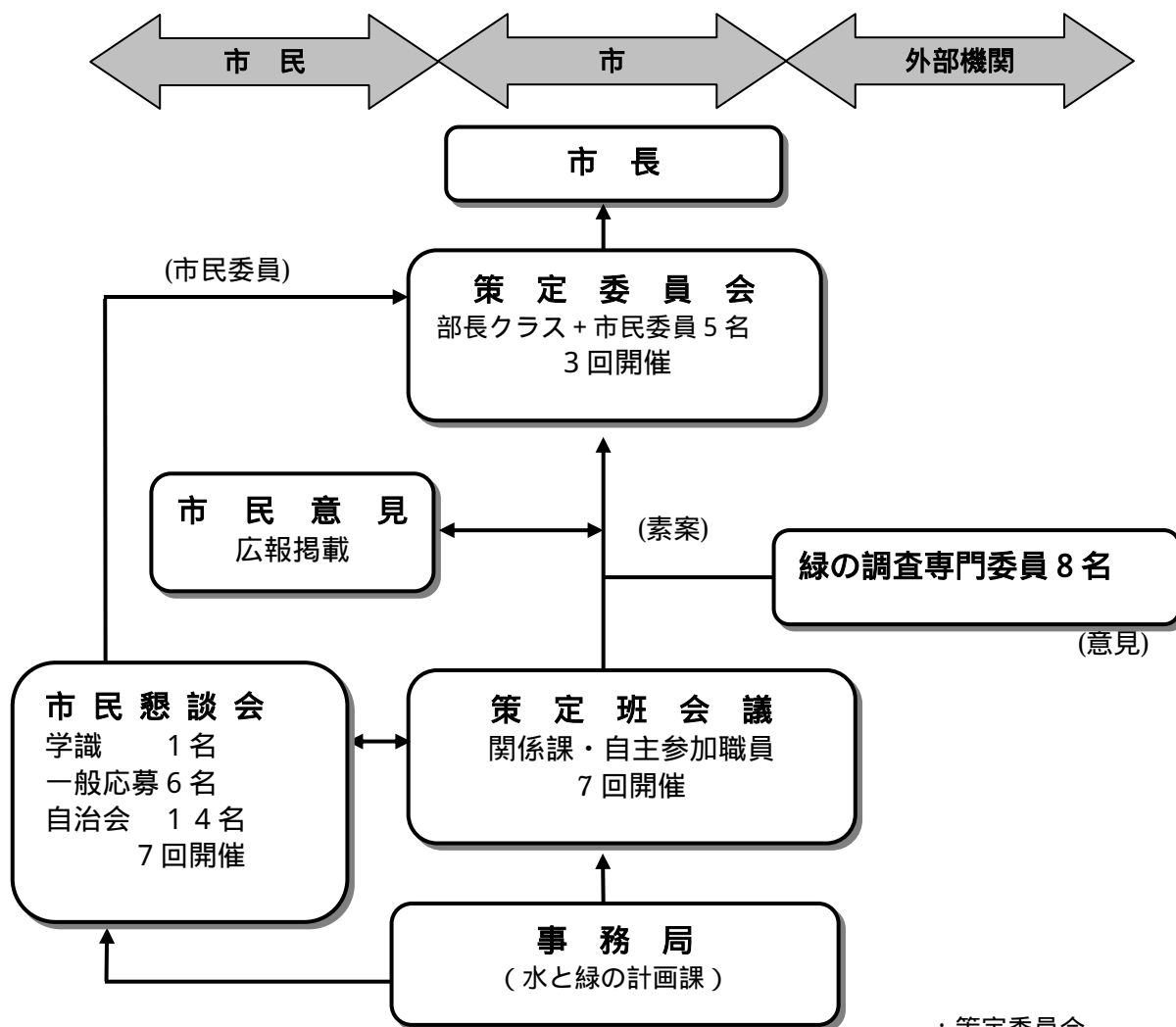


図 7-2. 施策評価システム

- 參考資料 -

## 1. 計画の策定体制フロー



：策定委員会  
 ：市民懇談会  
 ：策定班会議

## 2. 計画の策定経過

日程			会議名
平成14年	5月	22日	第1回策定班会議
"	8月	1日	第2回策定班会議
"	8月	27日	第1回市民懇談会
"	9月	10日	第2回市民懇談会
"	10月	2日	第3回市民懇談会
"	10月	23日	第4回市民懇談会 第3回策定班会議
"	11月	13日	第5回市民懇談会 第4回策定班会議
"	12月	4日	第6回市民懇談会 第5回策定班会議
平成15年	8月	1日	第6回策定班会議
"	11月	20日	第7回策定班会議
"	11月	26日	第7回市民懇談会(報告会)
"	12月	3日	・市長への計画書素案手渡し式
"	12月	19日	第1回策定委員会
平成16年	1月	19日	第2回策定委員会
"	2月	17日	第3回策定委員会



### 3. 市川市緑の基本計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 都市緑地保全法第2条の2に規定する市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）の策定を円滑に進めるため、市川市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (委員会の任務)

第2条 委員会は、市民の意見を反映した緑の基本計画の策定に関し、総合的に調査研究を及び調整を行う。

#### (組織)

第3条 委員会は、建設局長、企画部長、環境清掃部長、都市計画部長、道路交通部長、水と緑の部長、教育総務部長の職にある者並びに市民委員をもって構成する。

#### (委員長)

第4条 委員会に委員長1名を置く。

2 委員長は、市民委員の中から選任する。

3 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、建設局長の職にある者が、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係課長等その他関係機関の職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

#### (補助組織)

第6条 委員会設置の目的を効果的に達成するため、補助組織として緑の基本計画策定班（以下「策定班」という。）を置く。

#### (策定班)

第7条 策定班は、委員会の指示に基づいて、緑の基本計画策定に関する専門的事項について調査研究を行い、緑の基本計画の素案を作成し、これを委員会に提出するものとする。

2 策定班は、水と緑の計画課長を統括者とし、前項の調査研究を行うために必要な関係課等の職員により構成する。

3 策定班は、その任務を遂行する上で必要があると認めるときは、関係課の職員から、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

#### (委員会の事務)

第8条 委員会の事務は、建設局水と緑の部水と緑の計画課において処理する。

#### (補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

#### 4. 策定委員会及び市民懇談会等名簿 (敬称略順不同)

##### (1) 策定委員会

	所 属	職 名	氏 名
1	学識経験者	委員長	浅野 義人
2	市民委員(北東部)	委 員	大塚 功一
3	市民委員(北西部)	委 員	中村 一郎
4	市民委員(中部)	委 員	阿部 武弘
5	市民委員(南部)	委 員	高木 史人
6	建設局	局 長	本島 彰
7	企画部	部 長	永池 一秀
8	環境清掃部	部 長	鈴木 孝男
9	都市計画部	部 長	山越 均
10	道路交通部	部 長	木村 博
11	教育総務部	部 長	谷本 久生
12	水と緑の部	部 長	中山 千代和

##### (2) 市民懇談会

	地 区	氏 名	備 考	
1	座 長	浅野 義人	千葉大学大学院教授	
2	北東部	本北方1丁目自治会	市川東部地区常任理事	
3		東菅野5丁目自治会	菅野・須和田地区理事	
4		宮久保5丁目自治会	宮久保地区理事	
5		下貝塚3丁目自治会	曾谷・下貝塚地区理事	
6		大野町3丁目自治会	大柏地区副会長	
7		一般公募	後藤 敬子	
8		北西部	市川3丁目第1町会	市川第1地区常任理事
9	真間2丁目第3自治会		真間地区理事	
10	根古屋自治会		国分地区理事	
11	国府台町会		国府台地区常任理事	
12	一般公募		小野 恒	
13	一般公募	中村 一郎		
14	中 部	二俣自治会	信篤・二俣地区理事	
15		南八幡しらさぎ町会	八幡地区理事	
16		平田3丁目自治会	市川第2地区副会長	
17		一般公募	阿部 武弘	
18	一般公募	西村 正次郎		
19	南 部	香取自治会	南行徳地区理事	
20		関ヶ島自治会	行徳地区理事	
21		一般公募	高木 史人	

## (3) 策定班会議

	所 属		氏 名	
			平成 14 年度	平成 15 年度
1	企 画 部	企画政策課	小泉 貞之	山田 利朗
2	文 化 部	文化まちづくり課	石橋 義信	
3	文 化 部	まちかどミュージアム推進課	安達 功	
4	市民生活部	暮らしの安全課	吉村 和弘	
5	市民生活部	暮らしの安全課		川島 智
	農業委員会		川島 智	
6	環境清掃部	自然環境課	須藤 治	
7	経 済 部	農水産課	森川 泰和	岩堀 明
8	建 設 局	都市政策室	大場 亨	松丸 宏
9	都市計画部	都市計画課	田中 伸江	福田 裕
10	都市計画部	建築審査課	中崎 士	
11	街づくり部	街づくり推進課	藤田 利治	伊藤 幸仁
12	道路交通部	交通計画課	岡崎 守雅	
13	水と緑の部	河川課	白鳥 洋一	
14	水と緑の部	公園緑地課	高山 政美	
15	水と緑の部	公園緑地課	松村 節夫	
16	教育総務部	教育施設課	木村 紀夫	

## (4) 緑の調査専門委員名簿

専門分野	氏 名	備 考
造園計画	山田 和司	(財)日本緑化センター緑化計画部次長
	浅野 義人	千葉大学大学院教授
都市景観	清水 忠男	千葉大学教授
	木下 剛	千葉大学助教授
環境・生物	御巫 由紀	千葉県立中央博物館研究員
	越川 重治	千葉県立国分高等学校教諭
樹 木	竹内 平一郎	竹之内果樹園経営
	塚原 道夫	千葉県みどりの県民会議委員 樹木医

## 5. 市民懇談会及び策定委員会等における討議結果

### (1) 市民懇談会

#### 第1回市民懇談会[平成14年8月27日]

「みどりの基本計画」の検討内容、市民懇談会の進め方等についての意見

- ・三番瀬などの水辺についての検討も取り入れて欲しい。
- ・緑の保全という概念、あり方を検討すべきだと思う。
- ・懇談会では、地域や分野での検討が必要になる。
- ・緑地の保全及び緑化推進における施策の検討を重点的に行うべきだと思う。
- ・高齢社会など、社会的な背景を踏まえ、誰もがすぐに行ける身近な公園づくりが求められると思う。
- ・緑を守る手法について、現況に馴染むよう再検討したいと思う。

#### 第2回市民懇談会[平成14年9月10日]

緑づくりについて、市内の緑の現況（公園の整備状況等）についての意見

- ・市川市の海辺には、大きな緑地の整備は難しいと思う。
- ・江戸川の河川敷に緑を植える考え方があると思う。
- ・南部は必ずしも街路樹等の緑が多いとは言えない。江戸川沿いに公園・緑が少ないので、市営住宅等の公共用地を緑づくりに役立たせて欲しい。
- ・現況と過去のデータとの比較が必要かと思う。

#### 第3回は現地見学会のため、討議要旨なし

#### 第4回市民懇談会[平成14年10月23日]

市街地、水辺、公園、樹林地の緑における課題についての意見

- ・クロマツの保護を個人で行うのは困難である。
- ・市街地には公園をつくるスペースがない。
- ・街路樹があっても、生育が良くない所がある。
- ・遊具だけの公園が多く、子供達の遊び場中心の整備となっている。
- ・何でも観光化して、活性化していくのは問題があると思う。
- ・南部の公園で親水公園方式を取り入れて欲しい。
- ・緑について、住民の意識を変える必要がある。
- ・江戸川河川敷などに昔のような自然が見られなくなった。
- ・三番瀬はゴミ捨て場になっている。市民がふれあえる場所に変えたい。
- ・北部の斜面樹林は、手の付けられていない樹林地が増え、危険である。
- ・屋上緑化、校庭緑化を推進する。
- ・きれいな庭を持っている人に開放してもらおう。(オープンガーデン)
- ・モデル地区を作って賞を出す等、市としての緑に対するアピールが必要。
- ・1年を通して四季折々の自然が感じられる公園づくり。
- ・テーマ、機能別に公園を設け、ネットワーク化する。
- ・公園と一緒に水辺を整備してはどうだろうか。
- ・公園整備の計画段階から住民が参加することが必要である。
- ・三番瀬の手前(周辺)から緑化し、三番瀬を取り巻く現状の環境を改善する。皆が集まる憩いの場にして欲しい。
- ・切った木の分だけ新しい木を植えていくべきだと思う。
- ・NPOや緑を守るためのトラストなど、市民が緑を守る事を考える場を充実させることが大切。



第 5 回市民懇談会[平成 14 年 11 月 13 日]

4 地域別による緑の整備方針についての意見

(北東部)

- ・大町公園等の大きな拠点があるので、生活の場に身近な公園を整備すべき。
- ・地域のコミュニケーションがとれる公園、バリアフリーに配慮された公園、地域の歴史を学べるような場所としての整備が必要だと思う。
- ・屋上緑化の推進、観光案内板の充実、苗木の配布等を行う。
- ・緑の基金を拡充すべきだと思う。
- ・幼稚園や小学校からの緑に関わる教育が必要だと思う。

(北西部)

- ・曾谷貝塚、曾谷 2 丁目、和洋中学校等の周辺の生産緑地地区を街区公園、近隣公園等に位置付けられないか。
- ・京成線沿線の市街地中心部は公園が少ないので、緑化重点地区に指定するべきだと思う。
- ・真間川、国分川、外環道路、国道 14 号を緑の軸とする。
- ・周辺の斜面緑地との連携を図る。

(中部)

- ・マンションや戸建ての建築時に、公道接道部をオープンにして緑化する。
- ・都市計画道路の緑道化の実施。
- ・高架下の緑化、京葉道路脇の緑化を充実させる。
- ・公用駐車場を公園にする。
- ・行徳近郊緑地は、自然観察ができるようにする。
- ・工場跡地の有効利用を図る。

(南部)

- ・猫実川沿川、塩浜通り、行徳駅前通りをグリーンベルトとして整備する。
- ・江戸川河川敷沿川緑化の推進。
- ・石垣場を地区公園として整備する。
- ・塩浜地区工業地帯の総合公園化、海の公園化を図る。
- ・駅前周辺、ビルの屋上と壁面の緑化を充実させる。
- ・旧行徳市街地、内匠堀を生かした公園づくり、神社・仏閣等の敷地内を緑化。
- ・人材の発掘と育成(みどりの市民大学の充実)を行う。
- ・行政がきっかけをつくり、緑の講演会等を行う中で実際に行徳の緑を見て、緑化運動を展開していく。

第 6 回市民懇談会[平成 14 年 12 月 4 日]

緑を守り、育てる方法の市民、事業者、市の役割についての意見

(市民の役割)

- ・地域住民は行政に対し、積極的に意見を発するべきだと思う。
- ・個人の庭をもっと活用する(生垣、ガーデニング、オープンガーデン)
- ・屋上、壁面緑化に関しては市民の負担とする。
- ・緑地の所有者の活動を一般市民がバックアップする。
- ・緑地への理解を深め、落ち葉やゴミの放置問題を改善する。
- ・ボランティア活動や緑のイベントに積極的に参加・協力する。
- ・みどりの基本計画に沿って、市民の役割に基づく緑化を実行する。

(企業の役割)

- ・企業や市民がスポンサーになり、植樹・里親制度に取り組む。
- ・企業の敷地を緑化し、積極的に開放する。
- ・技術、情報、講師派遣の提供に協力して欲しい。
- ・延焼防止のための生垣化の充実。
- ・住宅地の中の工場移転の奨励と、その後の緑化によるオープンスペースの確保。

(市の役割)

- ・植樹祭などで市民参加型の緑化を啓発する。
- ・学校等の公共施設の校庭、壁面、屋上緑化を推進する。
- ・管理された魅力ある斜面樹林をPRする。
- ・ボランティア人材の育成。
- ・「みどりの基本計画」を環境学習等の副読本としても利用できるようにする。
- ・ピオトープ、河川沿いの草花の名所づくり。
- ・外環道路沿いに花の咲く木を国に要望する。
- ・江戸川河口のレクリエーション公園。

市民報告会(第7回市民懇談会)[平成15年11月26日]

計画書素案についての意見

- ・4系統による公園の配置方針では、図の中に、外かん道路の緑をどのように考えていくのかが、描かれていない。
- ・小さな空間でも、緑のあるスペースがあるとよい。
- ・アクションプランの推進というところが、非常に重要。PDCAサイクルを公開することが必要なのではないか。
- ・現状をどう評価するかが、基本計画の最も重要なところだと思う。
- ・現状の緑について、提示の仕方が足りないのではないかと。樹林地等の図面も大きくしてほしい。
- ・近隣の松戸市、鎌ヶ谷市、船橋市、浦安市などとのつながりを考えると視野が広がると思う。
  - ・緑のNPOの活動をアクションプランの中に取り込んでほしい。また、収益をもたらすような施策があってもよいと思う。
- ・都市公園の面積をここまで増やすのは、現実的ではないと思う。いかに効果的に市民が利用できるか、利用している公園というものを評価し、使われていないところはどうしたら使われるようになるかを考えなければならない。公園の再編ということで、例えば必要なところにまとめて広いものを作るなど、今あるものを見直すことも必要だと思う。
- ・研修をして保全リーダーを養成したり、緑のドクターなどを使って管理をしていくことも大切だと思う。

(2) 緑の調査専門委員会議[平成15年12月25日]

計画書素案についての意見

- ・将来、本計画の見直しが必要となった場合や計画目標値の進行管理の方針について書き加えて欲しい。
- ・農振地域を地域制緑地として含める場合は、まちづくりの中で、農用地区域とそれ以外の白地(農業集落地他)をどう位置づけて方針を立てるかを市民にわかりやすく提示する必要がある。
- ・一人当たり何㎡という数値目標より、市民にもっとわかりやすい目標を提示することが必要である。
- ・地域別方針をキャッチコピーのような言葉でわかりやすく表現して欲しい。
- ・樹林地評価については、その樹林地の保全・活用計画を作った上で、緑地を評価・確保する必要がある。(相続発生時の緑地の取り扱い対応)
- ・樹林地評価に際しては、市民意識としてどこの樹林地が大事な樹林地か、市民が大切に管理していく意識があるところを優先して評価する。

## (3) 策定委員会

第1回策定委員会 [平成15年12月19日]

計画書素案第1～3章についての意見

- ・緑地の体系に従って、現在の緑地面積を分けて欲しい。また、4地区での分類が目標を立てるときに重要になると思う。
- ・緑地種別の面積をわかりやすく示すべきだと思う。
- ・緑の効用ということで、レクリエーションという言葉がいいのか、別な表現があってもよいのではないかなと思う。
- ・歴史的に緑が減っていった経緯は、どのような比率で変わっていったのかわかるのだろうか。
- ・クロマツと砂州というのは密接な関係があるため、「砂州の保全」についてもふれていただけたらと思う。
- ・緑地の区分ですが、「地域森林計画対象民有林」(108ha)等も計上していただければと思う。
- ・今の目標は数字だけになっている。将来目標が達成されたときにどんな状況になるのか、イメージ図等を用いて表現の工夫が必要だと思う。
- ・昭和30年代ぐらいの自然環境が目標のイメージになるのではないかな。
- ・どのぐらいの面積の緑地で、どのぐらいの酸素ができるなどが述べられても良いのかなと思う。排気及び温暖化対策を考慮して、緑地の整備方針、配置方針があっても良いと思う。
- ・現況について、全部書ききれないとすれば、自然環境課の方で調べたものを参考文献として調べたものがあるということ、載せればよいのではないだろうか。

第2回策定委員会 [平成16年1月19日]

計画書素案第4～6章についての意見

- ・施策表に役割分担も載せて欲しい。
- ・社寺林の扱いが小さいので充実させて欲しい。
- ・公園緑地の用地取得は現実的に難しいのではないかなと思う。用地を買収するだけでなく、何かしら公園として位置づけ、緑地確保していく視点が必要である。
- ・各公園の整備面積で大きな面積はどこを整備していくのが明らかにしていく必要があるのではないかな。
- ・緑の基金の活用内容を充実させて欲しい。
- ・地域別計画方針を分かりやすくして欲しい。
- ・「第一終末処理場の上部利用を図る」という表現を修正して欲しい。
- ・推進する、検討する、関わるといった言葉の統一をして欲しい。

第3回策定委員会 [平成16年2月17日]

計画書素案第7章及びこれまでの議論における事務局対応についての意見

- ・アクションプランの大規模公園のネットワークについては、北西部だけでなく海辺のネットワークがあってもよいと思う。
- ・アクションプランについては、リーディングプランという意味があるという感じがする。アクションプランかリーディングプランかということ整理する必要がある。
- ・基本的な施策のうち、当面5ヶ年間で取り組むべきもの、中期的に取り組むべきもの、長期的に取り組むべきものというような形で整理できればと思う。
- ・計画の5年後の見直しは良いと思うが、進行管理については、毎年行った方がいいのではないか。
- ・海辺の拠点は、三番瀬全体を位置づけるべきだと思う。
- ・施策の中に植生管理計画とあるが、具体的にどのような緑地をどういう風に管理するのかを示せないか。
- ・クロマツの保全施策として、学校や公園等公共施設を整備する際に、まとめて植栽するようにしたらいいのではないだろうか。
- ・「緑の市民大学」は、千葉大学で開催された市民向けの講座がある。このようなものも活用できるようにコンタクトを取ってほしいと思う。
- ・法律、条例については何条というように分かりやすく書いていただきたい。



## 6. 基本的な施策の分類表

施策内容		施策区分			役割区分			地域区分				
		継 続	拡 充	新 規	市 民	事 業 者	市	北 東 部	北 西 部	中 部	南 部	
基本方針1 生態系に配慮して地域の緑を守り活用します	1) 樹林地を守り活用する											
	樹林地保全・活用評価システムの構築											
	緑の保全及び緑化の推進に関する条例の制定											
	樹林地保全協定による保全											
	市民緑地の指定											
	都市緑地による公有地化											
	風致地区の維持											
	緑地保全地区の維持											
	社寺や文化財と一体となった緑の保全											
	開発に伴う緑の確保											
	植生管理計画の策定											
	2) 巨木、クロマツを保全する											
	保存樹・保存樹木の指定											
	巨木等保存協定の締結											
	クロマツの保全											
	3) 水循環を保全・形成する											
	水マスタープランの策定											
	湧水地の保全											
	河川環境の保全											
	海辺の保全											
4) 農地を守り活用する												
市民農園の拡充												
生産緑地地区の保全・活用												
農業体験施設の利用支援												
基本方針2 魅力ある都市公園を創出します	1) 緑の基盤となる都市公園を増やす											
	都市公園の配置、整備方針											
	都市公園の用地確保											
	身近な小広場(ポケットパーク)等の整備											
	2) 都市公園の魅力を高める											
	公園の再整備の推進											
	自然環境を活かした都市公園の整備											
	特色ある都市公園の整備											
安全・安心の公園整備												
ユニバーサルデザインの公園整備												

施策内容		施策区分			役割区分			地域区分			
		継続	拡充	新規	市民	事業者	市	北東部	北西部	中部	南部
基本方針3 公共施設の緑を増やします	1) 公共公益施設の緑を増やす										
	公共施設の緑化推進										
	モデル緑化の推進										
	大規模施設の緑の拠点づくり										
	水循環に配慮した施設整備の推進										
	生息環境に配慮した緑化の推進										
	道路緑化の推進										
	2) 緑の学校づくりを推進する										
学校の緑化の推進											
環境教育等の推進											
基本方針4 民有地の緑を増やします	緑あふれる街づくりの推進										
	住宅地の緑化の推進										
	オープンガーデンの推進										
	屋上や壁面への緑化の推進										
	総合設計制度や地区計画等による緑化の推進										
	緑地協定の推進										
商業・業務地の緑化の推進											
工場等の緑化の推進											
基本方針5 水と緑のネットワークを形成します	1) 機能別のネットワークを形成する										
	ビオトープネットワークの形成										
	防災ネットワークの形成										
	レクリエーションネットワークの形成										
	風の道づくりの推進										
	桜ネットワーク整備構想の推進										
大規模な公園緑地等のネットワーク形成											
基本方針6 緑のパートナーシップを推進します	1) 緑と花に対する関心を高める										
	啓発活動の推進										
	緑と花のイベントの開催										
	緑と花の講習会の充実										
	2) 緑と花の組織(人)をつくる										
	緑の調査専門委員の活用										
	緑と花に関する市民団体のネットワーク化の推進										
	緑地の管理ボランティアの育成										
	(仮称)緑の市民大学の設置										
	3) 緑と花の活動への支援										
	市民参加の公園・緑地づくり										
	緑のリサイクル活動の推進										
	市川市緑の基金の協力・支援										
	緑のトラスト運動の支援										
公園ボランティアへの支援											
「樹木1本、生垣1m運動」の支援											

## 《市川市みどりの基本計画 用語解説》

用 語	解 説
<b>あ</b>	
アクションプラン	基本構想、基本計画等の「考え方」を中心とした計画に対して、それを実現するための手法や活動指針を備えた具体的な実施計画のこと。
アメニティ	主に生活環境における「快適性」「快適環境」といった意味として訳される。
暗渠	地下に設けた下水路や雨水排水路のこと。
市川市総合計画	長期的な将来展望に基づいて、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画であり、各分野における計画や事業展開の指針となると同時に、市民と行政の共通の将来目標となるもので、「基本構想」「基本計画」「総合5ヵ年計画」から構成されている。
市川市都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき、市が定める都市計画に関する基本的な方針。市川市基本構想の将来像を実現するため、まちづくりの方針やプロセス等を住民の意見を反映させ総合的、体系的に策定するもの。
市川市環境基本計画	市川市環境基本条例に基づき、多様な環境問題に的確に対応し、本市の環境の保全及び創造のための環境施策を積極的に展開するため、従来の「いちかわ環境プラン」を新たな視点で見直し「住み良い文化都市市川」をめざして策定されている。
一時避難場所	地震等による災害が発生した時に、一時的に避難して様子を見て情報を得る場所で、市が小・中学校のグラウンドや公園などを指定する。
雨水貯留機能	雨水を下水管を通して速やかに川などに流さず、一時的に調整池等に貯留して洪水を軽減させる機能。
エコアップ	人間の手によって、生き物の生息環境を復元することで、単に、木を植え、緑を増やすといった活動ではなく、より多くの生き物がそこに生息できる環境を整えていく活動を意味する。
エコトーン	水域と陸域間の水辺や森林と草原間の林縁など異なった環境が隣接して連続的な変化が観察されるような場所で「移行帯」とも呼ばれる。
エコロード	地域の自然環境や生き物との共存を図るように配慮された道づくりのこと。
NPO	民間非営利組織（Non-Profit Organization の略）。営利を目的とせず、公益的な活動を行なう民間組織。医療、保健、福祉、文化・スポーツ、環境、まちづくり、国際交流など様々な分野で活動する団体が含まれる。
延焼遮断（防止）機能	樹木や広場などにより、火災の延焼を防ぐ役割のこと。阪神・淡路大震災では、公園の緑の役割が大きかったことが証明されている。
塩生植物	真水と海水が混ざる汽水域河口や塩沼湿地に生える植物。
オープンガーデン	個人の庭などにおいて、塀や生垣を低くして、開放的な花壇や庭をデザインして一般の市民に公開すること。
オープンスペース	建物のない一定の広がりのある場所のことで、緑地と同等の言葉として使う場合もある。

か

海進海退	海水面の上昇・下降によって海岸線が陸地側へ移動することを「海進」、その逆に海側に移動することを「海退」という。
外来種	自然に、或いは観賞用などとして人為的に外国から入ってきた生物のこと。
緊急用船着場	地震などの災害時に道路が通行できない場合に、川から船で救援物資や復旧用資材を輸送するための船着場。
可動堰	門扉等を開閉したり転倒させることによって水位、流量の調節ができる堰。
回廊	緑の拠点を河川、道路などで結び連続性を確保したルートのこと。
環境学習	樹林や川など自然の環境や人が活用してきた環境を題材にしながら、自然の仕組みや人の営みとの関わりなどを学ぶこと。
緩傾斜護岸	河川や池などの水際に人が水に近づきやすくしたり、ふれたりできるようにするために、護岸を緩やかな階段状や斜面にすること。
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止や工業地域での災害防止を図ることを目的として隣接する市街地と分離遮断するために設置する緑地。
幹線道路	都市間の主要地点を結ぶ道路のこと。
管理ボランティア	樹林地などの自然環境の維持・保全活動（清掃、草刈り、樹木の手入れなど）を行うボランティアや公園の清掃や花壇づくりなどの維持管理活動を行なうボランティアのこと。
涵養機能	水がしみこむように、自然に養われる機能。
狭隘道路	幅 4m 未満の狭い道路
クリーンエネルギー	太陽熱利用や太陽光発電、風力発電など温暖化ガスの排出や廃棄物処理の点で環境へ負荷をできるだけ与えないエネルギー源。
景観	景色、眺め。見る主体である人と見られる対象である環境との視覚的關係である。
広域避難場所	地震等による火災が拡大し、輻射熱や煙による二次災害の危険から住民の安全を確保するために十分な広さのある場所で、公園、学校など、面積の広い場所が指定される。
甲殻類	エビやカニ、ザリガニの仲間のこと。
公有水面	河川、海域、湖沼その他の公共の用に供する水面で国等の所有に属する水面。
権現道（ごんげんみち）	本行徳、関ヶ島を通る狭い道。（名前の由来は、徳川家康が東金での鷹狩りに出かけたときに通った道と言われる。）

さ

砂洲	陸地から海に延びた砂の堆積が水面上に発達したもの。
里親（アダプト）制度	身近な公園などの公共の場所を市民がボランティアの里親となって、その維持・管理を行う制度。
里地・里山	農山漁村集落、農耕地、薪炭生産など人との深い関わりを有したクヌギ・コナラ林などの二次林等で構成された地域。
市街化区域	既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。道路、下水道、公園等の施設の計画を定めることができる。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。主に農林業を行う区域。
施設緑地	都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地を総称して呼ぶ名称。（「緑地」参照）
児童遊園	児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設で、児童に健全な遊びの場を提供して、健康の増進や情操を豊かにすることを目的とする。
市民参加	行政計画などに市民が参加することで、特に公園計画では、アンケート、公聴会、説明会、ワークショップ方式などが行なわれている。
市民農園	市民がレクリエーションや自家用野菜の生産を目的として野菜や花を育てるための農園。
市民緑地	樹林地などを市などの公的組織が所有者から借用し、住民の管理を条件に開放する緑地のこと。  <制度について> 市民緑地制度とは、土地所有者の申し出により市が契約した土地を、住民が既存樹林等の緑の保全や新たな緑の創出の場として利用する制度。これにより、土地取得の負担なく、地域の緑づくりの場として緑地の提供を受けることができ、減少傾向にある緑を保全することができる。また、土地所有者には、固定資産税、都市計画税の減免や、20年以上の契約者には相続税等の軽減措置など、維持管理負担の軽減をもうけ、地域の緑づくりに参加しやすくしている。
社寺林	神社や寺院の周囲の林
住工混在地域	住宅地と工場が混在している地域。
常夜灯	本行徳の旧江戸川沿いにある石でつくられた燈籠。
照葉樹林	タブ林、シイ林、クスノキ林、カシ林など表面が光沢のある常緑の葉を持つ樹林。
植生自然度	自然を人工の影響を受ける度合いによって、10段階のランクに分けて自然性の度合いを示したもの。高山植物や天然林は、10ないし9となり、住宅地や造成地は1の植生自然度となる。



## 参考資料

親水公園	海、池や川沿いなどにある公園で、水辺に近づいて親しむことができたり、水辺の景観に親しめる公園。
親水護岸	河川や池などの水際に近づいたり、水に触れられるように、護岸を緩やかな斜面にしたり、石積みにするなどによって、水辺に親しめるようにすること。
薪炭	たきぎと炭。
生態系	生き物と土、水、大気、太陽光の5つの要素が有機的な関係を保つことにより構成され、生き物同士の食うもの食われるものとしての食物連鎖に組み込まれた自然のシステム。
雑木林	燃料用或いは堆肥用等として仕立てられ、15～20年で伐採する林で、その構成種は地域によって異なるが、関東では、クヌギ・コナラ林が一般的である。
総合学習	平成10年に告示された学習指導要領において、「総合的な学習の時間」が創設され、学ぶ意義を子供たちに実感させ、次の学びへの意欲を高めると同時に、各教科などで習った知識を実感し、体得させることをねらいとしたもの。
総合設計制度	建築基準法では、建ぺい率に対して一定の公開空地率が確保されている場合には、容積率と高さが緩和される。

## た

内匠堀	田中内匠と狩野浄天によって開削された幅2間ほどの農業用水路で、鎌ヶ谷から大柏、八幡、南行徳を通る延長12kmに及ぶ水路で、元和6年(1620)に完成した。昭和40年代まで近隣の農地を潤していたが、現在は蓋をかけられ歩道となっている。
多目的広場	イベントなど多目的に利用できる広場。
地域制緑地	緑地のうち、何らかの法制度等により担保されたもので緑地保全地区や風致地区等、一定の地域を指定したもの。
地区計画	良好な都市環境をつくるために、地区(例：幹線道路などで囲われた地区など)を単位として、建物の形や緑化率などを決め、一定の範囲の中でのまちづくりを進める制度。
中高層建築物	中高層の建築物が建てられる用途地域により、階数や高さが異なるが、第1、2種中高層住居専用地域、第1、2種住居地域では、地上4階建て以上又は高さが10mを超える建築物をいう。
沖積平野	河川の流下堆積物からなり、形成年代が若い地質年代の平野のことをいう。
調節池	大雨時の洪水を防ぐため、河川沿いなどに堤防を設けて水を一時的に貯めておく池のこと。
眺望地点	不特定多数の人の集まる可能性のある公共的な場所で開けた景観を望むことのできる地点。
直立護岸	コンクリート擁壁や鋼製の矢板で直立に作られた護岸。

千葉県都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法第 7 条の 4 に基づき、県が市街化区域、市街化調整区域について、その区分、及び各区域の整備、開発又は保全の方針を定めたもの。
鎮守の杜	微高地上を樹林に囲まれた神社や塚石が置かれた場所を指す。
都市河川	人口が集中する都市部を流れる河川。
都市計画区域	市町村の市街地を含む地域を一体的な都市として整備していく区域のこと。市川市は全域が都市計画区域となっている。
都市計画道路	都市計画法に定める都市施設として位置づけられる道路で、交通の円滑な処理、防災活動の確保等の役割を担う道路として整備される。
都市公園	都市公園法で規定されている公園のこと。現在、市に整備されている公園及び計画されている種類については本文第 2 章- 3 及び第 4 章- 2 を参照。
土地区画整理	原則的に土地を買収せずに土地所有者から少しずつ土地を提供してもらうことで道路や公園等の公共施設整備を行ない、残りの土地の利用価値を高め、健全な市街地を整備すること。
トラスト運動	自然環境や歴史的環境を保全するために広く人々から寄付を募って土地を買い取る運動のこと。

な

ネットワーク	拠点間を道路や河川で縦横に結び連携すること、或いは個々の市民団体を組織化して連携すること。
農業振興地域	昭和 30 年代から 40 年代にかけて、都市地域への人口集中や開発等が急速に行われたことにより、農地が減少し続ける状況の中で、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、重点的に整備・保全を行うことを目的に定められた。
農用地区域	今後おおむね 10 年以上にわたり農地として利用される集団的な農地のこと。農地以外への利用の変更が制限されているため、緑地としての継続性が高い。

は

パーゴラ	つる植物を這わせて格子状に組んだ棚。公園のベンチや砂場の上に設けられ、夏には緑陰を提供する。
パートナーシップ	市民、事業者、市など異なる組織同士の対等な関係に基づく共同作業によって、課題解決の枠組みをつくること。
ハンギングバスケット	草花の寄せ植えを飾るプランターの一つで、塀の壁やフェンスなどに掛けたり、吊るしたりするタイプのものをいう。
ヒートアイランド現象	市街地において建物の密集、道路舗装、ビルや工場からの人工熱の放出、大気汚染などの原因によって局地的に気温が上昇する現象。

<p>ビオトープ、 ビオトープネット ワーク</p>	<p>ビオトープとは、ドイツ語で「生きものの住む場所」という意味。水、土、大気、植物、動物が一つのつながりのある環境をつくっている範囲をビオトープといい、このビオトープが複数つながった全体をビオトープネットワークという。 これらビオトープ、ビオトープネットワークがえられるということは、いろいろな動植物が継続的に生息・生育できる環境がえられるということであるので、その地域の自然環境を少しでも回復していくことが大きな目標になる。</p>
<p>避難路</p>	<p>広域避難場所などに通じる道路、緑地又は緑道等をいう。</p>
<p>防火帯</p>	<p>延焼を防ぐ機能を持つ施設のこと。緑道や連続する帯状の樹林、河川などが、防火帯としての役割を担う。</p>
<p>防災機能</p>	<p>避難場所、避難路などの役割を担うこと。</p>
<p>放水路</p>	<p>江戸川放水路の正式名称は『江戸川』であり、昔からの江戸川の流路は旧江戸川のほうで、江戸川放水路は洪水を防ぐために人工的につくられた水路である。</p>
<p>ポケットパーク</p>	<p>ベストポケットパークの略でチョコッキのポケットのように小さい「ミニ公園」を意味する。1967年に完成したニューヨークの「ペイリーパーク」がその語源のはじまりといわれている。市街地における道路整備や市街地整備などで残された小規模な土地を活用して、地区の緑化に役立てたり、休息の場を提供する。</p>
<p>保全</p>	<p>自然環境について使われる言葉で、大きく、保護、保全、利用の三つの考え方を基本として使う。 保護は、現状の維持を大きな目的とし、一切手を入れないことが基本。ただし、対象となる動植物の生息・生育環境が悪化する恐れのある場合には、環境改善の方策を行うことがある。 保全は、現在の自然環境の継続に配慮しながら、散策や観察など軽度の利用を許容していくこと。そのため、対象となる環境がある程度の利用に耐えられることが条件になる。 利用は、対象となる環境の代替が可能と判断された時に施設の整備などによる利用を行うこと。</p>

ま

<p>水環境</p>	<p>水及び水辺地を欠くことのできない構成要素として、水質、水量、生物の生息状況その他の自然的側面及び親水空間、水に関する伝統的行事等の水文化その他の社会的側面を有する自然的社会的環境を意味する。</p>
<p>緑</p>	<p>「緑」とは、植物によって覆われている土地を意味するだけでなく、オープンスペースやその土地における野生生物、土壌、水などの自然環境を構成する要素全体を含む広い意味として捉える。</p>
<p>木造密集市街地</p>	<p>建築物が道路などの基盤整備が行なわれないまま、木造住宅が高密度に建ち並んでいる市街地をいう。</p>

や

屋敷林	北風や日差しから屋敷や居住環境を守るため、屋敷の周囲に植えられている林を指す。古くから枯れ枝や枯れ葉は燃料として使われている。
谷津	台地に樹枝状に刻まれた谷で水はけの悪い低湿地。このような地形の場所は古くから水田に利用されてきた。
遊休農地	1年を超えて作付けしていない農地で、今後作付けの意志があるものも、作付けの意思がないものも含めていうもので、耕作放棄地の一部は遊休農地となる。（「耕作放棄地」参照）
湧水	地下水が台地の斜面など地形の変化した場所から地表に出てきた地表水のこと。
ユニバーサルデザイン	年齢・性別・障害などを超えて、すべての人が自由に活動し、いきいきと生活できるようにするという考え方を基本に、ある特定の人のためのデザインではなく、より多くの人が利用できるよう配慮されたデザインのこと。 また、そういったデザインをしようという考え方そのものをいう。

ら

落葉広葉樹	広い葉を持ち、秋になると紅葉し、冬が来る前に葉を落とす樹木。
ランドマーク	地域の特徴を示す景観要素で、高層建築物や巨木など周辺から見ることでできる高さを持った目印のようなものを指す。
緑地	「緑地」とは、法や協定、条例等により、永続的に担保される空間を意味し、大きく分けて「施設緑地」と「地域制緑地等」に整理され、「施設緑地」は、住民の利用可能な公園、緑地やこれに準じた公共施設や民間施設等を位置づけ、「地域制緑地等」は、法的に一定の区域の緑を保全するものとして位置づける。
緑地協定	「都市緑地保全法」第14条に基づき、市民の方々（土地所有者等）がお互いに自分たちの住む街を良好な環境としていくために、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全または緑化に関する協定。
緑地率	区域面積に対して施設緑地と地域制緑地を合わせた緑の割合。
緑被率	市域や特定区域に占める樹林、草地、農地、水辺地、公園緑地等の植物で覆われた土地の割合。
緑化率	公共施設や学校などの敷地面積に対する植栽面積（樹木、芝生、草花などが植えられている面積）の割合。
林冠	森林の上層部の枝や葉が多く接して森を覆う層をいう。

## 市川市みどりの基本計画

発行：市川市

〒272-8501 千葉県市川市八幡 1-1-1

TEL 047-334-1111 (代表)

ホームページ [http://www.city.ichikawa.chiba.jp/net/mizumido/koen/green\\_plan/](http://www.city.ichikawa.chiba.jp/net/mizumido/koen/green_plan/)

編集：市川市水と緑の計画課

表紙：「森を抜ける道」久保 由紀（パステル画家）